

平成31年1月、2月閉会中 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会の概要

日時	平成31年	1月11日(金)	開会	午前10時	3分
			散会	午後	4時35分
	平成31年	2月6日(水)	開会	午前10時	3分
			散会	午後	6時22分
	平成31年	2月12日(火)	開会	午後	1時3分
			閉会	午後	8時10分

場所 第3委員会室

出席委員 長峰宏芳委員長
本木茂副委員長
板橋智之委員、新井豪委員、武内政文委員、田村琢実委員、木下高志委員、
小島信昭委員、木村勇夫委員、安藤友貴委員、並木正年委員、村岡正嗣委員、
中川浩委員

欠席委員 2月12日 新井豪委員 早退

証人(1月11日)

前田昌利氏(熊谷市都市整備部長)
新井賢一氏(熊谷市都市整備部開発審査課長)
新井進二氏((株)新井機械製作所代表取締役)
川田勝氏((株)新井機械製作所常務取締役管理部長)

(2月6日)

太幡哲也氏((株)たばたプランニング代表取締役)
八木橋博亮氏((株)ヤオコー取締役開発本部長)
田並胤明氏

(2月12日)

奈良原栄司氏(元・大里農林振興センター所長)
田部井一之氏(元・大里農林振興センター担当部長)

執行部 奥野立副知事(2月12日)
篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、前田幸永農業政策課長

会議に付した事件

熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件

その他

- 1 付託案件の調査のため、地方自治法第100条に基づく記録の提出を関係人に求めた。
- 2 付託案件の調査のため、地方自治法第100条に基づく証人の出頭を関係人に求めた。
- 3 2月12日の委員会において、「熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議」を、本委員会において多数をもって可決した。

* 委員会の決定により、会議録は全文反訳として調製しています。

【証人に対する質問（熊谷市都市整備部開発審査課）】

委員長

それでは、私から、お二方に何点かお聞きいたします。

なお、今後、お二方にお伺いする際は、お答えやすい順番で構いませんが、基本的には前田さん、新井さんの順番でお答えください。

それでは、農地転用許可の審査は、立地基準と一般基準に基づき判断されることになっています。前回の委員会で、立地基準に関しては、大里農林振興センター、熊谷市農業振興課及び農業委員会に確認することができました。

しかし、事業実施の確実性などを判断する一般基準については、本件の開発許可事務を所管する熊谷市開発審査課に確認を求めなければ真相の究明ができないと判断するに至りました。御協力のほどよろしくお願いたします。

それではですね、本件の農地転用許可に連動する開発許可に関し、どのように関わっていらしたのか、当時の職務内容などについて、お二人に伺います。

本件開発許可申請を受理したときに、在職していた所属所の名前、在籍期間、そのときの役職、職務内容についてお答えください。

前田証人

開発許可の本申請を受理したときには、都市整備部長としての職責でありました。あと……

委員長

在籍期間。

前田証人

平成28年の4月の1日から現在まで、都市整備部長ということでございます。

委員長

職務内容についてお願いします。

前田証人

職務内容につきましては、都市整備部所管の事業ということで、開発の審査課の所管、それから建築審査課の所管、公園緑地課の所管、都市計画課の所管、区画整理各事務所の所管の総括的な立場でございます。

委員長

新井証人、お願いします。

新井証人

本申請を受けたときは、開発審査課の副課長でございました。開発審査課の在籍期間につきましては、平成23年4月1日から平成29年の3月31日まででございます。主に

担当した事務といたしましては、開発許可の審査業務と検査業務、副課長ですから各系の統括とか課長の補佐をしておりました。

以上でございます。

委員長

それでは、前田さんにお尋ねします。

あなたは、平成28年度から現在の職に就いたとのことですが、本件に関する引き継ぎ事項はありましたか。

前田証人

引き継ぎはありませんでした。

委員長

新井さんにお尋ねします。

あなたは、本件に関する相談が持ち込まれた平成26年度から開発許可申請のあった平成29年3月まで在籍し、29年4月に後任に引き継ぎをして異動、そして今年度から再び開発審査課に戻ったということよろしいですか。

新井証人

はい、そのとおりでございます。

委員長

前田さんにお尋ねします。

本件土地に関する開発許可の根拠とした法律と条例について、それぞれ何条、何号かまでお答えください。

前田証人

都市計画法第34条第12号、熊谷市開発許可等の基準に関する条例第4条第4号です。

委員長

現開発審査課長である新井さんに、何点かお尋ねします。

まず、市外からの公共移転による開発行為について、年間どのくらいの申請があるのでしょうか。そのうち、本件のような遠方からの公共移転は、年間どのくらいあるのでしょうか。

新井証人

お答えします。

公共移転に関しましては、過去10年間で15件くらいですから、多いときは2件、通常は1件くらいだと思います。また、遠方からの公共移転に関しましては、事例はほとんどないと思います。

委員長

市では、開発行為を審査するための審査基準があるようですが、この審査基準のほかにも詳細なチェックリストのようなものはあるのでしょうか。

新井証人。

新井証人

お答えします。

添付書類として、収用証明書等の写しとか、その辺の添付があるかどうかということでございます。

委員長

詳細なチェックリスト。

新井証人

通常の開発29条のチェックリストというのがございまして、そこには添付すべき書類とか一覧が書かれております。

委員長

国の運用通知では、公共移転による代替建築物について、「従前とほぼ同一の用途、規模及び構造で建築される建築物」としています。

市の条例には規模についての記載はないようですが、どの程度の規模の差まで認めているのか、基準や具体例を挙げて説明していただけますか。

新井証人。

新井証人

条例上は、建築物の面積ですとか敷地についての基準はございませんが、従前と変わらないという趣旨で、建物につきましては2倍程度までということをお願いをしております。以上でございます。

委員長

市の審査基準には「予定建築物の用途は、移転に係る建築物と同一であること」とあります。同一かどうかはどのように判断するのか、具体例を挙げて説明していただけますか。

新井証人。

新井証人

予定建築物の用途につきましては、収用証明書に書かれている建築物と同一であるということ判断しております。

委員長

どのように判断をされているのかということと、具体例を挙げて説明していただけますか。

新井証人

具体的には、収用証明書に書かれている用途が、工場と書かれてある場合は工場、店舗と書かれてある場合は店舗という形で判断しております。

委員長

市が示している開発許可申請書の用途欄について、記載例には「できるだけ細かく」という注釈があります。本件の開発許可申請書には「店舗」とだけ記載されていますが、プレハブ店舗も工場兼店舗も総合スーパーマーケットも、全て「店舗」という記載で認めるのが市の通常の見取りということでしょうか。

既存の建築物と代替建築物の用途の同一性をどのように確認するのでしょうか。
新井証人、お願いします。

新井証人

工場兼店舗の場合は、用途が2つあるということで工場と店舗、基準の方で、2つ用途がある場合については一方のみの移転で、他方については残地に建築することも認めております。通常、店舗につきましては、工場と同様に、詳細までは求めておりません。

委員長

改めてお聞きしますが、既存の建築物と代替建築物の用途の同一性をどのように確認するのでしょうか、お願いします。

新井証人

収用証明書に書かれている用途と予定建築物が同じであれば、同一なものというふうに判断します。

委員長

公共移転による開発許可申請の添付書類としての収用証明書について、一般的には、土地収用事業により実際に収用された面積が記載されているのではないかと思います。本件のように、収用の対象となった面積と収用とは無関係の建物の面積が記載された証明書は、これまでも見たことがありますか。

新井証人

通常ですね、収用事業は、熊谷県土整備事務所と熊谷市役所の部署から出されるものが圧倒的に多いわけですが、通常の収用証明は、収用の対象となった土地の面積、収用の対象となった建築面積のみが記載されているというふうに思っております。

委員長

再度確認しますが、これまでも見たことがありますか。

新井証人

見たことはございません。

委員長

お二人にお尋ねします。

平成29年4月10日の本件開発許可には条件が付いていましたが、どのような条件であったのか、新井さんは許可時には異動していますが、現課長でもありますので、お答えください。

前田証人

開発の許可書には、許可の条件ということで、一般 申し訳ありません。細かいところまでは全て把握をしておりませんが、基本的な開発の注意事項、それとこの案件につきましては、この開発の許可の方に対する許可ですよというようなことが書いてあったかというふうに思います。

委員長

中身の、どのような条件であったのかということを知っているんですけども。

前田証人

細かいところまでは、申し訳ありません、把握をしておりません。

委員長

それでは、新井証人、お願いします。

新井証人

構造的な注意点として、擁壁の設計の関係ですとか、中間検査を受ける場合の基準ですとか、あとは地耐力とか、その辺をどういった方法で行いなさいとかそういった基準と、今回に関しましては、特定承継はできない、一般承継しかできませんよと、そのようなことが書かれていたかと記憶しております。

委員長

お二人にお尋ねします。

本件は、自己の業務用のための開発行為として、申請者に対し許可したものであり、相続人やその他の一般承継人以外には地位を承継することはできない。このことについて、いつ、誰が、誰に、どのように説明したのでしょうか。

前田証人

開発許可書に基づく相手方に対する通知だと思います。

委員長

もう一度お伺いしますけども、このことについて、いつ、誰が、誰に、どのように説明したのでしょうか、お答えください。

前田証人

29年の4月10日が開発許可日でございますので、そのお渡し、相手方に、代理人だと思いますが、通知書をお渡ししますので、その中でこのようなものが記載されていたものというふうに思います。

いつということでは、29年の4月10日ということで、誰がということに、誰にということにつきましては、許可書をもって、ですから、申請の代理人に対して、こういうような内容で説明をしているということだと思います。

委員長

今、代理人という話ですけども、今聞いているのは、誰が、誰にということを知っていますので、はっきり言ってください。

前田証人

開発審査課の担当者から、当時はたばた土地家屋調査士事務所だと思います。太幡、代理人というのは太幡調査士だと思います。

委員長

新井証人、お願いします。

新井証人

平成28年の10月頃に、たばたプランニングが、この件について代理人をしますというようなお話が窓口でありまして、その際に担当の方から、特定承継はできないよというような話はしてですね。今、部長が話されたように、その旨も許可通知書に記載して、29年4月10日にたばたプランニングにお渡ししているということだと思います。

委員長

新井さんにお尋ねします。

本委員会に提出された平成26年度の記録に、新井機械製作所が公共移転による開発許可を受けて店舗を建築し、ヤオコーに所有権を移転することを前提としているという関係者の発言がありました。事前の相談段階で、新井機械製作所からヤオコーへの所有権を移転する計画について聞いたことはありましたか。

新井証人。

新井証人

平成26年度に新井機械が店舗を作って、ほかのところで、ヤオコーさんという名前は聞いたことがないですけども、ほかの会社でございましたが、そういった話がありまして、それはできないという話をしております。その後ですね、大里農林振興センター主催の打合せの中で、初めてヤオコーという名前は聞きました。

以上でございます。

委員長

再度お伺いしますけども、所有権を移転する計画について聞いたことはあったかどうか、お答えください。移転する計画。

新井証人

大里農林センター主催の打合せの中で、当時の開発審査課長が地位承継の 特定承継ですけれども 話をしておりまして、その際ですね、特定承継というのは所有権の移転が前提の話なので、それで農業サイドとしますと、所有権移転できないということで、そういうやりとりはあったというふうに思います。

委員長

今お聞きしているのは、所有権を移転する計画ですね、計画。要は、新井さんがいいとか悪いとかと、そういう話じゃなくて、そういう計画があるということを知ったことがありますかということをお尋ねしているんです。

新井証人

代理人の方からそういった話は聞きました。聞きましたけども、それはできないというふうに答えたと思います。また、その際、地位承継の中の特定承継の話はしておりまして、特定承継が所有権移転を伴うことから、何というんでしょうか、開発サイドだけですとそれはできるんですけども、農業サイドと農地の開発の場合は、農地の方でそれはできないということですから、それは最終的にはもうできないという話になったんだと思います。

委員長

二人にお尋ねします。

平成30年3月に、新井機械製作所からヤオコーへ所有権が移転されたことが明るみになり、農地転用許可については是正指導が行われ、9月にはヤオコーから新井機械製作所に所有権が戻りました。所有権がヤオコーへ移転されたことを、どのように把握しましたか。

前田証人

平成30年の、日付までははっきり覚えておりませんが、3月か4月頃、市の農業委員会の方から、所有権が移ったということは聞きました。その後の戻ったということについても、やはり聞いていると思います。

以上です。

委員長

新井証人。

新井証人

同じでございます。

委員長

今ですね、お尋ねした、所有権がヤオコーへですね、移転されたことをですね、どのように把握されたかということについて、はっきりともう一度お答えください。

前田証人

3月、4月、どちらかだったかなって、日付は正直覚えておりません。これは、状況といたしましては、毎週定例、火曜日が庁内の定例の経営戦略会議ということで、市長以下部長の集まる会議があります。その後に、農業委員会の方から、立ち話で、こういう状況になったということを確認しております。日付はちょっと覚えておりません。

委員長

新井証人、思い出せませんか。

新井証人

平成30年3月はほかの部署にありまして、こういう話は全く聞いておりませんで、異動してきて6月ぐらいに、そんな話を聞いたかなというふうに記憶しております。

委員長

新井さんにお尋ねします。

本件の開発許可の申請者である新井機械製作所の方が窓口に来たり、打合せに同席したりしたことはありましたか。

申請内容等については、誰と、どのようにやりとりしていたのでしょうか。

新井証人、お願いします。

新井証人

申請者の新井機械製作所は、一度も来たことはございません。お会いしたこともありません。全て代理人のたばたプランニングに対して、その設計の内容ですとか、そういう申請の内容について、担当者の方から指導なりしたというふうに記憶しております。

委員長

この話はですね、最初、話が始まった当初から、誰と、どのようにやりとりしていたのか、お答えください。当初から。

新井証人

初め、一番初めに話があったのはですね、平成26年の8月12日にですね、当市の企業活動支援課という企業誘致をする課からですね、そういった話がありまして、その後、元代議士の方がですね、当時の開発審査課長を訪ねてみえて、2回ぐらい打合せをしています。

その後、新井機械製作所とは一度も会ったことはございません。

以上です。

委員長

元代議士という方はどなたですか。

新井証人

田並代議士です。

委員長

新井さんにお尋ねします。

平成26年度に新井機械製作所の公共移転について、田並元代議士が開発審査課と打合せを行っていますが、元代議士は、どのような立場で関与していたのでしょうか。新井機械製作所との関係をどう説明していましたか。

新井証人、お願いします。

新井証人

申請を行うのは新井機械だというお話をしておりましたけども、その関係については、特にお話はありませんでした。ですから、代理人という立場で話をされたのかなというふうに思います。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、前田証人にお伺いいたします。

今回ですね、地方自治法第100条の規定によりまして、埼玉県議会議長から記録の提出を請求いたしました。これを、提出を求める記録としましては、本件に関する開発行為許可申請及び開発許可事項変更許可申請に関わる決裁文書、收受文書、相談記録、公共事業による土地収用等証明書及びその関係書類、その他許可に関する文書一式という、こういう請求をしたわけでありませう。

しかしながら、開発審査課から提出された資料としては、この案件にしてみれば極端に少ないという印象を私は持っております。具体的に言うならば、熊谷市の情報公開条例によりまして、我が県議団が入手した資料と同じであるという状況でありまして、この資料を提出するに当たりまして、提出した資料というこの一連の定義は、熊谷市情報公開条例に基づく情報の定義と同じなんでしょうか。

前田証人

同じだと考えています。

木下委員

その認識は、ちょっと私違うと思うんですけども、100条委員会の請求した資料というのは、情報公開制度に基づく資料を依頼を、請求したのではなくてですね。先ほど私が申し上げましたように、その他許可に関する文書一式ということでもありますので、その認識がまず違うということを上申したいと思うんですけどね。

ということでありまして、例えばこの情報公開制度に基づく資料のほかに、例えばですね、関係する文書やメモ、電子メール、また、廃棄してしまった書類等が存在すると思うんですけども、それらはどのような書類があるんでしょうか。

前田証人

今回100条、情報公開をして、その後、100条委員会からの求めに応じて書類を提出しておりますが、開発審査課の方に残っている書類は全て提出をしているというふうに考えております。

木下委員

情報公開制度の定義というのがあるんですけどね、情報の定義、これは御存じですか。

前田証人

情報公開では、決裁文書であるとか、あと公的に書類として残っているもの、そのほかに、個人で所有するメモではなく、複数の者で共有しているようなデータというものがあるれば情報公開の対象となるものというふうに考えています。

木下委員

急に聞きましたんで、定義の内容とは少し違うんですけどね。それはさておきまして、今回、情報公開制度に基づくものを出しましたと、ほかの資料のものはないというお話になりますと、これは今回の記録提出請求書に書いてありますように、これが正式な発言だ

ということで認識いたしますとですね、もしあった場合には、6か月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられる場合があるということを踏まえての発言でよろしいんですか。

前田証人

開発審査課が提出資料の、そのほかにあるとか、ないとかというのはちょっと分かりません。今回、請求をされた資料の中で、開発審査課が 私が聞いていますのは、これが今ある資料だよということを聞いて、それを提出しているということだと思います。

木下委員

先ほどの発言ですと、ないということで明言なさいましたけども、それは意見を変えるということでもありますか。

前田証人

すいません。先ほどの答えの中では、そのように申したかもしれませんが、基本的には全てを、私が全部把握をしているわけではございませんので、それはあくまでも開発審査課の方からの情報によってのお話です。

木下委員

それでは、開発審査課長に同じ質問を、お答えいただきたいと思います。

新井証人

開発審査課に残っている書類は、全て提出したものと考えております。

木下委員

それでは、続きまして、前田証人にお伺いいたします。

今回、開発許可はですね、専決で部長決裁ということになったと思うんですけども、これ熊谷市の事務専決規程というのが、調べましたところありまして、第4条の別表2の中にですね、都市整備部開発審査課に関する事項といたしまして、都市計画法に基づく開発行為等の許可及び承認をすることというのは、軽易なものは課長の決裁であると、そして重要なものは部長の決裁のものという位置付けになっておりまして、部長の決裁という話になったと思うんですけども。

その熊谷市の専決規程の中には、第6条にですね、こういうふう書いてあるんですね。要するに、重要な事項である場合には、上司の決裁を受けなければいけないよということで(1)のところに書いてありまして、なおかつ第8条のところには、専決権者は、必要があると認められるときは、専決した事項についてその要旨を上司に報告しなければならないということがあります。これは、第6条、第8条を読んだ上で、部長が専決なされたものだということに理解をするわけでありまして、今回、部長が独断でといたしますか、部長の権限で決裁をするということに当たっては、上司への報告や協議、そういったものはなされてられなかったんですか。

前田証人

上司への報告等はしておりません。

木下委員

はい、分かりました。

それから、続きましてですね、前田証人にお伺いいたします。

今回、先ほどの中でもあったように、開発許可をなされたわけでありまして、例えば開発の見込みがない土地は農転が認められておりませんので、今回の開発許可は、埼玉県の農地転用許可にも非常に大きな影響があります。

今回の開発は、熊谷市が特例市として、熊谷市の権限で許可できるものでありまして、しかしながら、この権限というのは、当然ながらですね、法律の範囲内であるということは言うまでもありません。許可に対する法解釈に誤りがあって許可をしてしまった場合は、許可そのものが取り消しになると考えますが、見解をお伺いいたします。

前田証人

今回の許可に関しては、法律、条例等に基づいて、適切に判断をしたものというふうに考えています。

木下委員

一般論としてお伺いしたいんですけども、許可に対する法解釈に誤りがあるという仮にした場合には、取り消しになって当然だと思うんですけども、そのような認識でよろしいわけですね。

前田証人

許可に対して間違いがあったという場合ということですね。法律的にはそういうような解釈もあるのかなというふうに、そういうふうに思います。

木下委員

続きまして、何点かお伺いさせていただきます。

平成30年10月12日付けの新聞によりますと、国交省側からの収用証明に対するコメントとして、建物は、道路工事による移転対象ではなくて、収用証明は元所有者の求めに応じて書いた。敷地の広さとその敷地の上にある建物だという事実が書いてあるだけだと、新聞記事には記載されております。

同日の朝日新聞にはですね、「熊谷市は、米沢の敷地や建物の詳細は確認をせず、この証明書を根拠に開発の手続を進めた格好で、国土交通省が米沢の敷地の一部しか買っていないとは知らなかった（開発審査課）」との記事が掲載されましたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

前田証人

収用証明書の内容で、以上の内容については把握をしてないということです。

木下委員

じゃ、続きまして、同じように、同日の新聞にはですね、記載された敷地と建物が買収されたと受け止めて手続を進めたと、国の収用証明書なので信用し、内容を確認することはしなかったとありましたが、それもそのとおりでよろしいのでしょうか。

前田証人

国から出されている土地収用証明書ですので、そちらは正しいものというふうに判断を

しているということです。

木下委員

続きまして、先ほど委員長質問に対する補足の質問に入りたいと思いますが、前田さんにお尋ねいたします。

本件土地に関する開発許可の根拠とした法律と条例について、先ほど34条12号と熊谷市の4条というお話がありましたが、この34条12号、また、もしくは熊谷市の4条のどの項目を使って許可したのかというのを、詳細を教えてくださいたいんですけども。

前田証人

熊谷市の条例4条4号に基づいて審査をしております。

木下委員

ちょっと4条4号の話になりましたので、じゃ、そのことからちょっと申し上げますと、この4条4号にいたしましては、こう書いてあるんですね。「法律により土地を収用することができる事業の施行に伴い、自己の所有する建築物の移転又は除却をする者が、当該建築物と同一の用途の建築物を建築する目的で行う開発行為」これはポイントがありましてね、自己の所有する建築物の移転又は除却、今回、敷地の一部分が収用されたという状況になりますんで、この「自己の所有する建築物の移転又は除却」というところに当たらないのではないかと考えられるんですが、そのところの見解はいかがでしょうか。

前田証人

国から発行されている土地の収用証明書の中には、対象となる建物等が記載されておりますので、対象となったものというふうに考えております。

木下委員

しかしながらですね、実態は対象と記載されているものであって、実際はそれがなされてないわけでありまして、そう考えますと、この4条の4を該当するのは難しいんじゃないですか、実際論で。登記簿上、そうですか。実際の現況で判断すると思われるんですけども。

前田証人

国から提出されております収用証明の中に、収用証明ですから対象となった建物等が書かれているものですから、それで判断ができたというふうに考えております。

木下委員

そのような判断をなされたというのは確かに分かりますけども、その判断自体が実態と異なっているということでもありますので、その実態と照らし合わせると、この4条の4を該当するのは難しいということを私は指摘しているわけなんですけども、いかがでしょうか。

前田証人

実態ということについては、詳しくは把握をしておりません。当時の状況といたしまして、そのようなもので審査ができるということで審査をしたということです。

木下委員

先ほどの質問に戻るんですけども、誤った解釈をした場合には取り消されてもという、先ほどの質問に戻るわけですけども、そのような状況になると私は思うんですけども、実態と比べると違っていたということですよ。

前田証人

そういう状況について把握をしていないという現状です。

木下委員

それでは、その実態を把握した場合は、どのような考えになるのでしょうか。

前田証人

現状では、きちんとした手続の中で審査完了まで、終わっているという状況ではございません。その状況というのは、今どうするという事は分かりません。

木下委員

今日の話ですので、次にちょっと進めたいと思いますけども、もう少し詳しく分析したいんですけどね。熊谷市の条例の4条の4は、先ほど私が申し上げたとおりなんですけども、もっと更に奥深いところで、この1種農地自体を開発するということができないという、34の12、それから政令第29の9に始まって、熊谷市の条例第4条という、こういうぐらでそのストーリーがつながるんですけどね。

この中で、第1種農地は開発できないというのを、なぜ開発するということになってしまったのでしょうか、その理由を教えてくださいんですけども。

前田証人

熊谷市の条例の中では、政令の部分を引用している部分がございます、政令の中では、優良な集団農地、それからその他長期にわたって保全すべき農地等については含まないというような形になっていると思いますが、開発の審査をするに当たっては、そのような農地の区分というか、判断が開発審査課だけではできないということの中で、農業サイドと協議をして、そういうものに該当するかどうかというような打合せを行っているものと思います。

木下委員

それはちょっとおかしいと思うんですね。法34の12、それから政令29の9に基づいて熊谷の4の4ができていう、この流れにおきましては、この文章に、この書いてあることに基づいて判断をしなければいけないということになると思うんですね、これが法律だと思うんです。誰かと話をしたから許可をしましたという理由には当たらないと。

この中で、34の12、それから政令29条の9に基づいて、熊谷市の条例の4条ができ上がったという中においては、1種農地が開発できるというのは読み切れない。それをなぜ読んだかというのを明確にお答えいただきたいんですけども。

前田証人

その農地等の判断につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、開発サイドで判断できない部分がありますので、農業サイドとの打合せがあったものと。

木下委員

じゃ、もう少し詳しく、ちょっと説明させていただきますと、この法律に基づいて判断をすることはできないので、ほかに協議をする場を設けて判断したという、こういう構図にはこの法律は書いてないんです。

簡単に説明いたしますと、まず法第34の12というのは、これは、つまり第1種農地は駄目だよということが書いてあるんですね。その中におきましては、都道府県等の条例で定めなさいよというのが、この34の12で書いてあります。これは34の12のことを言っています。

この条例で定めなさいよということをもう少し詳しく言っているのが、政令第29条の9というのがあります。これは開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準、条例で作りなさいよと32条の12がいて、じゃ、条例を作る場合にこの政令第29の9で、こんな形で条例を作ったらいいでしょうよという、アドバイスをしているということなんですね。これには、原則として1種農地は駄目だよ、つまり原則論が書いてありますので、原則としてというのは、つまり原則以外のことがありますよということがここで読み取れるわけなんです。

この政令第29条の9で、これに基づいて熊谷市が条例を4条作りまして、この4条に基づいて今、許可をなさいましたということで発言がありましたが、この4条には実は大きなところがありましてね。政令第29条の9というのは、原則として1種農地は駄目だよと言っているんですけども、熊谷市の場合は、原則としてというのが入ってなくて、1種農地は駄目だよというふうに条例として書いてある、上乘せ、厳しくしているということなんですよ。

それを、条例に基づかないで、今回、レアケースで判断できないから、農業の方に聞いて、簡単に許可してしまいましたという、この理屈を言われているわけですけども、これは条例に明らかに反しているということを私は申し上げて、その理由を述べてくださいという質問しているわけでありまして、先ほどから農業の方にということですが、明らかにその答弁は、私の質問に対する間違った答弁ですよ。

そもそもこの4条に基づいた審査に値しない、合致しないものを合致してしまったという、その理由は、農業の方に聞いたからという理由を述べられたという、こういう今状況になっておりますが、きちんと審査に値するか、しないかということにおきましては、この4条で第1種農地を認可できるという理由を教えてくださいたいんです。

前田証人

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、優良な集団農地等ということですので、その判断につきましては、開発審査課だけではできないというのが、今までの熊谷市のやり方であり、そういうことで協議をし、判断をしてきたということだと思います。

木下委員

そうすると、熊谷市の条例の4条に反している判断基準で許可をしてしまったということになりますが、それでよろしいのでしょうか。

前田証人

そういうことではないと思います。

木下委員

その理由は、説明してください。

前田証人

政令で書かれている、優良な集団農地又は長期的に保全すべき農地というふうなことが政令には書かれているというふうに思います。ですから、その判断、どういうものが優良集団農地かどうかということについての協議というか を行ってきたということだと思います。

木下委員

優良であるか、ないかというのを、その協議の場で判断したと、こういうことをおっしゃりたいんだと思うんですけども、この定義ありまして、これは国の方にも確認とっているんですけども、1種農地の定義で決めております。ですから、1種農地であるにも関わらず、そちらの協議の場において テーブルにおいて、1種農地であるにも関わらず許可をしてしまったということを言われているわけですよ。それは、明らかに間違っていると思います。

前田証人

1種農地等であれば、基本的にはそれは転用が難しい状況だとは思いますが、打合せの中で、転用ができるというような打合せを踏まえての判断だというふうに思います。

木下委員

つまり、熊谷市の条例ではですね、ただし書きの項目も外してありますし、できないということで書いてあるんですよ、これ。つまり、ケース・バイ・ケースではなくて、きちんとその条例に基づいて的確な判断をしないという、そういうことにつながってくると思うんですね。

今回の開発の許可は、全ての大本に位置しておりますね。これが、例えば今のような判断でやったということになるならば、この場ではジャッジメントはできませんけども、私が考える次第でありますと、明らかに条例に反しているというような、もしくは誤った形であると言わざるを得ません。

つまり、根底が狂ってしまうと、このもの自体が全部、最初のところでなくなりますよね。これは、かなり大きな問題であってですね。私は、本件の開発許可は条例違反だと考えます。

今の説明でも、その条例違反を明らかに条例にのっとっているというような説明は聞かえてきませんし、成り立たないと思います。

委員長

コメントいいの。

木下委員

いいです、いいです。

それからですね、じゃ、前田証人にお伺いいたします。

先ほどの委員長質問の中でですね、公共移転の年間審査件数が非常に少ないという、こういうお話がありました。これは、トータルで15件で、年1、2件ぐらいかなと、遠方

からのものはないということでありましたけども、今回のレアケースをですね、先ほどの資料も、情報公開の資料も全てだというお話がありましたけども、なぜこのレアケースを、決裁文書も何にもなく、許可をなさることができたのか、それをお伺いしたいんですけど。

前田証人

決裁文書というのは。

木下委員

議事録とか、その打合せの議事録であるとか、そういうプロセスが分かるような書類が何もなく判断なさって、今に至っているかというのを伺いたいんですけど。

前田証人

この案件につきましては、私が28年の4月に今の部に配属になったときに、ちょっと部内ヒアリングというのを行いますので、そのときに、こういう案件があるよというのは聞いております。29年の4月のときに決裁を行ったわけなんですけど、そのときに、担当課の課長の方からですね、特に問題はないということの確認はしております。

木下委員

先ほどの委員長質疑の中でですね、引継ぎありませんでしたということをおっしゃいましたが、今、引継ぎありましたという発言に変わりましたが、それは虚偽なんですか。

前田証人

違います。引継ぎということでは、前任の部長からの引継ぎはありませんでした。

木下委員

今回ですね、収用証明のことをちょっとお伺いしたいんですけども、収用証明、非常に実際と違っているということでありましたけれども、今回、この収用証明は、6,540平米ということでありまして、今度、そのところでできたものはですね、実態が1万5,670平米か、非常に大きくなっておりまして、非常に大きな敷地と建物が建っているわけですけども、実際は330平米だということでもありますけども、この件に関しまして、確認等をなさるということはしないのでしょうか。

前田証人

この案件につきましては、基本的に開発の許可を行い、完了の検査、公告まで現在は進んでいるという状況でございます。今のところはそういう状況だというふうに考えています。

木下委員

実際はですね、今、もう終わった件だから、また再度振り戻すことはしないよという、今こういうお話だと思うんですけども、国の出した土地収用証明書というのは、先ほど新聞の記載文書にもありましたけども、実際はですね、これは、書いてある内容は、そこに建物と宅地があったということが証明されていることでありまして、実態を表してないというのは明らかであります。

それで、実際はその敷地面積の一部分が収用されたということで、その敷地の一部分と

というのは、証明書には6,540平米という記載があるにも関わらず、実体は330平米しかないという、これは明らかに食い違いがありまして、これは登記簿を見れば分かっていたかと思うんですけども、明らかに相違があるということでもありますので、再度調査をする必要があると思うんですけども、それをするという事はしないのでしょうか。

前田証人

現在の段階では、そのようなことは考えておりません。

木下委員

私どもの調査した内容によりますと、証明書に記載された店舗の根拠は申請者の申出のみでありまして、登記は工場・事務所で、そもそも建物は収用されていないという事実があります。収用されたはずの宅地と建物の大半が29年8月に、A社としまししょうか、A社に売却をされて、申請は虚偽であって、公共移転は成り立っていないのではないかと考えておりますが、それはいかがでしょうか。

前田証人

国のきちんとした証明書が出ておりますので、それで判断ができるものというふうに考えております。

木下委員

これ、私ども現地まで見に行き、その状況も確認しておりますので、それをあえて国の証明書というところに、申請者を守る発言に捉えているんですけどもね。私どもは、公共移転は今回は成立していない、そして市は法令違反をきちんと認めて、是正すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。私は現地確認してまいっております。

前田証人

本市としては、きちんとした手続の下に、開発許可完了は現状では行われているものというふうに考えております。

木下委員

基本的にですね、市は法令違反をきちんと認めまして、私、現地まで行ったわけですからね、その本人が言っているわけですから、是正すべきことをきちんとすることを申し添えて、質問を終わります。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

すいません。今、土地収用の話が出ていますので、私の方からも質問させてください。まず、熊谷市さんの方でも、いわゆる土地証明書等の発行するという事例はまずあるのでしょうか。

前田証人

私どもの部ではありませんが、道路買収等、道路の関係で用地買収等をしているところ

であれば、あると思います。

村岡委員

これは、国でも都道府県でも市でも、おおむね同じだと思うんですけども、収用等証明書の発行に関する事務取扱いからいいますとですね、収用等の証明は、ほかに定めがある場合を除いては、原則として別紙様式の証明書によることということがまずありまして、様式が定められているはずなんです。

それで、証明願を、この証明を欲しいという人が申請するわけですね。正副2通出すわけですけども、この証明願はですね、便宜上、この企業者、申請する側が記入するのを原則としているということなんです。要するに、出してくださいねということで行政の方をお願いして、行政が最初から全部を作るんじゃなくて、申請、求める側が書いて出すわけです。この考え方は、熊谷でも、あるいはまた一般論として、土地収用等証明書の発行事務取扱いとしては、私が言ったことでよろしいかどうか。

前田証人

すいません。私、その事務取り扱ったことがないので、細かいところまでは把握しておりません。

村岡委員

新井課長はどうでしょうか。

新井証人

今まで、収用証明を見てきましたけども、委員おっしゃるようなやり方が正規かもしれませんが、実際はパソコンで打たれたものが発行されておりまして、県土整備事務所なんか聞いてもですね、実際に上がるもので、細かく何平米、何平米というふうに書かれておると認識しておりますが。

村岡委員

証明書そのものはパソコンで打って出ますけども、その根拠になるのは、申請者の方が数量これだけ、あるいはその種類だとかを申請書として出すわけですね。恐らく、それを基にパソコンで打ち込むと思うんですけども、今回の米沢の土地の土地収用の6,000何平米ですか、これはいわゆる企業者、申請者側から出された数値だとしか考えようがないんですが、その点については何かお考えありますか。部長、お願いします。

前田証人

そのやりとりということについては、分かりません。

村岡委員

今回、先ほど来、木下委員からもありましたけども、仮に実際に収用となった約330平米でなく、一団の元々の大きな土地の数字が書かれている、熊谷市さんはそれを国が出したものだからということで正しいとして判断されて、それで公共移転であるということ判断されたと思うんですが、それにしても、それが.1.6ヘクタールということは2.4倍以上になるわけですよ、仮にそうだとすると、330ということになれば50倍近くになるわけで、この2.4倍でも公共移転として認めるという、その根拠はどこから来て

いるんでしょうか。部長、お願いします。

前田証人

公共移転に関する敷地の面積の上限というのは、特に定めはなかったのかなというふうに思いますが、必要な面積、それとあとは農業サイドとの転用とか除外とか、そういうものも加味して判断をしたものというふうに思います。

村岡委員

新井証人にお聞きします。

当時いらっしゃったということで、森田課長が協議の中で、2倍以下でなくてはならないということをはっきりと述べて、記録に残っているんですが、これは新井証人は覚えているか、あるいはまた、森田課長がそう言った根拠は何か、分かりましたらお答えください。

新井証人

収用証明の建物の規模と土地の規模についての規定というのは、埼玉県条例と同様に定めていないところがございますけども、建物についてはやっぱり従前とあんまり変わらないということが、都市計画法では通常1.5倍から2倍という運用をよくしておるんで、そこから2倍というのは来たのかなというふうに思っております。

村岡委員

あくまでも熊谷市さんとしては、国の土地収用等の証明書の数値、それが正しいということをお前提で判断をしたと、そうなりますと、そこに記載された、特に面積が実際と異なると、これは先ほど木下委員が繰り返し言ったことで、異なっていたとなれば、これは申請者が申請書を提出したときに、自ら、あるいは代理人が記載した数量がそれで示されて、国が書いたとなれば、これは虚偽の申請というふうになるわけですけども、問題が今、県議会で調査委員会もできて、こういう状態になっているときに、これを再調査するというのは行政として当然だと思うんですけども、もう一回聞きますが、その点について調査すべきと思いますが、これは私からも確認させてください。部長、お願いします。

前田証人

まずは、現状のお話といたしまして、先ほどからお話をさせていただいておりますが、手続としては完了公告まで正規の形で終わっているということですので、今の時点では、特にどうということは考えておりません。

村岡委員

じゃ、次に、ちょっと開発許可等について、開発許可は熊谷市長名ですけど、都市開発審査課の方で扱っているわけですので、開発許可の条件に、一般承継人についてはこの限りでないと書き込みがありますけども、見させていただきましたら、この開発条件にこういった文言をあえて入れた理由というのは何かあったわけなんでしょうか。これは新井課長にお聞きしたいと思います。

新井証人

開発許可通知書に添付する開発許可条件というのは、都市計画法の79条に基づくものでございまして、一般的に属人性があるものとなないものの2種類を用意しておりまして、それで適宜使い分けているということでございます。

村岡委員

そうしますとですね、平成27年の5月27日、大里農林振興センターの2階の会議室で、振興センター、農業振興課、農業委員会事務局、それから開発審査課から森田課長と新井副課長が出席しておられます。関係部署会議というんでしょうか、あって。この中で新井副課長 新井さん自体が概要説明を行っていますよね。

その中でこうやって述べています、記録では。当初の農地転用許可申請及び開発許可申請の申請者は、収用による公共移転をすると。新井機械製作所であるが、実際に事業を行うのは何々であるため これ黒塗りで書いてありますけど、「であるため」と書いてあります。

開発許可については、同じく黒塗りの、何々が地位承継承認を受けるとあると、新井副課長の説明をしたという、こういう記録があったんですね。このときの地位承継を受けるとされた黒塗りの承継者というのは、実際は原本には名前があるんですけど、誰だったんでしょうか。

新井証人

私、本会議出席しておりましたけども、私がそういう説明した記憶はないです。通常、課長しか発言しないような会議ですから、ちょっと私はそこにいましたけども、私の方からそういう発言をしたという記憶はないです。

村岡委員

これは、ちゃんと記録にですね、新井副課長の概要説明したと、こうただし書きがあつて、今、私が引用したのがそのとおりなんです。ですから、新井さんはこういう説明をされているんですね、記録に残っているんです。

続けて聞きますけども、そこから1週間ちょっと経って、27年の6月12日に、大里行政センター第2会議室で、同じメンバーで、このときは開発審査課からは森田課長と関口主査が出ているんですが、森田課長はこう言っておられます。事業者、開発許可を受けするのは株式会社新井機械製作所の、「自己業務用ということでない」と許可できない、こうはっきり森田課長は言っているんですね。自己業務用ということでないとは許可できない。これは、このとおりでよろしいんでしょうか、新井課長にお答えをお願いします。

新井証人

それはですね、自己業務用というのは、新井機械が申請するという意味を、それ農業サイドの復命ですから、私ども確認はしておりませんので、そちらがそういうふうに判断して書かれたんだと思います。

村岡委員

今の会議の1週間後ですね、27年の6月19日、今度はめぬまの農業研修センターの健康増進室の会議ですけど、これは午後から、事業者側の代理人ですとか代表、不動産業、1級建築士らが出席する打合せを前にですね、午前中、皆さんが内部のどう説明するかの打合せをやった記録ですね。

ここには、開発審査課から森田課長と関口主査が出ているんですね。森田課長がこう言っていますね。「今回の場合、地位承継を行ってから適合証明、そして建築主の変更届の手續となる」と、これは森田課長が発言をしています。

そして、この打合せのまとめとして、記録としてはこう書いてあるんですね。「今日6月19日のこれも黒塗りの何とか氏ら代理人に対しての説明について、一度所有権移転を株式会社新井機械製作所に移してから、地位承継、計画変更してもらおう。それから、農地転用の許可後、株式会社新井機械製作所が農地性を失わせ、計画変更してもらおう。上記のようなことでないと、許可後の手續は難しいという旨を伝えるべきであるということになった」と。要するに、熊谷市さん側の方で、そういう内部の打合せに意思統一をして、午後に事業者側に伝えようと、こういう話がきちっと記録に残っているんです。

つまり、私が言いたいのは、一般論の説明ではなくて、地位承継を含めて、こういうストーリーでやりなさいということの説明をするということが、もうこの段階で、平成27年の6月19日の段階でも、熊谷市サイドとしてはそういう話ができたといいことに受け止めざるを得ないんですけども、このことについて、そのとおり受け止めてよるしいかどうか、これは前田部長にお聞かせいただきたいと思います。

前田証人

当時のそのやりとり等については、把握をしておりません。

村岡委員

これで、僕最後にしますね。

先ほど、27年の5月27日の大里農林センターとの会議のことを言いましたけども、この打合せの概要というのが記録に残ってしまっていますね。検討課題についてということでありまして、新井副課長が説明と、こうはっきり書いてあるんですね、書いてあるんですよ。

それで、先ほど私が説明したんですが、この中にはですね、農地転用許可後、計画変更申請を行い、ヤオコーが改めて農地転用の許可を取得する開発許可については、ヤオコーが地位承継承認を受ける。大規模小売店舗立地法の手續については、実際に店舗を行うヤオコーが道路、駐車場等の土地利用の事前協議を行うことになるだろうと。これは、私が見ているこの記録に、新井副課長が説明ということで、こういう説明をしたという記録が残っているんですね。つまり、ここで地位承継がもうヤオコーに移るということを含めてストーリーが、こういう形のストーリーになるということの説明をしているわけです。これは記憶にございませんか、新井さん。

新井証人

そこまでの説明をしたという記憶、まず農地の方については手續は分からないので、農地の方の説明まで私はしてないと思います。

それで、地位承継の特定承継については、所有権移転と、あと開発工事を行う権原ですね、そういうものを取得するというのが法的に求められていますから、地位承継をするのであれば、もう所有権移転をするんでしょうと。ただ、その所有権移転というのは農地法でできないんですよという話の中で、農地の方でいろいろ検討はしていたんですけども、結局は、だから、そういうことはできないということで、地位承継もしていないという結論だと思います。

村岡委員

すいません。ちょっと土地収用に戻っちゃってますけども、前田部長に確認させてください。

役所が出す土地収用等の証明書の場合の収用の対象となる敷地ですね、当然、面積になりますけど、この土地収用の対象となる敷地という定義はどう考えているんですか、熊谷市さんとしては、あるいは部長としては、それをお答えください。

前田証人

証明書を取り扱ったことがないので、はっきり分かりませんが、基本的にはその対象となったものが書かれているのではないかというふうに思います。

村岡委員

いやいや、だから聞いているんです。じゃ、例えばで言いますよ。1万平米の工場・倉庫分のA社という会社の敷地があったとして、これが公共移転でわずか1平米がひっかかったと、収用されたと。この場合の収用証明等を受ける場合の収用の対象となる敷地といった場合には、1万平米なのか、1平米なのか、これは熊谷市さんとしての考え方としては、どのように定義をされるんでしょうか、お答えください。

前田証人

収用証明ということになれば、今の話であれば1平米という表現になってくるのかなというふうに思います。

委員長

先ほどですね、村岡委員からの質問で、新井課長さんの証言について食い違いの部分がありますので、ここですね、議事録を新井さんに見ていただいて、確認したいと思います。見てください。

新井証人

この復命自体は、私どもは確認はしておりませんが、これ見てですね、私、作られたフローの説明はしましたけども、その下の項目については私は多分してないと思います、これは。フローチャートを説明しろというふうに記憶はあります。その下については、私ということではないんじゃないかなと思いますけども、これは。議事録には私というふうには書いてないです、これは。

委員長

村岡さんはいいのね。

村岡委員

いいです。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

村岡委員の質問に対しての確認という形で、今の資料の 資料というか、御覧いただくのもお願いしたいと思ったんですが、もう一つはですね、先ほど質問の中で、地位承継は農地法上できないということですが、農地法ではなくて、都市計画法45条の中の審査基準の中に出てくるものであって、農地法で地位の承継できないということじゃないですね。その確認、ちょっと法律の解釈というか、ちょっと確認だけしたいんですけど。

新井証人

おっしゃるとおりです。地位承継は、都市計画法45条の地位承継でございまして、ただ、農地で開発をする場合においては、双方の法律が合致するものでないといけないということで、そういう意味で話したんですけども。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません。証人の皆様には、公務お忙しいところお越しいただいて、ありがとうございます。

何点か、ちょっと補足で説明をお願いをしたいというふうに思います。

まず1点目に、先ほど村岡委員の方から、1万平米の土地の中で1平米収用があった場合は、収用というのは1平米だってお話がありました。

そこで、お伺いしたいんですけども、熊谷市としては、収用証明等の書類が来たときに、この収用証明の内容について、登記などは確認しないのかどうかをちょっとお伺いしたいというふうに思います。部長の方でお願いします。

前田証人

収用証明に基づいて審査をしたということでございます。

田村委員

そこで、お尋ねしますが、今、完了全てをしていると、この手続については全て完了しているという先ほど来、答弁がありましたけれども、これが登記等で収用部分が330しかなかったことが証明された場合に、遡及してこれを取り消すようなことは、熊谷市として法令違反を認めて、是正すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

前田証人

この案件につきましては、開発許可から完了公告まで、今の手続の中では完了しているという状況でございますので、今後のことというか については今、分からないという状況です。

田村委員

私、法律の手続上の問題を言っていて、不正や虚偽やその他、証明ができるものがあつた場合に、熊谷市さんとして、この行為が的確に法律上、明確に認められた場合に、取り消すという行為はしないんですかって聞いているんです。

前田証人

手続とすれば、現在まできちんとした形での、終わっているという事実はございます。今後のことということについては、そういう時点で検討すべきものというふうに考えるということだと思います。

田村委員

ではですね、ちょっと質問変えたいというふうに思います。

私は、この証明の登記等々で、例えばですね、この100条委員会で証明することができた場合には、熊谷市さんとして何らかの対応が必要だというふうなものをちょっと申し添えて、ちょっと別の視点からちょっとお話を部長にしたいと思います。

先ほどですね、委員長の質疑の中で、これは10年間に県外移転というのはゼロだというふうにおっしゃっていました。県外の公共移転というのはですね。でも、しかし、これは県外移転で1件あるんです。

すごくレアケースだというようなふうに私なんかは認識しますけども、このことについて、レアケースであるにも関わらず専決をした理由は、部長、何でしょうか。

前田証人

熊谷市の事務専決規程条例の中で、開発の許可の決裁区分としましては部長と課長というふうになっております。

田村委員

部長にお伺いしますが、これはレアケースではないという認識なんでしょうか。

前田証人

はい、そういうような認識はございませんでした。

田村委員

私は、めちゃくちゃレアケースだと思うんですけども、ではですね、専決に至った経緯は、部長はレアケースじゃないと言うんだから、そのとおりなんでしょう、部長の認識としてはですね。

では、この案件について、先ほど、元代議士のからの相談があったというお話がありましたが、そのほかに、この件に関して政治家等々の関わりというのは、何か聞いていますか。

前田証人

聞いておりません。

田村委員

大里農林の書類にはですね、この書類、この開発許可等々に関するものの文書の中に、市長の名前や県議の名前等々が出てきますけれども、そのことに関しては、部長は全く認識がなかった、相談も受けたときがないということによろしいですか。

前田証人

そのとおりです。

田村委員

では、もう1点お伺いさせていただきます。法令運用についてお伺いをさせていただきます。

平成27年6月2日の記録によると、大里農林から、開発許可の根拠条文は都市計画法第34条第12号であるが、熊谷市条例では1種農地は対象外となっているが、問題点はないかと問われています。これは、先ほど木下委員が質問をしていた市条例の4条の4号の話であります。それに対して市は、市条例の基となる政令の趣旨に従い、市街化を促進するおそれがないため、許可権者として認める方向であると答えています。

3日後の平成27年6月5日の記録によると、市は、申請地は農振除外が可能な土地であり、農用地として保全すべき土地の区域とは言えないため、開発許可が可能であるというふうにお答えをしています、市がですね。

農振除外というのはですね、開発と農転の許可見込みがあれば認められるものであって、除外可能だから開発が可能というのは本末転倒だというふうに私どもは思っております。それはちょっとさておきまして、熊谷市の条例4条では、政令、都市計画法施行令ですね、これの第8条第1項第2号八を引用して、「優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域に関して、開発許可の対象としない」としています。この政令について、国の運用指針を見ると、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農用地を指すとしており、すなわち、本件の従前地である第1種農地を指しているというふうに指摘をさせていただきます。

本件において、市の農業委員会や県の大里農林振興センターで、本件相談地の農地区分は第1種農地であると伝えているにも関わらず、市の開発審査課では開発許可を認めております。最終的に開発を認めるかどうかの判断は、条例を所管する市の開発の審査課であります。本件の開発許可は、熊谷市の条例4条ただし書きの規定に反する違法な許可ではないかというふうに思いますが、再度伺います。

前田証人

熊谷市の条例に基づき、適切に審査したものであるというふうに考えております。

田村委員

私が先ほど説明したお話、分かりますか。法律があって、施行規則があって、条例があるんです。熊谷市は、この施行規則で原則できるものを条例で外しているんですね。原則も何も1種農地はできないってしているんです。それにも関わらず、開発の方で除外可能だからという判断をした理由を聞いているんです。それを明確にお答えいただきたいというふうに思います。

前田証人

このような案件ごとに、農業サイドとの打合せを行っておりますので、今回もそういうふうな手続の中で判断をしたということだと。

田村委員

じゃ、ちょっと分かりやすくお聞きします。じゃ、どの条例を使ってこの判断をしたんですか、開発の。

前田証人

市条例4条4号。

田村委員

市条例4条の4号だったら1種農地はできないじゃないですか、原則もできないんです。原則もない、原則できないんじゃないんです。除外があるわけじゃない、例外規定があるわけじゃないんです。市条例だと全くできないんです。なのに、これを条例改正をしないで、これ運用を行った説明をお願いいたします。

前田証人

先ほど話しがありました政令の中で、優良な集団農地その他長期にわたる保全すべき農地ですか　は含まれないということなんですが、その判断について、その都度、農業サイドと協議をしているということです。

田村委員

先ほど部長はですね、市条例に基づいて開発許可を出した、4条の4号を用いてやったとおっしゃったんですね。政令は関係ないんです、この場合は。政令に上乘せして熊谷市さんが運用しているので、そこに基づいてやっているのに、これの運用、どうやってできるのかということをお教えいただきたいんです。

4条の4号じゃできないんです、どう読んでも。その解釈の仕方を教えてくださいと私はお願いしているんです。よろしく申し上げます、答弁。じゃ、部長で。

前田証人

今、お話をさせていただいているとおりだというふうに思います。

田村委員

もう明らかにこれはですね、法律運用の問題が、熊谷市さんのこの開発の場合は明確なんですね。

それと、これは、市はこの収用証明の先ほどの話も、明確にこちら側が登記をとった収用の位置と、20倍でしたっけ、何十倍　40倍ですか。50倍ぐらいになっているんですね。ですから、これは明らかに、収用証明書から見ても、また、この法令運用についても、法令違反でありますので、是正すべきであるというふうに私は考えますことを申し添えて、質問を終わります。

委員長

武内政文委員。

武内委員

それでは、質問させていただきますが、最初にですね、私、質問する内容が、最初がですね、開発許可通知書の関係なんですけども、皆さんにも内容が分かるようにそのコピーを。実は、これは情報公開請求でいただいたものなんですけども、それを配布してよろしいでしょうか。

委員長

はい、結構です。よろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、資料の配布を認めます。

< 資料配布 >

委員長

はい、どうぞ。

武内委員

それでは、質問いたします。

今、開発許可に際しての申請書と、これ決裁書類なんですけども、それとここにありますように、別紙のとおりという許可に付した条件、これが後ろについております。

まずですね、お伺いしたいんですけども、この別紙の中でその他としてですね、午前中にちょっといろんな項目があるという、何点か具体的にいただいておりますけども、申請者以外の者は、建物の建築等ができないという旨の地位承継の話と、それから工事完了届と検査を受けるという、この2つのことが二重線で記されております。

まず、この2つの条件をその他に付けた、その理由をお願いいたします。前田さん、お願いします。

前田証人

開発の許可のときには、開発許可の条件という形で表しております。その中で、今回は申請者が行うものであって、地位承継、承継ですか、地位承継というか承継することができないということを記載したものであるというふうに思います。

武内委員

その前に、これは原本ということによろしいですか。

前田証人

はい。と考えております。

武内委員

じゃ、続けまして、今のその理由というのは、あれですか、通常の場合、こういうのケースとは違うということで、あるいは先ほど属人性があるものと使い分けるといような、新井さんの方からお話しあったんですけど、どういう、もう一度、すいません、理由を、付けた理由をお願いします。

新井証人

開発許可条件につきましては、大きく2種類がありまして、属人性があるものについては、こちらの今添付されているようなもの、属人性がないものは、このその他の上の部分がないもの、この2種類を使い分けて添付しております。

武内委員

地位承継の項目が入っているんですけども、通常の場合は当然これ入らないと思うんですが、これ当然守らなければならないことなんですよ。それで、要するに、地位承継ができないということは何か指導したんですか、その前に。新井さん、分かりますか。

新井証人

地位承継ができないことにつきましては、先ほどもお話ししたんですけども、平成28年の9月頃だと思いますが、これの申請代理人がたばたプランニングということで話が来たときに、担当者の方から話をしております。

武内委員

それから、もう一つですね、完了届と検査のことが入っているんですが、これは通常の手続の条件かなと思うんですが、特別入れた理由って何かあるんですか。

新井証人

今は当然なんですけども、昔はですね、こういった定めがあっても検査を受けないという例が多数あったので、それ以来、付けるようにしたということでございます。

武内委員

そうしますと、今回が初めてではなくて、その前からこういう形で付けていたという理解でよろしいでしょうか。

新井証人

はい、そのとおりでございます。

武内委員

分かりました。

それからですね、この2つの項目に下線を引いて強調してあるんですけども、これはどうしてですか。

新井証人

これにつきましては、私に来るもう以前から、こう線が引いてあったので、ちょっと理由は分かりません。

武内委員

分かりました。

想定ではあれですけど、重要なことだったからということでもない、分からないですね、ということでもいいですか。

新井証人

はい、そのとおりです。

武内委員

それからですね、内容のこと以外です。これと全く同じ内容のものが、これは決裁書ですけど、通知書というのが1枚付いて、その別紙でこう言っているというふうなことで間違いないですか。

新井証人

はい、通常そのとおりです。

武内委員

それからですね、この通知書というのは、どういう方法で申請者に渡したのか。先ほど答弁の中で、何か、たばたプランニングの方に直接渡したと、そのときに何か説明したというようなお話がありましたけど、そのとおりでよろしいのでしょうか。

新井証人

通常そうですが、ちょっとそのとき私いなかったもので、はっきりとは言えませんが、通常そのとおりです。

武内委員

前田さん、いかがですか。

前田証人

開発の代理人に対して、通知書をお渡ししているというふうに思います。

武内委員

それでは、それはあれですか、市の方に来てもらって、そこで渡しているということなんですか。

前田証人

通常は、市の窓口でお渡しをするような形をとっております。

武内委員

あとですね、これ別紙って、非常に重要なことが付いているんですけども、この通知書とこの別紙が一体性であるということをですね、何か明らかにする方法、例えば割り印とか、あるいはコピーができないように、原本である証明をすとか、何かそういう方法をとられたんですか。

新井証人

これは、先ほど説明しましたように、2種類しかないので、属人性あり、なしで分けておりますので、割り印等はしてないです。

武内委員

そうしますと、通知書と別紙は、細かい話しすると、ホッチキスで綴じるのか、あるいはそのまま、何ですか、別紙が変わってしまっても分からないということなんですかね。新井さん、どうぞ。

新井証人

おっしゃるとおりだと思います。

武内委員

分かりました。この件については結構です。

次いきます。

それからですね、当初の開発通知書には、頂いたコピーの中で見ますと、この別紙というのがいつも付いていたんですけど、その後の許可、変更許可なんかもやっているんですけども、そのときにはこの別紙というのは付いてないんですが、これは特別の何か理由があったんでしょうか。これは細かい話ですけど、部長さんだと分からないかな。新井さん、お願いします。

新井証人

ちょっと変更許可の時期はい wasn't でしたけども、一般的には開発許可と変更許可は1つとして保管しておきますので、付けてないと思います。

武内委員

それでは、ちょっと違う分野なんですけども、所有権移転のことで、県と市の打合せ、具体的に言いますと、平成27年5月27日のときにですね、開発規制課長さんが、通常、公共移転による開発許可は属人的なものであり、地位継承にはなじまないが、山形県の収用地は無線引きであり、開発自体に制限がないため、地位の承継が認められるという旨の発言をしておりますが、これは法令等の根拠はどこにあるのでしょうか。新井さん、お願いします。

新井証人

それは、農業サイドが書いた復命で、無線引きという言葉はございません。非線引きだと今聞いた限りだと非線引きだと思いますけども、非線引きというのは、市街化区域と調整区域の線引きをしてない区域ですね。それについては市街化区域と同じ取扱いをするので、所有権移転等は妨げてないと。調整区域の場合は、属人許可が多いので、所有権は移転ができないと、そういうようなことだと思います。

武内委員

公共移転の開発許可というのは、そもそも特定のものが有する条件に着目された開発許可ということで、第三者が地位を継承することは認められないんじゃないかと思います。

それで、したがって、打合せの中で出てきたヤオコーへの所有権移転というのは、前提として新井機械製作所が行った開発許可の申請というのは、これは公共移転による開発行為と言えないんじゃないでしょうか、この辺は御見解はいかがでしょう。じゃ、前田さん、お願いします。

前田証人

当時、ちょっとい wasn't でしたので、詳しいことは分かりませんが、様々な意味での打合せ、検討があったものというふうに考えています。

武内委員

今言ったように、要するに公共移転というのは、今、自分が営んでいる事業や家が、用地がかかったとかですね、その生活が妨げられるんで、その人に許可をするというのがこの趣旨かと思うんですけども、ほかのところ、第三者に転売する 転売というんですか、所有権移転するという前提で、こういう開発許可というのは、公共移転による開発許可とは言えないんじゃないかと思うんですが、新井さんはいかがでしょうか。

新井証人

当時の課長は、地位承継というのが、法律上の要件としますと、所有権移転すると、あと開発工事の施工する権原、「けんばら」ですね。を移転する者は、都道府県知事の承認を受けて、地位を承継することができるという法律の要件だけを見ると、できるというふうに判断してしまったのではないかと推測します。

武内委員

そうすると、ちょっとその法律のそもそもの判断が適切ではなかったというふうに、新井さんはそう思うわけですか。

新井証人

はい。そういうこともありまして、後日、訂正をしているところでございます。

武内委員

それと、新井さん、もう1点、先ほどの中で、フローチャート御覧になったと思うんですけど、これどういうふうに使われたんでしょうか、記憶で結構です。どこで作成したのかはわかりますか。

新井証人

当時ですね、課長から命ぜられて、ちょっとフロー作ってくれという話があってですね。私は、都市計画法と建築基準法については、通常いつもやっているのので分かっていたけども、他法令はちょっと分からないので、とりあえずたたき台として作ったんで、都市計画法と建築基準法のところは合っていると思うんですけども、その他のところはちょっと合っていないかなというふうに思っていますが。

武内委員

そうすると、最終的にはあれですか、そちらで作ったんじゃないかと、県なり、どこで作ったかわかりますか。

新井証人

フローチャートというのはどれを指しているのか、ちょっと分からないんですけども、ちょっと……、会議のときにあったのは、資料として出されたもんだと思います。

武内委員

先ほど見たフローチャートのことなんですけども。

新井証人

あ、今、説明したフローチャートを作れという話があって、作って、その部分は説明しました。

武内委員

ですから、そのフローチャートは、最後まで作ったのを市で提出したんですか。

新井証人

そのフローチャートは多分、何種類か多分あったと思うんです。そのうちの一つは、うちの方が作ったと思います。

武内委員

どのフローチャートで説明したのか。

田村委員

ちょっと、見せてあげて。

委員長

それでは、ただ今ですね、武内委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。よろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >
< 資料閲覧 >

新井証人

一番雑なものとしか言いようがないんですけども、確か三、四種類、今見せられたんですけども、一番雑なものですね。急遽作ったもんですから、ちょっとどれかというのは説明が難しいんですけども。

委員長

武内政文委員。

武内委員

そのフローについては分かりました。

実はですね、もう一つのフロー、そちらで作ったんじゃないんですけども、見たことがあるか、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

委員長

ただ今、武内委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。よろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >
< 資料閲覧 >

委員長

再開いたします。

武内委員

いかがでしょうか。

新井証人

大里農林さんとの打合せの中で配られた 配られたか、提示されて回収されたか分かりませんが、あったような気がします。

武内委員

実はですね、前回のときに、大里農林の事務の担当がですね、その農転の許可の決裁をとるときに使った、実は参考資料として使ったというふうに言っているんですが、そのときに、その話はもう終わり、廃案になったというような説明もありました。これは、開発、新井さんの方としては、そこの部分まで御存じでしたか。

新井証人

いや、ちょっとその廃案云々とか、そういうことはちょっと分からなかったですね。

武内委員

このフローチャート、説明があったときに、所有権移転の話までその中であったかどうか、記憶にありますか。

新井証人

そのフローチャートの説明があったかどうかというのは、あんまりちょっと記憶がないです。

武内委員

分かりました。結構です。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

武内委員の質問の補足の質問でございますけれども、先ほど来、地位承継の件だけ1点、お聞きをしたいと思っておりますけれども、先ほど来、新井課長さんの御答弁の中で、27年10月ないし9月、ちょっと一転というか、一月変わっちゃったんですけども、地位の承継はできないと代理人に通知をしたということでもありますけれども、平成26年の事業者が違う段階からの相談を含めて、平成27年の6月26日までの、これは県の方、市の農業委員会や県の方の打合せ記録の中には、どうやったらその地位の承継ができるかということを毎回協議をして、進めておられております。

だけれども、今、翌年の9月、10月に代理人に伝えたということ、地位承継できないということなんです。それでは、我々が情報公開で請求した資料の中には、一切地位承継できないという結論立てた文書はないですし、今回、熊谷市さんから記録をとらせてもら

いました記録等も拝読をさせていただいておりますけれども、その中で地位承継はできないという記録 できないと結論付けた場面がありませんけれども、いつ、どこで、その意思決定をして、関係部局、例えば県の方に伝えたりですね、県の方の誰に伝えたのか。そして代理人、当初から関わっている田並さんとか、代理人として、恐らく代理人だというようなことで、当初から交渉に関わっている方々に、いつ、どこで、お伝えしたのか。いつ、どこで決めて、いつ、どこでお伝えしたのか、地位承継ができないということ、を教えてくださいたいんですけども、新井課長さん。

新井証人

当初はですね、地位承継はできるのではないかという認識の下に打合せしていたのは事実でございます。その際ですね、いろいろ農林サイドの方とも検討したんですが、最終的には所有権移転が難しいだろうということで、地位承継はできないよねというようなことで除外に入ったと思うんですね。

その後ですね、実際、除外が始まってしまうと、もう動きが止まってしまうものですから、除外が公告されてから、じゃ、いよいよ始まるねという段階で、再度かなり検討した結果ですね、これは、先ほど委員さんがおっしゃってありましたけども、特別な許可を受けて行うものであるから、これは地位承継はできないだろうという判断をしまして、そのことをですね、ちょうど窓口で、別件で来ておりましたたばたプランニングの担当者がいましたので、その担当者が私が受けることになりましたという話があったものですから、担当の方から口頭で説明して、その後ですね、たばたプランニングの代理人から、関係者にみんなに周知しましたというようなお話を聞きました。

以上でございます。

小島委員

再度質問しますけれども、代理人のたばたさんに口頭でお返ししたという証言がございましたけれども、内部では決定をされた記録がないんですね。先ほどの繰り返しになりますけれども、内部で決定した記録はない。そして、口頭でお伝えになったということです。それにはいつということもお答えになっていただいておりますけれども、なぜ内部に、これだけ練りに練ってというか、協議を重ねているのに、結論立てた部分がなくなっているのか、ないのか。そして、いつ、重要な、これだけ時間を、多くの人数、多くの機関を巻き込んで、練りに練って、協議を重ねているにも関わらず、その決定をしたのが、決定の証拠がないというのは、ちょっといささか不自然なのかなという気がしますし、時期についても明確にお答えいただきたいと思います。

新井証人

先ほど、当初の打合せの中では地位承継のできるか、できないか、所有権移転ができるか、できないか、そのような打合せをして、最終的には、所有権移転は難しいんで、地位承継できないだろうという考えで終わったと思っております。その後ですね、除外が終わった後、いよいよ始まるということで、再度、県の赤本といいますか、そういう本とか、いろいろ資料を見てですね、これは特別な許可だからできないだろうと、内部で打合せしまして、それは確かに決裁とか取っていませんで、課長の判断で、しない、もうできないということで伝えようという話で、伝えたのがですね、9月上旬、27年の9月上旬と...、あ、28年ですか、28年だ。の9月上旬ということでございます。

小島委員

内部文書がなく、口頭の会議によって決定をしたのか 会議というか、口頭の打合せによって、地位承継ができないということでの方向付けがされたのか、口頭ですね。

それと、もう一つは、こちらの打合せ記録は27年の6月なんですね、最終的に出てくるのが、地位承継できないか、できるかという議論があつて。それから1年間、口頭で議論をして、そして結論を出して、1年以上たってから、口頭で通知をしたということですよ。よろしいんでしょうか。

新井証人

通常、除外が始まりますと、1年近く何もないので、その間は特に検討は一切してないですね。きっかけとなったのは、除外の公告がされたと、翌年の5月ですかね、ちょっと細かい日付は分かりませんが、その辺りでそういう話があったものですから、再度検討を始めて、口頭で伝えたということでございます。

小島委員

それでは、最後に確認ですけれども、そういう内部で口頭の協議において、できないということが確認をされて、それがそのままルールに乗って、先ほど武内委員から提出があった許可申請書に反映されていると。地位継承はできないということで、熊谷市役所は内部の意思決定というか、確認をされて、この証明に結び付いているということですか。

そして、最後なんで、もう一つお聞きをさせていただきますけれども、それでは、突然の新井機械さんからヤオコーさんへの保存登記がなされた現実、これはどう、客観的に役所の立場としては、これは一体どういった行為だったのか、論評といいますか、評価をお願いします。

以上。

新井証人

前半の部分はおっしゃるとおりで、相手方に伝えてですね、実際何かしら反応があるかなというふうには思いました。ところが、何の反応もなくですね、代理人が、みんなに、関係者には周知しましたというような話がありまして、そのまま申請があつてですね、それも許可まで行って、工事をやって完了検査まで、そのままいってしまったので、特別、その場は普通に終わったなという感想ですね。

その後ですね、所有権移転がされたのが30年3月ということですけど、私その事実を知ったのが6月ぐらいだったので、そういう移転してしまったのかというふうに思ったぐらいですかね。

以上です。

小島委員

すいません。再度の質問になりますけれども、市役所の開発の関係の許認可を持つセクションとして、市としてね、今までの審査というか、その経過も知っていて、知っておられるわけですね。それで、ああいうような登記が、所有権が移転してしまうという、実質上の所有権が移転してしまうということに対して、市役所としては関係部局に関わった者として、どのような感想をお持ちなのか、再度お願いします。

新井証人

所有権移転につきましては、好ましくないという感想は当然持ちました。それは、都市計画法上では、先ほど非線引き地域の説明はしたと思いますけども、許可してですね、公告まで終わってしまった後については、都市計画法上は、所有権移転とかそういうものについて制限がございませんので、それは好ましくないんですが、農地法で対応すべきことだというふうに思いました。

小島委員

はい、了解。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、前田証人にお伺いいたします。

午前中から証言、ありがとうございました。

私も質問させていただきましたけども、やはり今までの質問を通しまして、本開発許可は、私は条例違反だと考えております。公共移転はなおかつ成立してない。熊谷市は法令違反を認めて、是正すべきではないかということ、先ほどから再三申し上げておりますが、不適切な事務処理を、手続を、内部調査をして是正すべきじゃないかという意見を持っております。

しかしながら、完了検査まで行われているので、その先に進めないという、こういうような発言をされておりますけども、私は、専決者であるからその発言で止まっているのではないかなというふうにも理解しております。つまり、許可権者としまして市長がですね、ちゃんと今回の100条委員会の趣旨をよく理解して、リーダーシップをもってこの是正であるとか、調査をするとかということに進まなければ、これは解決しないのではないかなというふうに思っておりますが、今の専決権者としての考えをお聞かせいただきたいんですけども。

前田証人

この案件につきましては、午前中から何回もお話をさせていただいたところですけども、きちんとした審査の下に開発許可、完了公告まで、現在終了しているという状況ということでございます。

木下委員

今の発言を聞いて分かるように、明らかに、私も現地を確認して、法令、それから書類等を考えてみても、公共移転は成立してないし、許可条件も条例違反だと考えておりますので、市長の責任は非常に重いという意見を申し添えまして、質問を終わりにさせていただきます。

委員長

では、証人への質問ですね、行います。どうぞ。新井豪委員。

新井委員

1点だけ確認させてください。

開発等の申請者とのやりとりは全て代理人経由なのか、元代議士らはどういう立場で関わっているのか、元代議士と新井機械との関係について、もう一回、確認でお願いいたします。お二人にお願いいたします。

前田証人

実際の開発のやりとり、審査関係につきましては、所管課の方で実際行っているところ
です。代理人が入っている場合には、代理人の方とのやりとりというのが通常であるとい
うふうに考えます。

元代議士ということについては、私はそのところには、分かりませんでした。
以上です。

新井証人

通常はですね、申請者とやりとりすることはございません。全て代理人を通してやって
おります。

元代議士については、相談当初に2回来てですね、打合せはしましたけども、正式な代
理人はたばたプランニングだというふうに認識しております。

新井委員

全て、今までのやりとりは全てたばたプランニングさんなんですか、それはいつからいつ
まででしょうか。

新井証人

実際、たばたプランニングとして始まったのは28年の9月に、先ほど訂正したという
話ししたんですけども、そのときに、私が担当になりましたという話があったからです
から、そのときから。そのときから細かい、例えば図面の作成だとか、そういう打合せは担
当がしていたと思います。それで、29年の2月だったかな に事前協議の申請があっ
て、そこからずっとたばたプランニングだけと接触しています。

新井委員

ということは、たばたプランニングさんとの交渉が始まる前の段階、前の段階において
はどなたと交渉なり、打合せをしたのでしょうか。

新井証人

平成26年度当初に田並元代議士が2回来て、実際その件について、誰とも調整はして
ないですね。

新井委員

つまりそれは、誰ともというのは、行政間で間接的にやりとりをしていたということ
でしょうか。

新井証人

そのとおりでございます。

新井委員
結構です。

【証人に対する質問（株式会社新井機械製作所）】

委員長

それでは、私から、お二方に何点かお聞きいたします。

なお、今後、お二方にお伺いする際は、お答えやすい順番で構いませんが、基本的には新井さん、川田さんの順番でお答えください。

それでは最初に、開発許可申請を行う際に、御社が根拠とした公共移転の制度について、お二人に伺います。

御社が提出した記録から、山形河川国道事務所が御社から買収した面積は、実測で226.21平方メートルであることが判明しました。この面積で熊谷市内に公共移転として、面積1万5,670.27平方メートル、建築面積は5,456.15平方メートルの開発許可行為申請を行ったことは、公共移転の制度の趣旨に反して開発許可申請をしたことになるのではありませんか。

新井証人

そうではないと思っています。

川田証人

そうでないと思います。

委員長

この面積では、当時の山形県にあった御社工場の建物、敷地のほとんどが買収対象に含まれていないと思います。それにも関わらず、熊谷市内に公共移転として開発許可申請が可能であると認識し、公共移転の要件を満たすと判断した理由をお聞かせください。

新井証人

私は、山形の方の案件に関しては、私どもの会長とこちらの川田の方に、担当に任せていましたので、山形の方については分かりませんので、これについてはよく分かりません。

委員長

川田証人、お願いします。

川田証人

一応、私どもですね、ちょうど平成23年ですか、一応買収になりました。それで、私どもの会長はですね、株式会社リオノという会社に、実は高速道路が近くへできて、インターができて、すごく便利になるんで、スーパーを誘致できないかという話になりまして、私のところへそのリオノのナカムラさんがですね、そういう話を会長から聞いたんですけど、どのような場所で、どういう土地を持っているんですかということに来て、一応地図と関わった図面を見せまして、見ましたらですね、あれ、これはもう高速道路に入り口がですね、すっかり塞がっちゃって、これちょっとスーパーの誘致はできないかもしれないという話になって、私の方で調べるといことになりました。それが初めです。

その後ですね、平成26年ですか、調べた結果、やっぱりちょっとこれは問題があるということで、こういう残地補償の詳しい先生がいるから、一応その人に委任しませんかということで、田並先生が一応会長と親しかつたんで、田並先生に会長が一任しまして、国交省と折衝しました。その結果、収用証明をいただいた経緯があります。

それで、残地、要するに実際かかった面積は少ないんですけども、要するにかかったことによって、全体的な土地がですね、価値が下がっちゃったということで、一応そういう収用証明頂きました。そういうことです。

委員長

次にですね、山形工場について、次の2点についてお話しください。

規模、人員、操業期間、売上げなど、山形工場が稼働していた実態についてお話しください。店舗についても、同様にお話しください。

新井証人

私は、ちょっと詳細はできませんので、川田の方からします。

川田証人

平成ですね、15年のときに、みちのく食品工業という会社がありまして、それが競売にかかったのをですね、私どもで落としました。それで、やったんですけども、結果的には、みちのく食品工業さんがですね、何でかんでその店を貸してくれということで、平成21年までみちのく食品さんが一応開業しておりました。

その後、うちが22年までやりましたけど、余り利益が出なくて、やめました。それで、売上げがどうかということは、ちょっと私の方も、みちのく食品がやってましたんで、はっきりと分かりません。

委員長

今、工場と店舗の両方のことを聞いていますので、店舗の方についても、いま少しお話しください。

川田証人

それでですね、一応店舗におきましては、国道から入りまして、右側に寮がありました。そこでみちのく食品さんが小売りをやっておりました。それと、左側の建物では、全国発送する店と、あと事務所がありました。それを私ども21年から引き続きまして、間違いなく小売りはやっておりました。ただ、売上げに対しては、私ども分からなかったです。

委員長

店舗についてですね、どういうものを売られていたんですか。

川田証人

切り餅とゼリーと、みちのく食品はそれがあれです。私どもが入ってから、一応おせんべいも売りにしました。

委員長

今お聞きしたんで、ちょっと答えられてない部分があると思うんですけども、もう一度

繰り返しますんで、落ち度があったところを補足して説明してください。

規模ですね、規模、人員、操業期間、操業期間ね。売上げということで、今、山形工場が稼働した実態についてですね、ということと、店舗も今、ちょっとお話がありましたけども、付け加えることがあればもう一度お願いします。

川田証人

人員につきましては、みちのく食品工業やったので、はっきりと私の方で把握はしておりません。売上げについても、みちのく食品がやってましたんで、ちょっと把握はしておりません。

うちがやったのは、1年間なんですけども、みちのく食品がやめた人員のうち、従業員としては20名ぐらいだったです。売上げに対しては、大した売上げはなかったと思います。

委員長

次に、山形河川国道事務所が発行した公共事業による土地収用証明等証明書について、お二人に伺います。

新聞報道によると、山形河川国道事務所は、元所有者の求めに応じ、公共事業による土地収用等証明書を作成したとの記事がありました。この証明書の発行を依頼したのはどなたですか。

川田証人

私どもの会長がお願いいたしました。

委員長

新井さんも同じでいいですか。

新井証人

私は、そちらの方はちょっと把握していません。

委員長

提出された記録では、買収面積226.21平方メートルです。発行された公共事業による土地収用等証明書では、なぜ実際の収用面積や工作物の名称が記載されておらず、対象となった敷地が面積6,540.38平方メートル、建物、店舗等2,782.61平方メートルと記載されているのですか。

川田証人

基本的にはですね、その折衝したのが田並先生なので、ちょっと内容的には私ども分からないんです。

委員長

新井さんも同じでいいですか。

新井証人

はい。私も詳細、関知していませんでした。

委員長

続いて、開発許可通知書について伺います。

開発許可通知書は、このとおりで間違いありませんか。今、事務局から配布、お願いします。

< 資料配布 >

新井証人

私の方は、ちょっとこれは見ていません。

川田証人

この件もですね、一応田並先生の方に全部一任してあったので、はっきりしたところは覚えていません。

委員長

そうすると、あれですか、川田さんは、この通知書は記憶にないということで、でも、見たことはあるか、ないか、どうなんですか。

川田証人

そこも記憶ありません。

委員長

それでは、先へ進めます。

別紙の開発許可条件を守れば、ヤオコーに転売できると理解していたということによろしいですか。お二方にお伺いします。

では、再度お伺いしますけども、新井証人、川田証人、お二方ともですね、この開発許可通知書について見ていないということで間違いはないんですね。

新井証人

私はそうですね。

川田証人

はい、そうです。

委員長

続いて、所有権移転について伺います。

市や県への申請書の上では、御社が申請し、許可後にヤオコーに転売することは、当初から御社が計画したことですか、また、いつ頃、誰が転売することを考えついたのですか。お二方にお伺いします。

新井証人

一番最初は、山形の段階では、自社でやろうと思っていたんですけども、それがかなわ

ないということになりまして、出入口が塞がれて、残地の部分がすごく大きな敷地がとれるという話になって、それだけ大きなスペースだと、私どものところではコスト的にも非常に厳しいし、それからテナントさんを誘致したりするというのも厳しいので、いろいろな選択肢の中から売ろうと、転売しようということを、その時点で決めました。ただし、その段階では、どこに決めるということは考えてなかった。

ですので、一遍、一番最初に自分とここでやろうと思ったのを、余りにも大きな、2,500坪以上だったと思うんですけども、そういうものがもらえると、得られるという話になったので、ちょっと我々には荷が重いなということで、転売の方にシフトしました。

委員長

川田さん、お願いします。

川田証人

この件につきまして、社長と会長の判断で、私の方は分かりません。

委員長

ただ今ですね、新井証人の方からちょっとお話がありましたけども、このことについて、いつ頃、誰がですね、転売することを考えたのか、お伺いします。

新井証人

26年の秋に収用されるという連絡が来たんですけども、その頃に2,525という数字が出てきて、大体26年のですね、秋頃だったと思います。9月とか10月とか、その頃だったと思います。

委員長

もう一つ、どなたなんですか、誰が。

新井証人

それを意思決定したのは会長です。

委員長

それでは、先に進めます。

県、熊谷市から、事業をヤオコーに承継することはできない、新井機械製作所が申請し、事業も御社でやっていただくことを言われましたか。言われたとしたら、それはいつ頃、誰から言われましたか、お二方にお伺いします。

新井証人

27年のですね、6月頃に、先ほどもお話ししましたけども、一度、私のところはもう転売するという考え方になったんですけども、これはヤオコーさんの方から、26年の7月か8月頃だったと思うんですけども、申請は新井さんのところでやっているんだから、新井さんのところが事業主体として事業を進めてくださいという、そういう話がありました。これは、田並先生経由であったんですけども、具体的には、そのまま田並先生に投げたというか、お任せしたというような、そんなような状況です。

委員長

川田さん、お願いします。

川田証人

私の方は一応、この件については、もう社長、会長の方なんで、私はちょっと把握していません。

委員長

今の質問はですね、県、熊谷市から、事業をヤオコーに承継することはできないということを知っているんですけども、どなたからお聞きをされましたか、このことについて。

新井証人

そのヤオコーさんに承継できないということ、ちょっと意味が私分らない、いつ頃のお話だったのでしょうか。

委員長

県と熊谷市から、事業をヤオコーに承継することはできない、新井機械製作所が申請し、事業も御社でやっていただくことを言われましたかということ、まずお聞きを先ほどしました。ということで、言われたとしたら、それはいつ頃、誰から言われましたかということ先ほどお聞きいたしました。

新井証人

行政の方のやりとりというのが私どもの方にフィードバックされるというのは、余りないんです、途中経過というのは。こういうことがありました、ああいうことがありましたというような話しか聞いてないんで、今の話は、私の耳には入ってないし、それはまず聞いてないです。

委員長

川田さん、いかがですか。

川田証人

私も関知していませんので、ちょっと誰からというのは分かりません。

委員長

最後にですね、申請者と代理人の関係を確認します。

農振除外の代理人は、田並胤明氏を選任され、申請されています。司法書士や行政書士、1級建築士などの専門家である士業ではなく、元代議士である田並胤明氏を選任された理由をお聞かせください。

新井証人

26年のですね、私どもが転売しようという意思決定をしたときに、当然その後の例えば代替地の選定であるとか、それからそこの交渉であるとか、そういうことを、あとは買受人の交渉とか選定であるとかというのを、26年の10月に田並さんに、田並先生に任せてありますんで、その流れで今の話はずうっといつってしまったんじゃないかなと思います。

ます。

委員長

川田さん、どうですか。

川田証人

私はこれの件については関知してないんで、ちょっと分かりません。

委員長

次に、代理人は、熊谷市や大里農林振興センターのほか、県農業政策課にも出向いていたという記録があります。代理人は、農振除外の代理人のほか、農転許可申請、開発許可申請などについて、国・県・市の関係機関に出向き、この熊谷上之地内に係る計画全般に関与していたという理解でよいですか。

新井証人

先ほどの繰り返しになるんですけども、場所の選定であるとか、交渉であるとか、それから買受人の選定とか交渉とかも全てお任せしたんで、そういうことはやられていたと思います。

委員長

全てというのは、田並胤明氏でよろしいですか。

新井証人

ああ、そうです。あ、それから、一部あとナカムラノリオ氏も出てくる場合もあります。

委員長

川田さん、どうですか。

川田証人

私は、もう関知してないんで、ちょっと分かりません。

委員長

そうですか。

次にですね、農業振興地域整備計画の変更に係る文書、一切保有していないとのことですが、御社にとって重要な書類です。誰が保管しているのですか。

新井証人

私はちょっと関知してないです。今回のこの案件全般について、物事を意思決定するところに関わってきましたので、事務的に書類をどういうふうに行っているのかなんとかというのは、ちょっと私は分かりません。

委員長

川田さん、お願いします。

川田証人

私のところにもちょっとありません。分かりません。

委員長

新井豪委員。

新井委員

本日は、お忙しい中の御出席いただいて、本当にありがとうございます。

では、何点か質問をさせていただきます。

まずは、当該の山形の土地及び建物につきましては、平成15年に競売によって取得されたというふうにお答えがありましたけども、そもそもこの物件の情報をどういうきっかけで知り得たのか、そしてこの物件を取得したその目的というものをお聞かせください。

先ほど、新井社長は関わってないということで、川田証人、お願いいたします。

川田証人

元々、私どものお客さんで、機械を販売していて、その販売の債権が残っていたり、お金も貸したりしてましたんで、それで、うちではどちらかというと、おせんべいをつくる機械が得意なんですけども、切り餅もやろうかというあれがあったので、競売で落としました。

新井証人

あとそれから、先ほどのお答えの中で川田証人から、売上げが芳しくなかったというお話がありましたけども、聞いたところによると、先代の社長がこの購入に携わって、それで利益が見込めずに、そして近しい方、周辺の方にですね、複数の方にこの物件の買い取りを持ち掛けたという話を聞いております。実際、この山形の物件に関しては、やはり会社として持て余していたんでしょうか。

川田証人

まあ、そういうことですね。

新井委員

実は、この米沢のこの工場、実際に我々で見てまいりました。もちろん、建物自体も収用されておらず、そのまま残っておるんですけども、先ほど説明があったような、店舗らしきものがあつた形跡というのが全く見られませんでした。また、近隣の方にですね、長く住んでいる近隣の方にも聞き込みを、工場の様子というものを尋ねたところ、何かを販売していたことは全く認識できなかったというふうにおっしゃってございました。

そこで、お伺いしますけども、敷地内の店舗について、本当に営業していたという、何か証明するような書類だとか、そういったものはお持ちでしょうか。

川田証人

基本的にはですね、国道から入って右側に寮があつて、そこで一応一部でおせんべいとか餅を売っていたんですけども、今、24年のですね、12月にその建物を壊してしまっているんで、ちょっと、それを証明するというものはちょっとありません。

新井委員

書類も何も、一切合財、ここで営業していたような形跡は全くないということですか。

川田証人

基本的にはですね、大分時間が経っていますので、書類など全部処理しちゃったので、それを出すあれはちょっとできないです、今。

新井委員

実際に1年間だけ、そこで自ら営業されていたというふうに伺ったんですけども、当然そこで会社が自ら手をくだして店舗を営業していた。そこで、新装開店なり何なり、普通だったら記念写真を撮ったりだとかするはずなんですけど、そういった写真とか画像も一切残ってないということでしょうか。

川田証人

そういうことです。

新井委員

それでは、山形の工場、約6,500平米の敷地のうち、収用されたのはわずか226平米というのが今、先ほどから説明がありますけども、その収用されてない部分、残りの6,000平米以上の土地に関しては、この熊谷市より開発許可がおりてから4か月後の平成29年8月に、別会社へ売却されています。つまりは、収用証明書に記載されている6,540平米の宅地のうち、売却された6,000平米以上の土地については、公共移転の対象外だったということも、もうその時点で知っていたということによろしいでしょうか。

川田証人

そういう何かというのは、私はちょっと分かってません。

新井委員

つまりは、国から収用の証明書が発行されているんですけども、先ほども社長からも、土地がちょっと価値が下がった、川田証人でしたっけ、土地の価値が下がったから、国からそういう特別な、特別なとは言っていないんですけども、大きな数字の証明書が発行されたというふうに認識しているというふうにありましたけども、実際に収用された、買収された面積は知っていたはずだと思うんです。その数字の差異が出たことというのは、価値が下がったから、そういうものを特別に国が発行したというふうに認識したんですか。

川田証人

そういうふうに使われています。

新井委員

では、その説明を誰から受けたんですか。

川田証人

一応田並先生から聞いております。

新井委員

ちなみに、この土地の売買をしたときの社長というのは先代でしょうか、今の現社長でしょうか。

新井証人

どことどここの売買でしょう。

新井委員

残りの6,000平米が売却されたとき、この時点での社長というのは、平成29年8月です。

新井証人

はい、私です。

新井委員

会社の土地が売買された、資産が売買されたというところで、先ほどから社長は把握されてないというふうにおっしゃっていましたが、社長にもう一度お伺いしますが、この6,000平米を売却したということは、つまり、実際に収用されたものを差し引いて、そのほかの部分が売却されたということは、その収用証明にある6,500が実際には収用されてないということは認識していたんでしょうか。

新井証人

前半の部分のですね、売買したということは分かっていました。ただ、それが収用とどういう関係にあったとかということは、私はちょっと分からなかったです。

新井委員

では、もう一度川田証人にお伺いしますが、先ほどの、今の話の中で、国から特別に、そういった特別な収用証明をいただいたと認識したとありますが、これは、この収用に関しては、どなたから説明を受けましたか。

川田証人

一任した田並先生から聞きました。

新井委員

それではですね、もう一度お伺いしますが、実際に収用された大きさとは違う面積や、収用されてない建物について記載されていたという、その証明書なんですけども、この書類は国が、そういう価値が下がったので、国が自ら出したものなのか、又は代理人の方が国にお願いして発行してもらったのか、どちらの認識でいらっしゃいますか。

川田証人

その件については、私の方はちょっと把握はしていません。

新井委員

いや、どちらだと思えますか。

川田証人

一応、国との折衝ですから、その内容については私も分からないんで、何とも答えられません。

新井委員

ちょっともう一度聞き直します。実際に収用された面積と違う、全く数字の違う収用証明書が出されたわけなんですけども、こうした、川田証人が認識する特別な収用証明書が出されたというものは、国が出してくれたものなのか、又は代理人が国にお願いをして、出してもらったものなのか、どちらかという、どちらだと思えますか。

川田証人

そこは、私は分かりません。

新井委員

それでは、もう一度、先ほどの文書に関しては、全て保管先に関しては分からないというふうにおっしゃっていました。分からないことだということは、つまりこの収用証明書の原本も含めて、会社にはないということによろしいのでしょうか。

川田証人

収用証明自体はあります。発行された。

新井委員

原本はお持ちなんですね。

川田証人

原本じゃなくて、写しになっていますね。原本は、ちょっと分からないです、今。

新井委員

コピーということですね。

では、最後にお伺いしますけども、買収された面積は僅か226平米であり、その補償内容は工作物等であり、建物移転は含まれていません。また、工場と店舗、特に店舗の実態については、ちょっと疑わざるを得ないと思っております。山形の工場については、公共移転の要件を満たしていないのは明らかだと思われま。

また、この熊谷市の開発審査課が、公共移転による開発を許可した根拠となった、先ほどから話している収用証明書については、実際に収用された土地の面積の記載がなかったり、また、収用されていない建物について記載があったり、極めて不自然な部分が多く、それに、ほかの事例で発行される証明書、つまり埼玉県が持っているものですか、ほかの事例と比べると、明らかに様式が異なります。恣意的に作成されたと思わせるのに十分であると、我々は思っているところでございますが、最後にお伺いいたします。

この公共移転から転売までの計画について、これを発案し、つまり、この話を持ち掛けたのか。先ほどからおっしゃっている元代議士に話を持ち掛けたのか、又は持ち掛けられ

たのか。これ、誰がこの計画について主導されたのでしょうか、お答えいただきたいと思います。お二人にお答えいただきたいと思います。

新井証人

話の持ち掛けというのは、どういう流れで物事が流れてきたかとい解釈でよろしいんでしょうか。そういうことですか。

これは、一番最初に、私どもの会長が、ちょっと遊休してない、要は死んでいるような土地をですね、何とか有効活用したいなというところから、商業施設を始めたいというところからスタートしています。ところが、やってみたら、出入口が塞がっちゃっているのかなんとかということで、残地補償という形ですごく広い面積を取られちゃったんで、それに私と会長、会長がびびっちゃって、結局やめちゃうという話になったわけですから、誰かがやったということではなくて、その状況状況に応じて会長が判断して行って、そういう形に落ち着いたという、そういうことだというふうに理解しています。

川田証人

まあ、そういう判断は私らの判断じゃなくて、社長、会長の判断で、私には何も言えません。

新井委員

新井証人、じゃ、聞き直します。

今回、そういった土地があった。つまり、この土地をどうにかしたいというふうに元代議士に相談を持ち掛けたのか、又は元代議士の方から、そういう土地があるんだったらと話があったのか、こちらから相談したのか、向こうから……。

新井証人

一番最初は、田並先生ではなくて、ナカムラさんという方がいるんですが、この、うちの会長とナカムラさんが懇意だったんで、ナカムラさんに話をしました。ナカムラさんが米沢に何回か行って、もう今のところの土地に商業地をつくるのはちょっと厳しいよということを、いろいろこちらにインフォメーションしてくれたんですけども、でも、もうちょっと頑張ってみるということでやったときに、どこからどういう流れになったか分かりませんが、残地補償ということの可能性もあるというふうになったときに、そういうものに詳しい田並先生を代理人にしてくださいと、したほうがいいですよみたいな話で来たんです。

ですから、我々が言ったわけではなくて、ともかくそういう知識を持っているというのが田並先生だよということをお願いしたのと。それから、私どもの会長と田並先生は以前からお付き合いがあったということなんで、そういう流れで持っていきました。

新井委員

分かりました。

以上です。ありがとうございました。

委員長

木下高志委員。

木下委員

すいません。関連で2点、質問させてください。

まず、両方にお伺いたします。

今回、開発許可の通知書は御覧になってなかったという、認識がなかったというお話でありましたけども、私ども埼玉県議会は、議長名で記録提出請求書というものをそちらの方にお出しさせていただいて、記録書が頂いてあるわけです。その中に入っております、これはそちらのお持ちの資料を出していただいたわけでありますので、その理解してなかったというのが少し信じられないんですけども、その点に関しまして両証人にお伺いたします。本当に知らなかったんでしょうか。

新井証人

例えば、それを見てなかった、見ていたかという記憶は、それはないです。ないというのは、どちらかって分かりません。ただ、頭の中に入ってないです。ですので、そういうこと、結果的には見てなかったと。

そういう事務的な書類に関しては、私の立場では、経営判断のところしか関与していませんので、見たかもしれないけど、どこか抜けちゃったかもしれない、そういう話です。

川田証人

今、社長が言いましたように、基本的にはそのようなことですね。

木下委員

そうしますと、確認をさせていただきますけども、見ていたかどうかというような話は、確かに分かりました。

記録の提出されたものに対しましては、例えばそちらで手を加えたとか、そういったものじゃなくて、原本という形の認識でよろしい、もちろんながらよろしいわけですね、両証人。

新井証人

ちょっとこれは、私は分かりません。

川田証人

ちょっとそれを見てないんで、どうかというのは、ちょっと分かりません。

木下委員

それでは、もう一つお伺いします。

店舗についてなんですけども、寮のところでお店がありましたよという話がありました。それから、工場のところで発送をなさっていたというお話もありましたが、これは表現の仕方によりましてね、発送というのは、物を販売しているための発送でありますので、店舗という表現になったのか、それは物流業務といえば物流業務じゃないかなというふうにもとれますし、そのところを明確にお答えいただきたいということと。

それから、仮にですね、寮のところで販売をなさっていたという話も、例えばきちんと小売りをしていたかどうか、従業員販売で、その寮の中の人に売っているというの、お店と言われてしまえばお店になってしまうような気もいたしますんで、そのところを明確に、店舗たる定義を教えてくださいたいんですけども、両証人から。

新井証人

ちょっとこっちは、私は山形のそれについては関知していません。

川田証人

小売り、買いに来た人がいるということは認識しております。

木下委員

買いに来たということを認識しておりますということは、基本的には内部の販売だということを、逆説的に言われていると思うんですけど、そのような認識でよろしいのでしょうか。

川田証人

いや、内部だけじゃなくって、外部からも来ております。

木下委員

つまり、小売りの店舗がきちんと存在して、お店として存在しているという認識でよろしいんですか。

それを証明する、例えば売上げ伝票でもそうですし、そのものというのは何があるんですか。

川田証人

でも、先ほど言いましたけども、私どもの方で大分時間がたったので、前はあったんですけども、今は処分しちゃってあって、ちょっと添付はできないです。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

木下委員の質疑に対する補足質問なんですけれども、川田管理部長さんにお聞きをしたんですけれども、先ほど販売しているところがですね、国道から入って行って右手の方だということでお話し聞いたんですけれども、私たちも現地を確認したところですね、国道から入っていったところの右手側は、手前の方だけが道路、上の方に橋がかかっている、その部分が収用になったと思うんですね。

御説明のあった、中に入って行って右側のところは、実際には道路にはかかっていなかった、壊しちゃったということで、実際には道路にはかかってない部分だと思うんですけども、それを23年のときに国土交通省が買収になっているかと思うんですけども、建物は道路が通ることによって壊したということはないですよ。だから、かかってない、道路は。

川田証人

道路は、お店にはかからなかったです。

小島委員

続いてですね、先ほどの新井社長の御答弁に対して、追加で確認したいんですけども、では、会社内の方針の変遷とは御説明で分かったんですけども、中心となってその方針を実行というか、社長さんは把握してないということになりますと、社内ではこの決裁、どういうふうなことで把握している、どのような、物事が進んでいると把握される方は、会長さんということによろしいのでしょうか。

新井証人

私どもは中小企業なんで、実際は会長と私が決めたような話なんです。けど、この山形の、特に一番そのさわりの部分は、もう会長がずうっとこの案件自体は関わってきたような部分があるんで、これについては会長が、一番最初の転売しようというのは会長の意思決定です。

小島委員

ですから、その後のですね、例えば現在に至るまでもですけども、会社内でこの事業の中心的な役割を果たしているのは、それでは社長さんではなくて、会長さんということでしょうか。

新井証人

前半の部分は会長で、後半は私です。

小島委員

それではですね、今回、昨年3月にヤオコーさんに登記が移されて、そしてその後、指導に基づいて、また新井さんに戻りましたけれども、この経過はどのように御認識されているのでしょうか。

先ほどの説明ですと、委任をしているので許認可のことはよく分からないということですけども、改めてまた新井さんの名前に、会社名に登記をし直しているということは、何か自分たちでも確認をして、せざるを得ない状況になったということが分かったから変えたんだと思うんですけども、その変遷をですね、お聞きかせをいただきたいと思えますけど。

新井証人

去年の9月の、要するに所有権の移転の話ですか。それは、県の方から行政指導を受けて、一遍新井機械の方に土地と建物を移しなさいという指導を受けたからです。

小島委員

別に何ですか、正規の手続をしていけば戻さなくていいと思うんですけども、それはやはりこの手続上、問題があったということが会社内でも理解したということなんですか。

新井証人

私のところで所有権を戻すというのは、何か不手際があったとかないとかっていう、そういう機軸ではなくて、行政に言われて、行政指導みたいな形で、やらなくちゃまずいからやったという、そういう話です。

小島委員

すいません。それでは、この所有権移転自体が法的に問題があるという報告、先ほど聞いてないということだったんですけども、それはいまだに会社内としては、これは法的に問題がある案件だということは、会社内では承知、理解してないということによろしいのでしょうか。

収用法に基づいて申請をして、許可を得て、新井さんがやらなければいけない。けれども、途中で所有権がかわってしまった、これは法律的に問題があるということで指摘を受けたと思うんですけど、それで直したんじゃないのでしょうか、違法だということを確認してないということでしょうか。

新井証人

例えば、これが実際に違法かどうかというのは、私はちょっと実はこれ分かりませんが、新井機械とすると、この所有権を戻したというのは、やっぱり行政指導があったからという、そういうことになります。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

今、ちょっと小島委員の関連質問ですけど、正規の手続をお任せをして、田並さんにお任せをして、これずっと続けてきたわけですよ。それで、突然、県から所有権移転しているのがおかしいから戻しなさいと言われて、不服も一切なかったということですか、行政指導を受けて。

普通、行政指導を受けて、正規の手続をやっていると思っていたら、行政不服審査なり何なりやると思うんですよ。そういった方向性に何でいかなかったのかが我々は疑問なんです。それを社長にお伺いをしたいんです。

ですから、何らかの手続の瑕疵があるということを知っていたから、これを戻したというふうにしか読み取れないんですけど、今のお答えですとですね。そういうことによろしいのか、ちょっとお伺いします。

新井証人

すいません。ちょっとこれは何ともお答えできないですね。言われている意味が、ちょっと私には理解できない。もう一回言ってください。

委員長

じゃ、よく分かりやすく。

田村委員

通常、行政指導を受けた場合に不服があったら、自分たちが正しいとっていて不服があったら、行政手続を、不服審査請求を思うんです、通常はですね。でも、行政指導があったから、従わなきゃいけないのかなって、そんなことはないと思うんですよ。これに正当性を持っていたらですね。でも、行政が指導したから、これは駄目なんじゃないか、直さなきゃいけないんじゃないかなというのは、何らかの瑕疵があるというふうに認識していたから、そういうふうに戻されたんですかってお伺いをしているんです。

新井証人

結局、行政が言ったことが、我々は正しいんだろうなという理解です。

田村委員

じゃ、ちょっとお話を最初に戻します。

そしたらですね、平成26年に転売しようという、御社がですね、意思決定をしたという、先ほどおっしゃっておいりました、この土地収用のものについてですね。それで、その後は田並代議士に任せたと、代理人として任せていったということで、あと手続は、今のお話をずうっと総合的に聞いているとですね、田並代議士にお任せをしていたので、我々は一部の報告しか受けないで、そのまま進んでしまったということによろしいですか。

新井証人

はい、そうです。

田村委員

そのときに御社は、転売しようとする意思で田並代議士に任せましたって、先ほどおっしゃいましたけども、この手続が進んでいって、後にヤオコーさんに転売することが正当性を自分たちが持っているというふうに思っていましたか。

新井証人

ヤオコーさんに転売する、ヤオコーさんということではないんですが、幾つかの業者さんに転売しようという選択肢というか、そういう事実はありました。

田村委員

それで、この転売が、田並さんに任せていたら転売が可能になるということで、お任せをしていたということで、この手続は、手続の有無はどうであろうと、田並さんに任せていたら、御社としては転売ができるという意味でもってずっと進めていた事業だということで認識してよろしいですか。

新井証人

すいません。今の話とちょっとさっきの話と、一番最初に話したのは、時期的にいつ頃のお話でしょう。

田村委員

じゃ、整理してお話しします。

平成26年秋に、転売しようという御社が意思決定をしたとおっしゃいました。その後には、田並代議士にお任せしましたということはおっしゃっていました。

その後、手続については、今までの話を総合的に聞いていると、知らない、全部田並さんにお任せをしていて、その手続上のことは全然知らないということで、ただし、結果として御社が転売ができると、土地についてですね。どこの場所だか何だか分からないけれども、転売ができるということを目的にお任せをしていたということによろしいですかと聞いているんです。

新井証人

それで、ちょっと補足させてもらいますと、転売しようという方向で進んでいたんですが、27年の6月にですね、ヤオコーさんの方から、新井さんが申請をしているわけだから、事業の主体となって、新井さんが事業を、事業やってくれという要請を受けました。ですので、ちょっと二転三転するんですけども、その時点で、1回諦めて、これやばいなということで、コスト的にやばいなということで諦めたんですけども、いろんな意味でバックアップしてくれると。例えば、財政的にも資金的にも、いろんな融資をしてくれるとかなんとかということで、我々の不安の部分が除かれたんです。ヤオコーさんにそういう要求をされました。それから、新井さんの不安なところはこういうことでクリアしますという話が出てきたんで、もう一回やろうという話になったんです。そこになりました。

もう一回やろうという話になりましてですね、そのときに、おまえのところよく変わるなって、ちょこちょこっていう話になるんですが、私の本業は機械屋なんですけども、特に受注生産なんで、売上げのですね、山と谷がすごくあるんです。小売業さんって比較的そういうのが少ない。

それから、一番大きな理由というのは、機械屋ってというのは比較的、現金になるまでの現金の足が遅いんで、それに対して日銭が入るじゃないですか、キャッシュフローが。だから、そういう不安の部分が除かれるのであれば、自分のところでもやってもいいなと思って、これはもう一遍やろうということになったんです。それが大体言われたのがですね、27年の6月頃ですから、その時点でやろうというふうにして、田並さんにしばらくその後は任せておいたんですけども、正式に形となって現れたのは28年の10月です。それは、新井機械とヤオコーさんで業務委託契約を結びました。ですので、この時点ではもう当然のことながら、資金的にも融資を受けられるということなんで、新井機械も当然自分たちが主体になって、スーパー事業をやっていこうということになりました。

田村委員

先ほどの御説明の中で、27年6月頃にヤオコーから事業主体としてやってほしいというお話があって、バックアップをするからというのはヤオコーさんからあったということによろしいですか。

新井証人

はい、そうです。

田村委員

その後、もう一度やろうというその流れの中で、ヤオコーさんも挟んで、田並さんが入って、それで1年2か月ぐらい進んできた後に、自分たちが主体でヤオコーさんがバックアップする体制が整ったから、それが28年の10月頃ということによろしいですか。

新井証人

はい、そうです。

田村委員

それでは、なぜこの事業主体である新井さんがですね、所有権移転をされたんでしょうか。

新井証人

それは多分、30年の3月の話だと思うんですけども、ふらふらしていて申し訳ないんですが、それで進めていました。シミュレーションも全部付けました。大体、ヤオコーさんから聞いたのは、4年間は赤字だとか、5年以降は黒が出るとか、12年に償却が出るとか、大体この間に売上げでこうだというのを聞いて、これはさっきも言いましたように、日銭が入る商売でいいなと思ったんですが、いかんせん、自分とここで事業主体をやるということになると、社員さんは全部自分とここで抱えなくちゃいけない。

それから、当然、業務のスキルというものは当然ないですから、そういうところはヤオコーさんに教えていただくとして、とにかく人集めに募集をかけました。それが29年の12月とですね、30年の1月にかけてなんです。29年の12月は、三大新聞に折り込みを入れまして、30年はタウン誌っていうのかな、冊子みたいなやつですけども、それ2回やりました。2回やって、エリアは熊谷、深谷、本庄あたりなんですけども、応募がゼロだったです。そのときに出した広告というのは、ヤオコーの名前は一切出さないで、株式会社新井機械製作所で商業を、スーパーやりますという内容のもので出したんですけども、それでゼロになってしまいました。

さすがに、ゼロになってですね、ちょっとびびっちゃいまして、どうしようかなということで非常に弱気になっていまして、そのところどうしようかなという話をしましたら、また今度は田並さんに相談しまして、ヤオコーさん、田並さん経由でヤオコーさんに話してもらったら、何か手を打ったらいいの、あと2、3回チラシ打ったらいいのとかという話も出たんですけども、ヤオコーさんの方から、我々が主体でやりますという話が来ました。ですから、それが30年の2月の末か、3月の頭頃だと思います。

田村委員

当該事業が、社長は先ほど事務上のことは、行政事務上のことはほとんど分からないというお話をされておりましたけども、その際に、ヤオコーさんに所有権移転をするという話が出る、出ないのところですね、これは所有権移転できないということは御存じなかったんでしょうか。

新井証人

存じ上げてなかったです。

田村委員

それは、代理人である田並さんからの説明もなかったんでしょうか。

新井証人

田並さん経由だったのか、ヤオコーさんから直接だったか、ちょっと私記憶にありませんけども、とにかく所有権が移転できないとか移転できるということはですね、その時点ではなかったです。要するに、自分が非常に困っているときに、俺やるよって手挙げてくれたんで、じゃ、ありがたいなって、実際のところそんな話です。

田村委員

ならばですね、なら最初に戻りますけど、ならば9月に行政指導を受けたときに、所有権移転しないと思うんです、私は。自分が正当性を持って所有権をしているから。そしたら、行政不服審査とかなんとかってやると思うんです。なのに、社長は、行政から言われ

たから直せよっていう判断をした理由が、ちょっと今、お話を系列的にお聞きをしていて、全く不明確であります。いかがでしょう。

新井証人

私はそこで、そういうことがいいことなのか、悪いことなのかっていうのはなかったです。ですので、単純にですね、行政が言っているからやったというのは、これ本当なんですけども。ただ、周りの方々が、それがいいことなのか、悪いことなのかっていうのは知っていたか、知ってないかというのは分かりません。それは分かりません。

田村委員

それでは、話は元にちょっと戻します、公共移転に戻します。

226平米の買収面積だったっていうことは、社長は御存じですか、収用が。

新井証人

米沢の方ですか。

田村委員

米沢の方。

新井証人

それは、私はちょっと関知してない。いや、米沢の方は、もうほとんど分からない。

田村委員

全く知らない。

新井証人

はい。

田村委員

収用されたところが、工場立地面積の入口のところであって、その上に高架で高速道路が走っていて、そこは収用する必要もないような土地なんです、実は。そこで出入りもできるんです。出入りもできる場所で収用をされて、それを基に公共移転で使っているということも御存じないということですか。

新井証人

そこも分かりません。

田村委員

では、店舗の売上げ伝票も、どれだけの売上げがあるかということも、社長として御認識されてないんですか。

新井証人

そっちの方の話は、先ほども言いました、そのときはまだ会長がやっけていまして、首突っ込みづらいというのはあったし、そこはもう本当分かりません。分かりません。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

すいません。関連なんですけど、先ほど来ですね、ヤオコーさんに所有権が移動したり、また新井さんに戻ったりということなんですけど、今までのいろんな資料を拝見をさせていただく中で、開発の段階の参考資料としては、建物と土地代で大体5億円ぐらいかかるだろうというような見積書とか添付をして、農転とったり、開発をかけたということになっているんですけども、実はあれだけの建物を建てたということで、新井さんの名前じゃなくてですね、最初に保存登記がヤオコーさんでなっているということをお考えますと、建物の出資金というのはどういうふうに出資をされたんでしょうかということが1つあるんですけど。

新井証人

建物の方の資金はあれですね、ヤオコーさんから出資をしています。それが20何年だったかな、28年の12月頃に、10月にあれです、業務委託契約を結んだんですけども、その場でいろんな資金的援助もしますというような業務委託契約を結んだんですけども、その後、これだけの融資を受けてという、そういう契約も結んでいます。

小島委員

今回、御提出いただいた資料の中に、ヤオコーさんとの契約等の資料はなかったんですけども、この案件とは関係ないということで、お付けいただけなかったのかなということが1つと。

もう一つですね、この件が、100条が始まってから、我が団の方にいろんな方々からですね、情報が寄せられておまして、平成30年の10月4日にですね、我が党の県連の方にファクスが、合意書と売買契約書というのが熊谷市民という方から送られてきておまして、その中の印鑑を拝見をしますと、今までの関係書類と同じ、新井機械さんの社印とはんこが押されているんですけども、その中に田並さんとナカムラさんの名前も出てきておるんですが、この契約書を認識していらっしゃるかどうかということをおちょっと確認していただけますか。

先ほどね、田並さんの方に委任をしたというようなことがあるんで、つじつまが合うなということで、今、手持ちの資料だったんですけども、拝見しましたら、委任をした時期に作成された書類のようですので、真偽のほどをおちょっと確認をしたいなと思いました。

委員長

ただ今の小島委員からですね、提出を受けた資料をですね、証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとして、事務局に閲覧させます。よろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >
< 資料閲覧 >

新井証人

承知しています。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

それでは、この内容が記載された合意書並びに契約書は、新井機械さんの方でも所有をされて、この内容を……。

新井証人

すいません。ちょっと川田にも見せてください。

委員長

では、川田証人も見ていただきます。

< 資料閲覧 >

委員長

小島信昭委員、どうぞ。

小島委員

それでは、こちらの合意書と契約書は、この関係者、捺印がある方々がそれぞれ所持をして、その契約の履行に向けて事業を進めたということで理解してよろしいでしょうか。

新井証人

はい。

委員長

ほかに。
武内政文委員。

武内委員

私の方から、開発の許可通知の関係なんですけど、先ほどお二人とも、覚えてないというか、見てない、そういうお答えだったんですけども、この許可書通知は誰が受け取ったか、それは分かりますか。

新井証人

ちょっと記憶がありません。

武内委員

そうすると、書類は保管はされているわけですね。出てきたわけですから、それをどういうふうにしたのか、それも全く認識はないわけですか。

新井証人

いろいろと書類がいっぱいあるので、その中に紛れているかということ、ちょっと確認し

ないと分からないです。

武内委員

実はですね、市の開発許可書の、先ほどの許可書と、それから別紙というのがありまして、その別紙にはですね、ちょっと読ませていただきますと、本許可は、申請者の自己の居住用又は自己の業務用のための建築物等として許可したものであり、申請者以外の者が当該建築物等を建築し、又は使用することはできないと。ただし、相続人、その他の一般継承人はこの限りでないというのが、実は付いておりました。

そして、先ほどちょっと御覧になったと思うんですけど、もう一つ、そちらから提出されたものは、実はそれが付いてないんです。ということは、改ざんをされている可能性が非常に高いということなんですけど、これは見てないと言うんですからあれなんですけど、こういうお話し、何か代理人、あるいはほかの方から聞いたことはありますか。

それじゃ、ちょっと新井さん、両方を見せていただいでよろしいですか。

委員長

ただ今ですね、武内委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に、委員を含めて閲覧させますことでよろしいでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >
< 資料閲覧 >

委員長

武内政文委員。

武内委員

今、御覧になったと思うんですけども、要は地位承継の項目、禁止というか、それができないというところの部分がそっくり、そちらの控えの許可、別紙には抜け落ちているということなんです。つまり、それもですね、単にその部分が削除されているだけでなく、ちゃんとフォントというか、その位置も整えられて、上に上がってですね、きちんとそうした別紙になっております。

つまり、やはり電子データを作りかえないとそれはできないというふうに考えておりました、これはそういう意味では、どちらかが何というんでしょうか、改ざんというかですね、差し替えたというふうに今、事実があります。

これは、御覧になってないからということなんですけど、これは大きな問題でありまして、我々としては、皆さん御存じだったのかということで、そこを確認したかったんですけども、そういう話は一切誰からも聞いてないし、田並さん、あるいはほかの太幡さんですか、そういう話は一切聞いてないということで、もう一度確認したいんです。川田さん、よろしいですか。

川田証人

確認していません。見ていません。

新井証人

確認していません。

武内委員

これ、今初めて御覧になったと思うんですが、どういうふうにお感じになったですか、お二人。

新井証人

何ともコメントのしようがないですね。

川田証人

同じです。

武内委員

分かりました。

あとですね、ちょっと違う話なんですけども、開発許可申請で完了届、工事の完了届等を出したということなんです。その辺の文書というのが見当たらないんですけど、提出された中で、それはお分かりですか。あるいは見積書とかですね、そういう一連の工事の関係。川田さん、いかがですか。

川田証人

建物とか、そういうあれの見積もりは見ています。

武内委員

今回提出されたんですか。

川田証人

どういう意味ですか、提出したというのは。

武内委員

そういう一連のですね、完了届とか見積もり等の書類が提出されてないですが、いかがか。

川田証人

その件についてはですね、一応業者の方に任せてあったんで、ちょっと私の方ではですね、認識していません。

武内委員

業者はどなた、どこですか。

川田証人

記憶だと、たばたプランニングさんとか、何かそんなような名前だと思います。

武内委員

はい、分かりました。

以上です。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

1点だけお聞きしたいんですけど、これは新井社長ならびに川田部長にお伺いしたいと思います。

この申請は、あくまでも新井機械さんで開発許可が出ている、これは当然御認識されていることで、新井機械さんがスーパーを営業する、ヤオコーさんとのいろいろ業務委託の御支援をいただきながら、資金的な援助も頂きながらスーパーを営業するという方針で進んでいた。

しかしながら、間で多少、会社の方針として、人を募集したけれども来ないというような状況もあり、ちょっと揺らいだ時期があって、最終的に、先ほどの御説明ですと、30年の2月、前年に広告打ったけど、人が集まらないんで、翌30年の2月、3月ぐらいにやっぱりこれは難しいなという判断を示したというふうに、答弁で私は認識したんですけども、まずそれで正しいでしょうか。

新井証人

そのとおりです。

板橋委員

そうしますとね、通常、開発許可の申請人になっていることは御認識されているとすれば、当然それをもう、実は3月の後半には表示保存登記が、新井さんではなくヤオコーさんで、先ほど小島委員の話もありましたけど、一発登記されているわけですよ。ということになると、その前の段階では、新井機械さんが建築工事屋さんと請負契約をして、お金も払っていて、もう建物もほぼほぼできかかっているところで、それでもう1か月ぐらい前の段階、時系列だけでいいますと、1か月の段階で、やっぱりうちの方ではできないから、ヤオコーさんにやってもらうということが、通常のこの何というんでしょう、許認可の中でオーケーになるというふうに思われたんでしょうか。

新井証人

そこら辺の許認可のですね、常識というか、流れの時間的なものがどういうものが一般的だかというのは、私の方にはそういう常識というか、知識というか、それがなかったんで、だから、理解されるとかされないとかというか、疑問に思わなかったみたいなどころはあります。

川田証人

今、社長が言ったようにそうなんですけども、基本的にヤオコーさんがもうこういうものについてはいろいろとやっているんで、ヤオコーさんがいいなということならば、もう大丈夫かなということだったと思います。

板橋委員

分かりました。

そうしますと、実際に所有権が、建物の表示保存登記もヤオコーさんにされているということですので、ヤオコーさんにも事実関係をしっかりと確認する必要があることを付け加えて、質問を終わります。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

今日は、お忙しいところ出席いただきまして、ありがとうございます。

私の方からも、若干聞かせてください。

最初に、平成26年の9月に土地の収用証明書をとっておられるわけですが、この米沢の土地が収用されたのは平成23年ですよ、たしか。ですよ。この26年9月に証明書をとっておりますが、この土地収用証明書が必要になったと、必要だと、とらなくちゃいけないと、こういうことを言ってきたのはどなただったんでしょうか、確認のためにお答えください。新井社長さん、お願いします。

新井証人

こっちの米沢のことは、本当よく私分らないです。

村岡委員

それでは、川田部長。

川田証人

株式会社リオノのですね、ナカムラさんが一応、ちょっとおかしいから調べるよということで、それで始まったことです。

村岡委員

23年に土地を収用したときに、そのときにそういう書面をすぐに願い出でとらずに、いろいろその土地利用を考えていた経緯があるんでしょうから、26年9月にとって、ナカムラさんからそういう話があったと。だから、そのとき、理由としてですね、なぜ土地の収用証明書が必要なのかという、その必要性の理由については、どういうお話を伺っていますか。部長、お願いします。

川田証人

基本的にはですね、23年の収用したときには、そういうことの知識が新井機械は全然なかったです。それで、26年にですね、うちの会長が、スーパーを誘致してくれということからこの件が始まりました。要するに、調べたら、肝心な入り口が買われてしまったということで、スーパーやるのに、ちょっとそれは建築できないんじゃないかというようなことで、それでナカムラさんが一応調べるということで始まりました。

村岡委員

どうも聞いていることに対してかみ合っていない部分があるんですが、今日のこの委員会の僕は中心は、冒頭、委員長が総括質問された公共移転の制度の趣旨に反して開発許可を申請をしたのではないかとということ、この公共移転の要が土地収用等証明書の内容、

あるいはこの証明書はどのような経緯でとられたかということが、一番の僕はキーポイントだと思っているんですね。

だから、それについては、先ほどの御説明で、山形の米沢の土地の、確かに敷地の一部しか収用されていないけども、全体の価値が下がったとか、そういう説明があったと。これは、先ほど一任した、会長が一任した田並氏からそういう話が出たという御説明がありました。

ただ、審議の中では、先ほど田村委員でしたっけ、高架があって出入りも自由だったんだという話があって、どうも、どう説明したか私分かりませんが、国に対して説明した内容と現実が違うんじゃないかということがありますが、この、国がなぜ実際に買い受けたところ以外のところも含めて、収用面積として証明書に書いたかということについては、これは田並元代議士でないと詳細が分からないということによろしいんでしょうか、川田部長、お答えください。

川田証人

そのとおりです。

村岡委員

はい、分かりました。分からないところでこれ以上聞いてもあれなんで。

そうしますとですね、もしも仮に国への説明が現実と異なる、著しく異なる説明をしながら、当時、平成23年の収用と26年のときに、山形の国道事務所の責任者が誰か、私分かりませんが、代わっていたと。そのとき、23年の事業に関わっていなかったという人がいたとしてですね、申請者から言われた話を聞いて、申請者から示された数値で証明を出したとすると、事実と異なる収用証明を国が出したということになってくるわけなんです。既にこの問題が問題となって、県議会にこういう委員会が立ち上がって、今日、証人に来ていただくと、そうすると、いろいろとこの間も、事実関係もお調べだったと思うんですが、この点については全く認識は変わりませんか。

川田証人

変わってないですね。

村岡委員

はい、分かりました。

それでは、もう1点、平成28年の10月にヤオコーさんと業務委託契約を結んだと。その中で、新井さんとしてもスーパーやっていこうと、この時点では考えておられたと。資金援助も含めて、融資の契約もしたというお話が出ました。

しかし、その後、募集等やって、先ほど来、やったけど応募がなかったと。そういう中で、平成30年の2月末から3月の頭に、ヤオコーから我々やりますという話があったんだということで、いわゆる経営そのものもヤオコーさんに丸々やってもらうというふうの方針が変わったということで、この点はちょっと確認したいんですが、新井社長、それによろしいんでしょうか。

新井証人

そのような流れです。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません。1点だけ確認させてください。

先ほど武内委員からの御質問の中のちょっと補足なんですけども、これ開発許可申請というのは、社長の名前でされているわけなんです。ここに工事施工業者の名前が書いてあって、この工事施工業者と主体となっている新井製作所さんが、必ずこの工事について工事の請負契約をされているはずなんですけども、そういうものも一切ないんでしょうか。

それと、これ十何億、多分、僕の想像だとかかるような工事だと思うんですけども、そんなことも一切社長は把握をしていないんでしょうか、ちょっとお伺いします。

新井証人

今の私の記憶の中にはないです。

田村委員

それでは、この工事請負契約というのはどこでされたんでしょうか。部長。

川田証人

それはあります。契約書はあります。

田村委員

我々が請求をさせていただいた、委員会として請求をさせていただいた書類の中には見当たりませんでした。また、記録提出の請求書の中ですね。あと、見積もりもなければ、工事の完了書もなかったんです。

先ほど部長さんは、たばた何とかというところに頼んでいましたとかっていう話もありましたけども、正式な会社名も分からないところに頼んでいるんでしょうか、そんなずさんな経営をされているんでしょうか。

川田証人

その時点ですすね、ヤオコーさんにある程度いろいろのそういう面でもお世話になっていましたんで、ヤオコーさん経由の業者を紹介されていて、契約を結びました。

田村委員

その契約というのは、ちゃんとあるということによろしいんですか。

川田証人

あります。

田村委員

では、何で今回、添付がされてないんでしょうか。

川田証人

それ添付しろって言われた記憶がない、たしかなかったと思うんですけど。

田村委員

我々が請求させていただいたのは、読みますよ。この許可に関する文書一式というふう
に請求をさせていただいております。これについて、出てない場合は罰則の対象になる可
能性もあるということも記載をさせて、議長名で記載をさせていただいておりますけども、
これを追加で添付してくださいといったらですね、作って出してくる可能性もあるので、
もう今の段階でこれ出てないのは、かなり問題だというふうに認識をさせていただくんで
すけども、いかがでしょうか。

川田証人

前に、熊谷のあれでいろいろとあったときに、そっちの方で出してくれるということで、
そっちの方へ出ていると思います。熊谷の農振センターというんですかね。そのときに、
県の方が来て、一応出してくれと言われたんで、出ていると思います。

田村委員

申し訳ありませんけども、農林振興センターの資料請求と、私ども委員会が請求する請
求書は全く請求書類が違いますので、それをきちっと出していただきたいなと、何で出し
ていただけなかったのかということをお伺いしているんです。

川田証人

そういう理解をしなかったので、それは出すとか何かということは全然頭になかったで
す。

田村委員

それでは、これに関する御社と関東建設工業さんが結んでいる建築契約、見積もり、工
事完了書で、支払い書って、今お持ちなんでしょうか。

川田証人

あると思います。

田村委員

じゃあ、委員長、これ資料請求ということでお願いをしたいと思います。記録の提出と
いうことで。

委員長

暫時休憩いたします。

(15 : 34)

委員長

再開いたします。

(15 : 40)

お諮りいたします。

新井機械製作所さんに対する記録の提出につきましては、前回の委員会で本案件に関す
る一切の書類の提出を求めたところでございます。

一方で、先ほどの審査の過程で、一部の書類について提出の漏れがあったことが判明い
たしました。ついては、追加で記録の提出を求めることでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

提出や閲覧方法等の詳細については、正副委員長に御一任いただき、閲覧方法等について後日、各委員に通知することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、そのように決定いたしました。

ほかに発言はありませんか。

村岡正嗣委員。

村岡委員

すいません。1点漏れていました。

新井社長さん、また、部長さんでもよろしいんですけども、田並元代議士とですね、本件の、この農地転用許可に係る本件について、ビジネスとして、例えばコンサルタント的なですね、業務委託契約とか、そういう契約を結んで、代理人としてお仕事をされているということなのか、それ以外なのか、その点だけ確認させてください。

川田証人

もう一度お願いします。

委員長

村岡委員、どうぞ。

村岡委員

田並元代議士さんは、これはボランティアで関わっているんですか、それとも何か仕事として頼んでいるんでしょうか。

新井証人

合意書に基づきましてですね、例えば土地の選定だとか、買受人の選定だとかということをやってもらうということと、それからもう1点は、田並さんとの契約を結んでいる部分もあります。土地1億6,000万なんですけども、その山形の土地であるとか、それから解体費だとか、それから熊谷の土地を買う権利というか、予約権ですか、そういうものも含めて、田並さんの報酬というふうに我々は考えています。

委員長

いいですか。

村岡委員

はい。

委員長

ほかに発言はありませんか。
新井豪委員。

新井委員

1つだけ確認させてください。
上之地内の土地と建物、今後、どうされるおつもりでしょうか。

新井証人

何ともコメントはないですね。すいません。いいとか悪いとか何とかというのではなく、あんな大きなものを宙ぶらりんにしておくもったいなさというのはあると思います。それから、地元の人たちのためになる部分もあるだろうし、いろいろあると思います。ちょっと今、いろいろ私言いましたけども、コメントしがたいような、何とも言えないような気持ちですね。

新井委員

分かりました。終わります。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

最後ですけども、今、新井委員の質問と関連するんですが、登記上、新井さんに戻った、新井機械さんに戻った登記を拝見しますと、二十億数百万円ということで根抵当が付いておられるようなんですが、あの金額で売られて、また同じ金額で買い戻した、そういうことでよろしいのでしょうか。

新井証人

そうです。

【記録等及び証人の提案に関する動議についての説明】

田村委員

本日の審査を通して、疑問点の解消が十分でない点があるほか、新たな疑義が生じており、その解明に向け調査を進める必要があると考えております。

100条調査権の行使による記録の提出及び証人の出頭を次のとおり求める案を提案したいと思います。

1、元代議士の田並氏及び株式会社たばたプランニングについて、本件に関わる農振除外、農地転用許可、開発許可といった行政手続の窓口、調整役になっていたなど、所有権の移転や土地の売買等に大きく関与していることが明らかとなりました。これらは、いずれも本件の真相の究明のために欠かせない事項であることから、田並氏及び同社に係る記録の提出を求めるとともに、本委員会への出頭を求める必要があると考えます。

2番、株式会社ヤオコーについて、新井製作所からの所有権移転先にありますが、事前に移転に関するやりとりがされていた様子が明らかとなりました。所有権移転ありきで一

連の進めたのであれば、農地法等の趣旨に照らして大きな問題であり、その当事者である同社に対し、関係する記録の提出を求めるとともに、本委員会への出頭を求める必要があると考えます。

3番、県については、農地転用許可の権限を持つ機関として、これまでなされた相談、報告等の記録を調査する必要があると考えます。本日の審査によって、本件の一連の手続については、田並氏など外部の者の関与が大きく影響を与えるような県との協議があった可能性があります。

また、前回までの審査において、大里農林振興センターから農業政策課や、農業政策課から知事への報告状況についての答弁があったものの、知事以外の幹部への報告や、所有権移転に伴う対応に関する幹部への報告の内容については明らかとなつてはならず、調査を行うべきであると考えます。

つきましては、農地転用許可に関する所管をする農林部や、県全体を統括する立場である知事、副知事、秘書課などに対してなされた相談、報告等についての関係する記録の提出を求める必要があると考えます。

これらの調査のため、お手元の案のとおり、記録の提出等及び証人の出頭を求めたいと思います。

併せて、調査を進めるため、法第100条に基づくものではありませんが、本委員会として、次のとおり文書の照会を行うことを提案したいと思います。

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所について、本日の審査によって、公共移転の際の根拠となった土地収用等証明書の発行などに関し、大きな疑義が生じております。

つきましては、本件に関して疑義のある内容を文書により照会し、回答を求める必要があると考えます。

いずれも、これまでの委員会審査を通じて生じた疑義を解消し、調査を進めて真相を解明する上で重要な件であることから、各委員におかれましては、理解と御賛同を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【証人に対する質問（株式会社たばたプランニング）】

委員長

それでは、私から、何点かお聞きいたします。

証人の太幡さんにつきましては、開発行為許可申請に関する事項を伺うためにお呼びいたしました。新井機械製作所から追加提出された記録から、あなたが農地転用許可申請についても請け負っていたことが分かりました。これらについても幾つかお尋ねしますので、真相の究明に御協力のほどお願いいたします。

まず、あなたは、いつ、誰から、何について委任されたのか、お答えください。

太幡証人

平成28年8月に、株式会社ヤオコー様の御紹介において、新井機械製作所様の開発行為、農地転用、諸手続についての依頼を受けました。

委員長

では、以前の県や市との協議内容について、誰から説明を受けましたか。

太幡証人

関係者の方と認識しております。田並様の方が新井機械製作所様の代理ということにな

っておりましたので、田並様の方から聞くことが多かったと認識しております。

委員長

今、田並さんからが多かったと言うんですが、そのほかにもいらっしゃったんですか。

太幡証人

いろいろヤオコー様のほうもアドバイザーという形で入っておりましたので、関係者は数名いらっしゃいました。

委員長

次に、開発行為許可申請書に添付した収用証明書は、誰から入手しましたか。

太幡証人

たしか、田並様から入手した覚えがございます。

委員長

その際、カラーコピーなどの写しではなく、原本は見ましたか。

太幡証人

原本は見ておりません。

委員長

原本は誰が保管しているか、知っていますか。

太幡証人

分かりません。

委員長

この収用証明書が発行されるに至った経緯について、知っていますか。

太幡証人

経緯については、存じ上げておりません。

委員長

山形の土地全体は約6,500平方メートルですが、このうち226平方メートルのみが収用の対象であったことが、全部事項証明書から明らかになっています。代替地となった熊谷市上之地内の農地が約1万5,000平方メートルであることからすると、この公共移転は成立していない可能性があります。御存じでしたか。

太幡証人

仕事の依頼を受けたときに収用証明書を頂きまして、開発の許可権者農業委員会さんのほうには確認をとって、この面積だけでも、多くなるけれども大丈夫かということでヒアリングをさせていただいて、許可見込みだよということで弊社は業務を受けましたので、そこについては、何というんですかね、収用証明書でこの上之のほうの許可は受けられる

という認識でございました。

委員長

再度お伺いしますけれども、先ほどお伺いしましたけれども、この226平方メートルのみが収用の対象であったということは知っていましたか。

太幡証人

いや、知らないです。最近の報道で存じ上げたのが本当の話でございます。

委員長

次に、開発行為許可申請書に添付した土地造成費用の見積書は、誰から入手したのですか。

太幡証人

見積書は、すいません、関係者のほうからは受領しているんですけども、ちょっと特定の業者さんまでは覚えがございません。

委員長

関係者というのはどなたですか。

太幡証人

工事人さんであったか、田並さんを通していたかは、ちょっと定かではないということです。

委員長

本案件については、都市計画法上の特定承継も、農地法上の所有権移転もできません。こうした説明をいつ、誰が、誰から受けたのでしょうか。

太幡証人

開発の許認可と農地転用の委任を受けるときにはもう、収用に基ついての許可ですので、それが承継できるとかということは、もうできないということを承知して受けております。

委員長

もう一度お伺いしますね。

本案件については、都市計画法上の特定承継も、農地法上の所有権移転もできません。こうした説明をいつ、誰が、誰から受けたのでしょうか。

太幡証人

仕事の依頼を受けたときに、事前調査を弊社はさせていただきます。事前調査をさせていただく中でも、当然、今回の収用法というものについては、新井機械製作所様の権利ですので、それを第三者とかに継承できるとかというものではありませんので、誰から受けたというところは、何というのかな、当然そういうものだと思って受けておりますので、誰から説明を受けたという認識は持っておりません。

委員長

そうしますと、この所有権ですね、それと都市計画法上の特定承継もできないということとは、御自身でそれは承知していたということによろしいんですか。

太幡証人

はい。

委員長

続いてですね、説明を受けた内容について 受けてないので自分で知っていたということなので、そのことをですね、誰に、どのように伝えたのか、お答えください。

太幡証人

仕事を受けたときに、関係者の方にはお伝えはしてあります かという記憶を持っております。

委員長

それは、どなたなんですか、関係者じゃなく、はっきり言ってください。

太幡証人

田並さんであり、新井機械製作所様であり、それに携わる方々には周知はしてあるかと認識をしております。

委員長

説明をしてあるということによろしいですか。

太幡証人

はい。

委員長

説明をされた相手方に対するですね、反応についてはどうだったか、お答えください。

太幡証人

開発の許認可なり農地転用なり、その方の、新井機械製作所で申請を出しておりますので、そこについて特別な反応はなかったという認識を持っております。

委員長

今ですね、関係者という話なんですけれども、ヤオコーさんにも伝えたということによろしいですか。

太幡証人

ヤオコーさんにもお伝えしてあるかと思えます。

委員長

次にですね、開発行為許可通知書は、いつ、どこで、誰から、誰が受け取ったのでしょ

うか。その際、どのように説明を受けましたか。

太幡証人

申請は、平成28年の ごめんなさい、平成29年の2月から事前協議を始めさせていただいて、平成29年4月に開発の許可を受けました。普通に窓口において開発の許認可書、あと農地転用の許可書を受領させていただきました。それを、どなたに渡したかというのが、記憶の定かではございません。

委員長

誰から、誰が受け取ったのでしょうか。

太幡証人

弊社の従業員が、開発については開発審査課、農地転用については熊谷市の農業委員会の方から受領しております。

委員長

もう一回お聞きしますけれども、誰が受け取ったんですか。

太幡証人

弊社の従業員になります。

委員長

お名前は何というんですか。

太幡証人

弊社の担当のイシヅカという者が、はい。

委員長

その際ですね、どのような説明を受けましたか。

太幡証人

特に説明を受けているとは聞いておりません。

委員長

受け取った通知書は、どのように扱ったのか。いつ、誰から、誰に渡したのでしょうか。

太幡証人

受領したものは、弊社で全部スキャンとかしてコピーをとったりしたりして、原本はしばらくうちのほうで保管していたと思うんですけれども、建築行為とかに移っていくために全部必要な書類ですので、建築工事に伴うもので引き渡して、すいません、どなたに渡したかというのは、ちょっと申し訳ありません、定かではございません。

委員長

次にですね、新井機械製作所から請け負っていた農地転用許可申請業務について、どの

ような内容であったか、お答えください。

太幡証人

すいません。もう一度お願いできますでしょうか。

委員長

もう一度申し上げます。

新井機械製作所から請け負っていた農地転用許可申請業務について、どのような内容であったか、お答えください。

太幡証人

土地の所有権を、スーパーを建てて所有権移転を、土地の所有者から新井機械製作所に所有権を移転するための農地転用の許可を、依頼を受けました。

委員長

次に、農地転用許可申請書に添付した建築費用の見積書や、熊谷市との雇用協定書、雇用計画は、誰の指示に基づき、誰から入手したのでしょうか。

太幡証人

見積書等については、すいません、どなたか、定かではございません。
あと、すいません、後半の質問、何でした……

委員長

熊谷市との雇用協定書。

太幡証人

雇用協定書のほうは、田並様のほうから受領いたしました。

委員長

雇用計画も同じですか。

太幡証人

そう、雇用計画……、雇用計画の書類については、すいません、ちょっと定かではないです。

委員長

次に、御社は、新井機械製作所から開発許可、農地転用許可の申請業務を請け負っていますが、農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の手続についても請け負っていたのでしょうか。

太幡証人

請け負っておりません。弊社のほうへ委任が来たときには、もう既に農振除外はおりている状態でありましたので、農振除外の方については一切分かりません。

委員長

次に、農振除外については、代理人として田並胤明氏が申請していたので、関係書類の提出を求めました。しかし、田並氏からは、開発許可、農地転用許可、農振除外に係る文書や記録は御社が所持しているとの報告がありました。御社は、農振除外の関係書類を所持しているのでしょうか。

太幡証人

一切所持しておりません。持ってはおりません。

委員長

それでは、戻りますけれども、念のため、もう一度お聞きします。

田並氏からは、開発許可、農地転用許可の文書についてはどうなんですか。農振除外の書類は持ってないと今言いましたよね。

太幡証人

はい。

委員長

開発許可と農地転用許可。

太幡証人

今、厳密に言うと、控えは全部コンピューターなどとかに入っております。ただ、原本については、弊社には今ございません。新井機械製作所様の方に引き渡してあるかと思えます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、質問させていただきます。

冒頭申し上げますが、私もこの100条委員会でいろんなことを調査いたしました。太幡さんの仕事ぶりは非常に誠実で、なおかつ信用があるという、こういう評価を頂いておりますので、是非その評価に沿うような形で、誠実な答弁をお願いしたいと思っております。

冒頭申し上げますが、最後の質問に、ちょっと先に質問させていただきますけれども、今回、私、太幡さんは巻き込まれてしまったような感じがしておりまして、例えば田並さんから全ての書類をそちらの方で保管しているような形で言われておりますけれども、実際、御本人からするとそういう認識はないわけですよ。

太幡証人

ございません。ただ、雇用協定書だとか、開発申請とか農地転用に、農振除外のときに使ったものを求められたりしましたので、それは田並さんの方にコピーありますかというような形で、頂いたものはあります。そちらの方を、開発の許可とか農地転用の書類には添付はさせていただいておりますけれども、農振除外の丸々の申請書というものについて

は見てもおりませんし、当然保管もしておりません。

木下委員

それでは、またお伺いしますが、田並氏若しくはヤオコーさんとですね、継続的に仕事を頼まれるとか、そういうことはよくあるんですか。

太幡証人

ヤオコー様に関しては、弊社、特別配慮していただいて、いい仕事　いい仕事と言ったらちょっと失礼かもしれませんが、企業誘致とか、東松山にもデリカセンターをつくっていただいたりだとか、熊谷市もすごく大きな配送センターをつくっていただいたりだとか、そういう仕事をうちの方で受託、委託受けておりました。

今でも、今回みたいなオーナー様がいて、ヤオコー様に紹介をしていただいて、仕事を今、数件やっております。オーナー様から委託を受けて、入金も頂いて業務を進めたりとかしておりますので、今回の新井機械製作所さんの契約についても、普通の契約というような認識でおりました。

田並さんについては、今回が初めての、面識も初めてですし、この業務が終わってからは別に何も、連絡もございませんし、関係があるというわけではございません。

木下委員

質問が多数にわたりますので、簡潔で結構です。

それでは、逆に伺いたいんですけれども、熊谷市の開発の物件というのは多々あると思うんですけれども、複数の実績があるという認識で持っていてよろしいんですかね。

太幡証人

比較的、熊谷市は多く開発申請をやらせていただいております。

木下委員

それでは、開発許可の申請についてお伺いいたします。

今回、先ほど収用証明をもらったというくだりは伺いましたけれども、今回、収用証明書に、裏付けとして登記簿謄本などを添付しなかったのはなぜかということが1点と。

収用証明書の記載内容に、様式等に違和感を抱かなかったのか。プロですんでね、それぞれのいろんなケースが、経験なさったと思うんですけれども、この2つのことについてお伺いいたします。

太幡証人

まず、収用法のものについて違和感を抱かなかったかということについては、認可を頂く当時については、違和感は当然持っていませんでした。逆に、収用ということで、新井機械製作所さんも大変だというような認識を持って、申請の方を受理しておりました。

すいません、もう一つの質問が。

木下委員

登記簿謄本。

太幡証人

登記簿謄本ですね。そういう認識を持っておりましたので、原本はお預かりしてありま

せんが、農振除外についても添付されていると、それに基づいて開発の許可、農地転用もおろすということで、ヒアリングも市にかけていましたので、それ以上のものを添付することは、確認をするということは弊社にはなかったです。

木下委員

ほかの案件でも、そういう事例というのはいないんですか。例えば、通常、登記簿謄本を付けるとか、そういうことはやられなかったんでしょうか。

太幡証人

やったケースというのはいないですね。収用法というもので、公共の事業に協力をしているという見方で我々はいますので、代替として早く、じゃあ許可をとってあげないといけないとか、そういう認識が今までの認識でございました。

木下委員

今の証言に関連して、資料を配布させていただきたいんですけれども。

委員長

ただ今、木下委員から、資料を配布したい旨の発言がございました。これを認めることに御異議ございませんか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
資料の配布を認めます。

< 資料配布 >

委員長

木下高志委員。

木下委員

今、お配りさせていただきました資料は、赤い線で囲んだところが この間も100条委員会でも山形に行ってまいりましたけれども 現況図であります。そして、左側に書いてありますのが土地収用証明書であります。

これは、委員の方はもう全て認識しているわけでありまして、この赤くくったところで、かかったところというのはごく一部でありまして、この全ての土地が収用証明書には記載されていると。実際にかかっているところは、本当にそのごく一部であるにもかかわらず、このような状況になっておりまして、これは太幡さんも、今になってすれば分かっていると思いますけれども、これは今までの業務をなさった経験からいいますと、今回の許可はなし得ないのではないかと、私どもは思っているんですけれども、今までの実例から考えると、許可妥当だと思われませんか。

太幡証人

弊社の方としては、許可を申請する側の人間ですので、これに対して許可をおろすかどうかというところに関しては、ちょっとすいません、コメントできる立場にないのかなと思います。ただ、こういうものを今、現実に見たりとかをすると、ちょっと違和感を感じます。

木下委員

委員には赤いマーカーで付いておりますが、全ての方にはマーカーで付いてないということで、太線になっているところを現況図という形で見ていただきたいんですけども。

太幡さんね、先ほど私が申し上げましたようにね、太幡さんは誠実に仕事をなさっているという、こういう評価もあるんです。ですから、今回も証言として、この問題を私ども解決したいという、こういうことでやっているわけですから、コンサル的な業務をやっていらっしゃるわけですからね。法に基づいてこれはどうのこうのっていう判断は、私は言える立場だと思うんです。あなたの立場でこれはどうですかっていうことで私は伺っているんですから、あなたに許可をしてくださいと言っているわけじゃないんで、あなたの立場でこれを誠実に判断をして、どのような形でなっているかというのを、御意見を伺っているんです。

太幡証人

この事実が、弊社が仕事を受けるときに分かっていましたら、業務は受けてないかもしれませぬ。

木下委員

大変ありがとうございました。今の証言で、本当に誠実にやってられるなということをも更に深く思った次第であります。

それでは、次に入りたいと思います。

所有権移転で、これ、事前相談でヤオコーへの所有権移転が協議されていたという、この事実があります。太幡さんの方は、これは所有権駄目だよという説明をなさったというようなこと、先ほど証言でありましたけれども、この事実を知ったのはいつであって、誰から聞いたのかというのを教えてもらいたいんですけども。

太幡証人

仕事の依頼を受けたときに、当然ヒアリングを役所にします、許可ができるかどうかかという。その時点で、当然、新井機械製作所様の申請で物を上げます。まして、収用法というものに基づいて許認可を上げますので、開発許可についての地位継承とかというのはもう当然できないものだという認識を持っておりますので、そこについては、何というのかな、新井機械製作所でちゃんと建物を建てて、運営までしていただかないといけないう認識は持っております。

ただ、今回の許可があくまでも収用に基づいての許可で、非自己用だとか非業務用という申請の出し方を開発もしておりませんので、分家住宅だとかで申請を出すと、20年間とかは所有権移転は当然できなかったりだとか、建替えもできないよというのがあるんですけども、今回のこちらの申請に関してはそういう権原はないということもヒアリングでは受けておりますので、何というんですかね、地位の継承ができないよということに関しては、開発申請を出しているときは当然できないよという認識でお伝えもしております。

木下委員

ありがとうございました。

そうすると、将来、所有権移転をするというような当初からの水面下の話とかですね、そういう流れというのは全然あれですか、御認識はなかったということなんですね。

太幡証人

そうですね、認識はないです。

木下委員

それでは、続きまして、開発許可通知書についてお伺いいたします。

この開発許可通知書は、先ほどの話ですと、熊谷市の職員から、そちらの従業員でインヅカさんが受け取ったという、こういうお話がありました。私ども、ここに少し疑義がありまして、確認したいことがあるんですけども、委員長、また資料を配布させていただきたいんですけども。

委員長

ただ今、木下委員から、資料を配布したい旨の発言がございました。これを認めることに御異議ございませんか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

資料の配布を認めます。

< 資料配布 >

委員長

木下高志委員。

木下委員

今、お手元に配布させていただきましたのは、我が県議団のほうで熊谷市に事前に、情報公開制度を利用しまして、開発許可申請書と、それからその別紙を含めた書類を入手いたしました。

今回は、前回もこの話になったんですけども、我が自民党県議団のほうで情報公開したものでありますので、全てのマスコミの皆さんにもお配りできるようなものとして今、配布させていただきましたが、ここにですね、熊谷市は、この間、証人でも確認をとったように、このものを出しましたということが証言でありました。

これ、太幡さんね、太幡さんが受け取ったのは、書類として来るのは、この別紙の部分が異なったものが来ていましてね。そこには、この別紙の部分に、一番肝心なところが下線付きで書いてありますが、別紙のところですね、「本許可は申請者の自己の居住用又は自己の業務用のための建築物等として許可したものであり、申請者以外の者が当該建築物等を建築（建設）し、または使用することはできない。ただし、申請者の相続人その他の一般承継人についてはこの限りではない。」という、この下線のところが、太幡さんのほ

うから資料を頂いたものには入って……

< 「新井機械さん」と言う人あり >

木下委員

新井さんの方には入ってないんですね。これは、太幡さんのところから渡されたものだと思うんですけども、この相違がなぜかということをお伺いしたいんですけども。

太幡証人

まず、すいません。なぜ熊谷市の方が開発許可条件でこちらが付いているかというのは、ちょっと私には分かりません。

ただ、我々、今回の申請については、この申請書の頭紙の括弧7番ですかね。7番のところを見ていただきたいんですけども、自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの3つに申請が分かれます。これにおいて、開発手数料と熊谷市に払う手数料も違うんですね。

今回の業務については、その他のものというような形で、開発手数料も一番高いものをお支払いしております。なぜかということ、新井機械製作所さんの方の計画の中に、建物の中にテナントさんが入る可能性もある。自己のスーパーだけではなくて、テナントさんが入るということも想定をしておりましたので、そういう意味では、その他のものというような申請を出させてもらっております。その中にはヤオコーさんのテナントが入るかもしれませんし、ドラッグストアが入るかもしれませんし、その辺というのは今後の運営で変わってくるのかもしれないんですけども、そういった打合せをしながら申請を出させていただいているものですので、ここに付いている開発許可条件で、本条件は、許可は申請者の自己の居住用又は自己の業務用のためのというもので申請を出しているのではないので、この条件が熊谷市から頂くこと自体というのが、熊谷市がなぜこれを、ここに付いているかというのが、ちょっと逆に、私にとっては不思議なぐらいです。

木下委員

専門的な知見ではそのような形になるんでしょうけれども、私どももっと単純に考えますとね。熊谷市は、この条件が入っているものを出したと言っているんですね。この間は、その確認をとって、証言もあるんです。

ところが、太幡さんから頂いた資料には、この部分……

< 「新井機械」と言う人あり >

木下委員

新井機械もそうですけれども、太幡さんからもいただいた資料には、この部分がすっぱり抜けていまして、これは一番肝となるところでありますんでね。なぜ熊谷市が出したのに、もらった人が違うものが出てくるかというのは、これは言い方から、ちょっと失礼かもしれませんが、故意にこの部分を取ってしまうのであれば偽造でありますし、これが間違っただけで先ほど熊谷市の仕事をたくさんしてあるということではありませぬけれども、間違っただけで、錯誤で違う書類のものの別紙と混同してしまったということであるならば、重大な過失であるということにつながると思うんです。

あれですね、間違っていないということ、ここに出ていますから、ことであるならば、ま

ず、これが入ってないものをもらったというのは、ここに出ておりますけれども、間違っていないですね。

太幡証人

間違っておりません。

木下委員

そうしますとね、これ逆説的に言いますと、もらった人が間違っていないと言うのであるならば、逆説的に言うならば、熊谷市が間違っているというような証言につながりますが、そのような認識で、その発言でよろしいんですか。

太幡証人

熊谷市が間違っているということは、ちょっと特定できないかと思うんですけども、こちらの文書についても、分家住宅とかにはこれ付いてくる定型文書になります。弊社が頂いている文書も定型文書になります。ともに多分、印刷をもうしてあるものを許可のときに付けて出しているんだと思います。直近でやっている12号の開発の許可で、そこにテナントさんがちょっと入るよってというような案件のときには同じ、弊社が頂いたものと同じ条件を頂いております。

じゃあ、分家住宅を、熊谷市で分家住宅の許認可をやったときには、こちらの開発条件が付いてきたりとかはしておりますので、熊谷市さんの方で、もしかしたら挟み間違ったのかなっていうぐらいな認識……

< 発言する人あり >

太幡証人

はい。

木下委員

どうも、証言ありがとうございました。

情報公開を使って、なおかつその確認を100条委員会ですて、証言も頂いておりますですね。挟み間違えとかって、そういうレベルではないということで認識しておりますね。

なおかつ今……

< 「太幡さんに聞いてもしようがない」と言う人あり >

木下委員

太幡さんの方のもらったものはこれじゃないというのも、きちんとした証言だということで受け止めますんで、もう100条委員会としましては、双方の意見が違っているという、この状況が出されたということは言えると思っております。確認取れました。

それから、では、次の質問に移らせていただきます。

農地転用許可申請書、先ほど見積もりの話がありましたけれども、当初ですね、農地転用許可申請書には5億の見積書が添付されていましたが、工事請負契約の時期は許可申請前で、契約額は5億の見積もりが11億6,500万ということになっております。これ

は、あなたが知っていたかどうかということが1点と。

それからもう一つは、見積額が2倍になりますと、資金計画書や見積書や図面などを差し替える等の義務があるんじゃないかと思うわけでありましてけれども、申請を行うに当たって、問題があるとかそういう認識はなかったのか、また、若しくはこれは誰の指示でやったのかというのは、御存じであれば教えていただきたいんですけども。

太幡証人

農地転用の許可とかについては、必要最低限の大体見積もりが出てくるのが現状でございます。ちょっと11億で結んだというのは、私存じ上げないんですけども、ほかのいろいろいな、マテハンだとか中に入れるものとかも入っているのかなっていう、ちょっと想像ですけども、農地転用とかに添付するのには、本当に建物の側ぐらい、あとは造成工事、土地購入費とか、そのぐらいを記載するのが通念ですので、余り細かいものまでというのは見積もりには求めたりとかはしないのが実務の、何というんですかね、上ではそういう形になっているかと思えます。

木下委員

それでは、時間もありますので、最後に1点だけ。

冒頭申し上げましたが、どうしても太幡さんの場合に、私、巻き込まれてしまった感が、調査の過程ではイメージ的にありましてね。今回の証人も、非常に誠実にお答えいただいているという印象を持っております。

今回、いろんな仕事をなさるに当たりまして、例えば政治家が介入するとかですね、そういう状況に今なっておりますけれども、何が、どこに問題があって、どうすればこの物件が、この案件がこのような状況にならないようにできたかとかですね。逆に、巻き込まれてしまった感が私はあると思うんですけども、弁明的なちょっと発言を頂ければと思いますけれども。

太幡証人

今、私も企業誘致の方の仕事を結構やらさせていただいております、そうすると、どうしても官民一体として物事を進めていくということがすごく大切になってくるかと思えます。バランスを見ながらですね、いろんなところのバランスを整えて申請をしていかないといけません。

今回のこの土地も雨水抑制、湛水区域になっていましたので、開発するのに当たって、近隣に水の被害が出ちゃいけないよだとか、あとは、大切な農地をやっぱり潰していきまますので、じゃあ、それに代わる何か代替とかっていうことで、何というんですか、農業従事者の3割を雇用するというのは、これはすばらしい考えだなと、田並さんから3割の協定書を頂いたときには思いました。

そういう意味で、じゃ、今回、この新井機械製作所さんの開発が大切な農地を潰すけれども、逆に、周辺の農業従事者の方の雇用が促進されると。あとは、ヤオコー様の方でアドバイザーに入っていることに対して、ヤオコー様はうちの寄居の事務所の裏でも農地を持って、自分のところで耕作をしたものを店舗に出すというようなこともやっております。

今回、じゃ、このスーパーができることによって、周辺の農地若しくは耕作放棄地をです、ヤオコー様とかが農地として耕作をしていくことによって、また周辺が.....

< 発言する人あり >

太幡証人

はい、ごめんなさい。整備ができるのじゃないかと、物すごくいいことだなと思って仕事をお受けいたしました。ですので……

< 発言する人あり >

太幡証人

そうですね。ただ、後々新聞報道でも聞くと、えっ、えっというようなところはすごくあるんですけども、今回の開発については、私が受けた限りでは、物すごくいい案だなという認識で仕事を受けて、進めさせていただいていたのが現状でございます。

開発の許可も全部検査を受けた後、新井機械製作所さんも3割雇用の要件ですごく努力しているというのは聞いておりましたので、そういったところで、あ、努力しているんだな、早くオープンすればいいなという感触を持っておりました。

申し訳ありません。あと、政治家さんとかがすごく関与するかって、政治家さんが、許可は早くなったりすることはあるかと思えますけれども、根底から開発の許可を揺るがすようなことというのはないという認識を持っております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません、太幡さん、ありがとうございます。

ちょっと何点か御質問を、追加でさせていただきたいというふうに思います。

私、今、ちょっと委員長の質疑と、あと木下委員の質疑を通してお聞きして、私の率直な感想は、たばたプランニングさんは開発行為のプロフェッショナルだというふうな認識をし、また、社長はこの所有権移転も特定継承も事前に知っていたということも含めながら考えるとですね、いろんなプロセスを御存じだということ認識をいたしました。

そこで、ちょっと御質問をさせていただきたいんですけども、第1種農地が開発できないということは御存じでしょうか。

太幡証人

企業誘致とかに向けて、すごくハードルが高くなっているということは存じ上げております。

田村委員

そうですね。不許可の例外というものがあって、不許可の例外の項目があって、そこで開発をかけていくという手法をとると思うんですけども、ただし、この熊谷市の場合は、第1種農地は一切原則どおり、開発ができないということは御存じでしょうか。

太幡証人

そこまでの認識は持ってないです。ただ、農振除外が、弊社が仕事を受けるときには農振除外がおりておりましたので、もうその議論は農振除外で十分なされているもんだと思っておりました。

田村委員

それでは、ちょっと質問の視点を変えます。

これ、根本的に第1種農地だから、熊谷市の場合、条例で開発できないことになっていて、どんな、公共移転だろうが何だろうが開発できないんですよ。原則も何もありませんから、熊谷市は。これがポイントの一つです。

今回、これ農振除外がおりた理由として、第1種農地の特例で3割雇用を持ってきたということがポイントとして挙げられますね、第1種農地を開発するために当たって。この第1種農地を開発するに当たって、3割雇用をすればこの開発ができるということは御存じでしたか。

太幡証人

存じ上げてなかったです。

田村委員

ということは、それ以前の手続である、要は3割雇用を持ってきたり、第1種農地は開発ができないということとかなんとかということに関しては、一切関わっていないというふうに認識をさせていただいてよろしいでしょうか。

太幡証人

関わっておりません。

田村委員

ありがとうございます。

それでは、もう1点、別の視点でお話をお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

これはですね、開発の段階で、実は許可がおりる前に、新井製作所とその工事の請負会社が28年12月に工事請負契約を結んでいるんです。時系列で整理しますよ。28年12月に、10億7,900万の工事請負契約を結んでいるんです、12月に。申請を出したのが2月ですよ、29年の。それで、許可がおりたのが29年の4月ですよ、29年の2月の10日ぐらいですかね、申請ですね。

< 「2月10日に申請」と言う人あり >

田村委員

2月の10日に許可申請をしているときに見積書を出していて、御社がですね。そのときの見積書が5億円の見積書だったんですね。その見積書の日付が29年2月8日でありました、5億円の見積書がですね。それと、プラスアルファ、そこで通帳が、残高の通帳が5億円ちょっとの通帳が添付をされていたと、残高証明でですね、ということがありました。

12月に10億の契約を結んでいて、2月の10日の段階で5億円の見積もりが出てきて、その後ですね、またおもしろいことに、2月の20日に.....

< 「建物」と言う人あり >

田村委員

建物とか、10億7,900万、また見積書が出てくるんですね、10億7,900万の。それは、新井製作所に追加で請求をした我々の資料要求で出てきたんです。この時系列の金額のおかしさって、認識しているか、まずお伺いしたいと思います。

太幡証人

契約の内容については、弊社は認識をしておりません。ですので、農地転用とか開発に示された見積もりで判断をさせていただいております。

田村委員

じゃ、今、私が頂いた資料を時系列に整理をさせていただいて、今、率直に感じるのは、太幡さんがですね、感じる感想を聞かせてください。

太幡証人

先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけれども、その農地転用とかについては、どこまでを見積もりに上げるかというところの判断になるかと思います。全て建物の中のマテハンだとかを入れ込むのかとか、農地法上は建物だけでいいので、建物だけの見積もりというような形で御提出をさせていただいているという認識はっております。

< 「土地建物、造成と建物入っている」と言う人あり >

田村委員

工事請負契約書を見ると、造成のための土地建物の費用しか載ってないんです。私が問題視しているのは、許可がおりる前に、工事請負契約って普通結びませんよね。それが12月に結んで、申請前に結んでいるんですよ。申請時には5億円の見積もりがあって、その後10億円の見積もり出てくるというのは、別にここはね、追加があったかもしれないので、また追加の、何かプラスアルファがあったので、10億円のものが7,900万が出てくるのも、別に私はそれは不思議じゃないと思うんですけれども、その前の段階で10億7,900万の請負契約をしているんです、12月に。これの不自然さって、どのように感じますか。

太幡証人

今回の件が該当するかどうかは分からないんですけれども、今のそういう工場とか建設するのに当たって、鉄骨の費用がすごく高騰しております。鉄骨を発注するのにも、下手すると半年、1年後でないと、その鉄骨が納まってこないというようなこともあるので、早くゼネコンさんなんかは契約をしたいよと、契約をして鉄を押さえておきたいよということは近年あることですので、契約が早かったということについてはそういうことなのかなという　これ、すいません、想像になってしまうんですけれども。

田村委員

鉄骨の注文も、申請許可が出ないと鉄骨建てられないんですよ。そんな前もってやるということは、よっぽどの限り、建てる見込みがもう100%近くないと、この請負契約はしないと思うんです。でも、太幡さんは今、これ請負契約していたのを知らなかったとおっしゃいましたよね。知っていたんですか、もう一度お伺いします。

太幡証人

知らないです。

田村委員

知らなかったんですね。私は、請負契約をした後に、12月にして、それで2月にその見積もりを出してきて、その見積もりが5億円なのがすごい不思議で、その後にもまた10億7,900万と、ぴったりの見積もりがまた用意されていると。後付けで用意したとしか思えないような、この書類の日付の出し方なんですね。これに不自然さを感じていて、それを今お伝えをさせていただいて、このことに対して不自然さは全く感じないでしょうかということをお伺いしているんです。専門家としてですね。

太幡証人

ちょっと頭の中で時系列が整理できていないです。申し訳ないです。ちょっと口頭だけなので。

田村委員

じゃ、もう一度言います、ゆっくり言います。

太幡さんが請け負ったのが平成28年の8月ですね。平成28年の12月に、新井機械さんと建設会社さんで工事請負契約が10億7,900万でされています。

< 「28年の12月ですか」と言う人あり >

田村委員

12月に。29年の2月に、太幡さんは許可申請を出しています。そのときの工事費の見積書は5億円です。平成28年2月の20日の見積書というのが、新井製作所から追加で我々が頂きまして、その日付によると、10億7,900万円の見積もりが2月20日の日付になっているんです。それは、12月の工事請負契約とぴったんこの金額です。この工事、開発許可は4月の10日に出ています。この時系列のおかしさって、専門家としてどういうふうに思いますか。

太幡証人

見積もりの中身を精査しないと、すいません、ちょっと答弁が難しいです。

田村委員

じゃ、委員長、ちょっと見てもらってよろしいでしょうか。

委員長

ただ今ですね、田村委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。

< 資料閲覧 >

太幡証人

大変申し訳ありません。この短時間でちょっと見比べると、非常に……

< 「難しいですか」と言う人あり >

太幡証人

難しいです。ちょっと項目も、合ってはいるんですけども、この金額がちょっと違って、じゃ、その詳細までを見て、どこまで入っているかとか、どこまで省いているかというのが、ちょっと確認をしないとイケないかなと。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

いいんですよ、別にね。私が言いたいのは何かというと、見積もりの詳細な数字が違う、項目ごとに合って、詳細が違うということを知っているんじゃないかと、工事請負契約をしていて、工事請負契約の見積もりって大体、工事請負契約より前になきゃいけないでしょうって話をしてるんです。工事請負契約より前に工事請負契約の内容の見積書ってなきゃいけない、日付がなきゃいけないでしょうって話をしていて、その工事請負契約が12月の20日にされているわけですよ、その書類によるとですね。12月の20日前の見積書がなきゃいけないのに、通常ですね。

通常、我々、商品頼むときに、建築物頼むときとかなんとかでも、先に見積書があって、工事請負契約を結びますよね。工事請負契約を結んでから見積書ってもらうんですか。ちょっとそこだけ聞きたいです。

太幡証人

開発の許認可とかによって、結構、見積もり金額というのがまたすごく変わったりとかします。今回、雨水抑制施設とかもあつたりとかして、開発の許可を前に見積もりはとっているんですけども、その後、物すごくちょっと工事が増えたりとかして、見積もりを出し直すとかということは多々あります。それに対して……

田村委員

それ、追加工事とかなんとかってことですよ、それは。

太幡証人

追加工事というよりは、開発の許可をとったものが物すごくコストが上がってしまうということが、やっぱり行政の指導であつたりとかという……

田村委員

私はね、それはよく分かっているんです。だから、5億円の見積書があって、事前にですね。5億円の見積書で工事請負契約をしていて、5億円の見積書を審査の段階で出して、その後に中身が変わって10億のものになっていたら分かるんです、そのおっしゃっているような意味が。それは、私も十分認識しています。

ただ、今回のやつは、工事請負契約が先にあって、12月の20日に工事請負契約をしていて、10億7,900万で。その後に5億円の見積もりが出てきて、その後に10億

7,900万の見積もりが出てきているので、これは明らかに審査の過程を利用するための見積書を作成しているとしたか思えないじゃないですか。それを開発申請で出しているということなんですよ。

< 「開発申請は出してないんだ、5億のを出しているんだよな」と言う人あり >

田村委員

5億のを出しているんですね。

太幡証人

申し訳ありません。見積書も弊社でつくっているわけではないので、提供を受けたものを……

田村委員

ですから、今、私がお伺いしたいのは、プロとして、今の段階で10億7,900万の請負契約を結んでいるのが12月であって、これをきちっと太幡さんがもらって、申請をしていたなら分かりますよ。それをもらってないで、違う書類をもらっていて、申請代理者として出していて、それで、その後にこの見積書がまた出てくるという、この不自然さについてどういうふうに感じますかということを知っています。

太幡証人

見積もりが12億で出たと、ただ、じゃあ新井……

< 「10億7,000」と言う人あり >

太幡証人

10億7,000、それに対して、逆に新井機械製作所さんのほうが、それじゃ無理だよと、5億ぐらいにしてくれよという話があったのかもしれないですね。すいません、想像で話しちゃいけないのかもしれないんですけども、手続の中ではよくあるケースと認識しております。

田村委員

ちょっと待ってください。いいですか、私は今聞いているのは、10億7,900万で新井製作所と建設会社が契約を結んでいるんです。結んでいる中で、その後に申請をしていて、そのときの申請の金額が5億円だということを知っています。

その後に出てきた見積書が、2月の20日の見積書が10億7,900万円なんです。10億7,900万は、12月と2月の20日の場合は一緒なんです、金額が。その間の申請時に出している書類だけが、見積もりが違うんです。しかも、通帳に合わせたように見積書が出てきているんです。この不自然さについて、どう感じますかって聞いているんです。

太幡証人

この10億幾らの契約書というのが、今、初めて知りました。ですので、当時、申請を出している段階では、そういう疑念を抱くようなこととかそういうのはなくて……

田村委員

それはよく分かっていて。今、私がお伝えをいたしましたよね、時系列をお伝えしました。それで、そのときそれを聞いて、専門家としてどういうふうに思いますかということをお聞いているんです。

太幡証人

申し訳ないです。本当に今、見積もりが物すごく高くなっている状況です。実質の予算と見積もりが物すごく、倍ぐらいになっているのが今いろいろなケースであります。これ事業を断念しちゃうかとかということもありますので、このくらいの開きというのは、余り何というんですか.....

田村委員

いいですか。私は、このくらいの開きがあるというの、よく分かっています。5億円が10億になることもあるでしょうって、よく分かっています。それは、役所の申請をしている段階で5億円のものがあって、何日か精査したら10億円になっちゃったと、そういうことはよく分かります。

ただ、この案件については、12月に契約を結んでいる金額と申請後に出てきた、見つけた見積書の金額が一緒で、申請時の間だけ金額が5億円に落とされているんですよ。この不自然さについて、どういうふうに思いますかって聞いているんです。

太幡証人

書類だけ、申し訳ないです。書類だけ見る限り、不自然さというのを感じないです。

田村委員

これね、大変重要なことで、この書類がですね、事前のものと事後のものがあって、途中で見積書が変わっているものが出ているというのは、いや、これがですね、請負契約書を、請負したときの段階より高くなっていて、それともそれとイコールで出していて、後から高い見積書が出てきたというなら話し分かるんですよ。この間だけ、申請時の書類だけが5億円が出てくるのがおかしいって言っているんです。

もうそういうふうにおっしゃる、ずっとこうして平行線になっているので、私はその点だけ、ちょっと委員長、指摘をさせていただいて、私の質問を終わります。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

長時間にわたりありがとうございます、誠実にお答えを頂きまして。

私のほうから、木下委員の関連で、2つお伺いをしたいと思います。

開発行為申請書に関してでございますけれども、先般の熊谷市の職員の方に、この開発申請書、あるいは許可書について質疑させていただいたときにですね、確認取れたことは、この許可条件の中に、先ほど申し上げたとおりですね、その他の方には転売、地位承継できないということを明記して渡したと、熊谷市は証言されています、証人の方は。そして、その際に、たばたプランニングさんにそれをお伝えをして、関係各位に周知していただい

たということ、熊谷市の職員さんは答弁されておりました。

今、聞いたところ、たばたプランニングさんは、この事業に着手するときにもうそれを既に確認をしていたということですから、熊谷市の、その最後にですね、確認をしたという、地位承継できない、転売できないということと言われても、別にね、そんな違和感はなかったんでしょうけれども、そこら辺、再度確認ですけれども、報告はなされなかったんでしょうか、書類を受け取った方。

あともう1点です、すいません。

その表紙の部分でですね、先ほど7番のその他のものということでお話がありましたけれども、それでは、その他のものというのはどのような用途を想定してこの許可申請を出されたのかということ、この2点、お伺いしたいんですけども。

太幡証人

口頭での地位承継できないからねと、もう一度よく伝えておいてねっていう話は、開発の許可がおりたときではなくて、途中の審査段階のときに言われたという認識を持っております。そこを関係者の方に周知はしてあります。

あと、その他のものというのは、これは一般的には非自己用のものとかというものが、このその他のもので扱う が該当するのかなと。先ほども説明したような形で、スーパーの中にテナントさんが入る、ドラッグストアが入るだとか、クリーニング屋さんが入るだとか、そういったことで施設運営をしていきますので、新井機械製作所さんだけの施設が入るということではございませんので、そういった意味では、その他のものという書き方というのは、これは妥当ではないのかなと。そういう形で打合せをして、開発の手数料も納めておりますので。

小島委員

じゃあ、開発条件の1つ目の質問のほうは、最後ではなくて途中で、打合せの途中で、地位承継ができない、いわゆる転売ができないということは確認をして、関係各位に周知をしたことであると思いますので、それはヤオコーさんであり、新井さんであり、田並さんでありますか。このほかに誰か、今、地位承継ができないということを周知した方がいたら、お名前を挙げていただきたいと思います。

太幡証人

いらっしゃらないと思います。この地位継承ができないというのは、この開発の許可書が地位継承できないということになりますので。

小島委員

すいません。この条件の方は理解いたしました。

それとですね、先ほどその他のものということで、テナント等を入れるということに入っていることなんですけれども、我々が入手した熊谷市の開発との打合せ記録の中にですね、その打合せした記録がないんですけれども、いつ、誰がですね、こちらの熊谷市の開発サイドと調整されたんでしょうか。

太幡証人

弊社が熊谷市の開発審査課の方と打合せをさせていただいております。

小島委員

いつぐらいですか。

太幡証人

認可を受けた後ですかね、受ける前のヒアリングはさせていただいておりますので、あらかたの方向性は示してありますけれども、開発申請を出す前に事前協議というもので、同じ書類を全部熊谷市は一式出します。そういった中での話合いに.....

< 発言する人あり >

太幡証人

話合いというか、協議になるかと思います。

小島委員

はい、了解です。

委員長

武内政文委員。

武内委員

今のちょっと関連でですね、事業承継できないという部分で、新井機械さんにはいつ、どういう時点で、そして誰にお話をされたのか、覚えているあれで結構なんですけれども。

太幡証人

大変申し訳ありません。その辺は、ちょっと記憶が定かではないです。ただ、周知したことは間違いないという認識で思っております。

武内委員

じゃ、例えば担当者あるいは社長、そのくらいはお分かりですか、あるいは代理人とか。

太幡証人

私がということですか。私もお話はさせていただいておりますし、弊社の従業員の子も、ほかの人とかにお話はしているかと思います。

武内委員

前回の証言でですね、新井機械社長さんの方は、その話を聞いていないというような答弁があったんですけども、太幡さんとしてはもう、あるいは許可時、あるいはもっと前に話をしているということなんでしょうか。

太幡証人

その辺でもしかしたら誤解があるのかもしれないんですけども、この開発の許可が地位継承ができないよという形の御説明はさせていただいております。ただ、その建物が、先ほども説明させてもらったように、分家住宅だと20年間建替えができないから、その方以外は建替えができなかったよとかというものでは今回の申請はないので、開発の許可

申請を出しているときに地位継承というのは当然できない。ただ、じゃあ、建物ができて、新井機械さんがずうっと運営をしていった中で、もしかしたらお売りにならなければいけない、20年以内でお売りにならなければいけないなんていうことについては妨げはないという認識ではありますので、その辺の認識がちょっと違うのかなという。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

私の方からも質問させていただきたいと思います。

今日はありがとうございました。

平成28年の8月に、ヤオコーさんの方の紹介でこの仕事の話があって、引き受けたという経緯を聞きました。それで、当然それ、受けられる仕事かどうかというのは、当然、事前の行政のヒアリングをやって、この仕事を完成させるかどうか、見通しを持った上で受けているということは当然だと思うんですね、仕事の場合は。

そのときに、御社の方でこの事前ヒアリングを、熊谷市都市開発審査課あるいは農業委員会等に事前のヒアリングを行ったのは、太幡社長なのか、担当の方なのか、まずお答えください。

太幡証人

一緒にやった覚えがあります。ただ、場合によっては私だけとか、場合によっては弊社の担当だけだとか、そういったケースになるかと思います。

村岡委員

先ほど私も、あ、なるほど、そういう考えあるのかなと思ったのは、農地転用の農振除外との関係でいえば、農業従業者の3割雇用というこの評価を、太幡社長はこういう、農業をいろんな形で守る、振興するという意味では、すばらしい考えだということで評価されていたので、それはそれで置いておきますが。

開発のほうの都市計画法34条12号の公共移転についてなんですけれども、依頼されたときには、収用証明書をとっていますよということで、これは田並さんのほうからこの土地の収用証明書を 確認なんですけど、原本として預かったんでしょうか、どうでしょうか。

太幡証人

コピーしかお預かりしませんでした。

村岡委員

じゃ、収用書のコピーを預かったと。そうしますと、業務として、公共移転というのはこれまでもやってきていると思うんですが、収用された従前の面積とその後の公共移転で取得する面積、これが熊谷ですと2倍以内ということだと思うんですが、この当然認識はおありでしたですね。

太幡証人

1.5倍か2倍ぐらいだなという認識がありましたので、ちょっとその範囲を超えてお

りますので、これは認められるんですかという確認は、事前にはさせていただいております。

村岡委員

当然だと思うんですね、事前の段階で。特に、そもそも第1種農地でもありますから、ただ、農振除外が既におりていたと。それについては、農振除外がおりたということの写しか何かというのは、既に見せてもらったか、あるいはもらっていたんでしょうか。

太幡証人

開発と農地転用に農振除外証明というのを取得して、添付します。それを発行していただいておりますので、そこに目的も店舗と、あと、土地が全部農振除外になっていますよという証明を頂きましたので、ああ、この収用法で農振除外もオーケーになっているんだなという考えは持っておりました。

村岡委員

土地収用証明書のコピーをもらったということで、収用証明ですね。そこに書かれていた約6,500平米という数字自体は、当然その証明書が正しいと思って受け取るわけですから、その数値そのものについては、何ら疑問は持たなかったわけでしょうか。

太幡証人

正直、この面積が収用になったと思っておりました。

村岡委員

普通はそうですね、そう思うと思うんですね。判が国交省の山形河川国道事務所長の判、押してありますからね。

それで、その後ですね、いろんな経緯がありまして、平成28年8月の御社がこの仕事を紹介されて受けた、もうこの段階までで、この都市計画上の公共移転、それから農振除外をして農地転用ができるというその見通し、それについては、熊谷市の開発審査課、それから農業委員会、県も含めて、行政サイドではもう話が全部できていて、その段階で御社がこの仕事に関わったという経緯が、はっきりと私自身は読み取れるんですね、この経緯で。

そこで、その後、こういうことになったんですが、先ほど話が出ましたけれども、木下委員からこういう敷地の資料が配られて、実際は実測で226平米、公簿で325平米が実際の収用、買収された面積だということが、もう今ははっきりしているんですけども、それに対して、太幡社長さんは、それであればこの仕事を受けなかったかもしれないというニュアンスのことをお話ししましたがけれども、その点をもう一遍、御確認の意味でお答えいただきたいんですけども、その事実を分かっていたら、この仕事は受けたんでしょうか。

太幡証人

さすがに、200平米しか収用されてなくてですね、1万6,000平米のものの権利がいいのかというと、これ、私個人的な意見としては、これはちょっと違うのではないのかなというような意見は持ちます。

村岡委員

当然だと思うんですね。

それで、実測で226平米、公簿で約325平米が国によって買い受けられたという事実は、これはもう何ら揺るぎがないわけです、事実として。どう評価するのは別としてですね。それが、土地の収用証明の面積として6,500平米が記載されていたと、それを疑いなく、それで手続を進めていった、これも当然考えられる話。

そうすると、なぜ6,500平米という数字がそこで証明書として出てきたのかについては、太幡さんは関与してないわけですがけれども、現実として、今となって、僅か一部の226平米であったということになれば、これの許可自体がもうくどいようですがけれども、成立しないということがはっきりすると思うんですが、それについての御見解を、今の時点での御見解を聞きたいと思うんです。

太幡証人

非常に、すいません、答えづらい部分になります。この許認可で、全部終結をしております。工事も、現場の工事も終わっております。完了検査も終わっております。当然、地権者様の所有権移転も終わっている状況です。そういったところで、この事実を知ったから、じゃ、これが最初からということについては、私はちょっと答える責任はないのかなというか、答えづらいなと思います。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

すいません。長時間にわたりありがとうございます。

先ほど武内委員の質問の中でちょっと最後の方、確認なんですけれども、所有権が、地位の承継ができるというような見解を述べられたかのように聞こえたんですけれども、どういう見解なのでしょうか。

太幡証人

開発の許認可をとっている段階では、当然これ、新井機械製作所様の収用の目的で許可をとっておりますので、これの許可をとっている段階で地位の継承なんていうのは、これはもう完全にあり得ないことだと思います。ただ、じゃあ、できたものが、分家住宅みたいな形で20年の縛りを受けるようなものではないということは、熊谷市からもヒアリングは受けておりますので。

小島委員

都計法の第42条の開発許可を受けた土地における建築等の制限の中で、市街化調整区域における立地基準、審査基準の中に、こういう公共移転を受けたものの制限がありまして、開発行為に関する工事の完了後20年を経過している場合は可能、開発行為に関する工事の完了後5年を経過し、予定建築物の利用者が存在しないとき、あるいは破産手続がされた場合は、移転しても可能だという制限が付いているんですけれども、これは御承知ないでしょうか。

太幡証人

すいません。そこはちょっと勉強不足です。承知はしてありません。

小島委員

いや、すみません。先ほど、市からそういう指導がなかったと。確認、建てちゃえば地位承継ができるという打合せがなされたということで理解してよろしいですか。法律は存じ上げなかったということはお聞きしましたけれども、打合せのときには、もうあとはいいですよというようなオーケーをもらったということでよろしいでしょうか。

太幡証人

開発を許可をとって、建物ができて、完了検査が全部終わった段階で、地位継承という言葉はなくなるのではないのかなという認識を持っております。

先ほどの熊谷市の条例の中にその条文があるということでよろしい……

< 「都計法」と言う人あり >

太幡証人

都市計画法ですか。熊谷市の条例ではないという形ですかね。

小島委員

すいません。それではですね、熊谷市から頂いた、我々頂いた資料の中にいろいろ打合せ記録があったんですけども、今、太幡さんがおっしゃることと、熊谷市で打合せしてきた事実、打合せしてきた記録を見ると、じゃあ、完了をすれば、工事完了、開発は通しちゃって完了すれば、地位承継、今回のような新井さんからヤオコーさんに移転するのは、何ら問題がないというような認識で打合せをされていたのでしょうか。

太幡証人

問題がないということは思ってはなかったです。新井機械製作所様の申請で許可を、建てるので、じゃ、それをすぐ転売をするとか、そういったことについての当然対象にはなっておりませんので、新井機械製作所様のほうが当然運用するんだということで許認可を受けておりますので。

小島委員

ちょっと整理していきたいんですけども、今の1つ前の質問の答弁は、開発までは名義人はかえられないけれども、開発許可が済んで、完了検査が終われば名義は変えられる認識だったと、法律もそういう法律があるのも承知していなかったという御答弁をされましたよね。

打合せの中でも、先ほど来の証言だと、打合せの中では地位承継できないということをご皆さんにお伝えしていたんですけども、それは完了検査まで我慢すれば、あとは地位承継できるんだよというような認識で、皆様方にお伝えしていたんですか。じゃないと、ちょっと答弁と、先ほど来の答弁と今さっきの答弁との食い違いがあるように感じますけれども。

太幡証人

そういうことではなくて、地位継承ができないよというのは、あくまでもこの許認可の

問題です。じゃ、その後ですぐ売ってしまっていていいかどうかとかというのは、これは当然売ってしまっただけでいいと。そうすると、じゃあ、もうそれを目的にやっているのかという形になってしまいますので。ただし、新井機械製作所さんが、万が一この事業ができなかったよとかといったときに、20年を待たなくても、次の方ができるようなものだというような確認は取らせていただいております。

小島委員

すいません。その確認というのは、どちらに確認をされたのか。できれば、担当者、たばたさんの誰が、誰に確認したのかということ、詳しく教えていただきたいんですけども。

太幡証人

開発審査課の方でございます。ただ、御担当と、私も行った覚えもありますし、担当もやっている中での話だと思います。

小島委員

それは、社内に戻れば、誰がそういう打合せをしたかということがお分かりになりますか。

太幡証人

記録の中では、多分メモとかは残っておりませんので、記録の中、頭の記録の中では整理はできるのかなと思います。

小島委員

後ほどですね、で結構ですので、是非、時期とかですね、誰に確認をとったのか。完了検査後、やむを得ない事情があれば転売ができたり、名義変更ができると、地位の承継ができるということを、開発審査の誰に確認されたのか、お知らせいただければありがたいと思います。

太幡証人

承知いたしました。

委員長

ただ今ですね、小島委員からですね、太幡さんの会社で答えが可能だということがありました。それをですね、返信をもらうということによろしいですか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

その返事をもったものについてはですね、正副委員長に御一任願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

ほかに発言はありませんか。
田村琢実委員。

田村委員

ちょっともう一度整理させていただいて、1点だけ本当お伺いしたいんですけれども、それ、先ほどの小島委員がお聞きした件について、もう地位承継を開発行為が終わった段階で、要は建設、確認申請とか、確認が終わった段階で地位承継をすることを前提に進められていたということではないんですか。

太幡証人

そういうことではないです。

【証人に対する質問（株式会社ヤオコー）】

委員長

それでは、私から、何点かお聞きいたします。

証人の八木橋さんにつきましては、御社と本案件の申請者である株式会社新井機械製作所がアドバイザー契約を結んでいたことや、新井機械製作所から土地・建物を買い受けたといった関係などから、事の経緯を伺うためお呼びしています。

真相の究明に御協力のほどよろしくお願いいいたします。

最初に、まず本案件について、御社はいつから関わっていたのでしょうか。誰から、どのような話があったのでしょうか。

また、知事や市長などの特別職を含む職員と御社の関係者が会ったことはありますか。

八木橋証人

まず、案件の取組に関しましては、平成27年の1月に、当初売買ということで持ち込まれたと聞いております。

県ですとか市の関係者の方々と我々がお会いしたということはないとお聞きしております。

委員長

ただいま平成27年1月に売買という話がございました。売買について詳しくお話しただけですか。

八木橋証人

持ち込みの案件の御相談を頂いた当初は、これ、私も就任前の話ですので、担当からヒアリングをした話なんですけれども、当初は売買という形でお話の御相談を頂いたというふうに聞いておりますが、その後、ちょっとすみません、お話しさせていただくと、農振除外申請を新井機械さんのお名前でするに当たっては、新井さんがスーパーマーケット事業をやるのが筋ではないかということで御相談を申し上げて、その際、我々の方で協力は惜しみませんということで、そこからはアドバイザー契約、アドバイザーとして進んできたということでございます。

委員長

当初ですね、始まりは、どなたから、どのような話があったのですか。

八木橋証人

すみません、リオノの中村さんという方を通してだと聞いております。

委員長

次、平成30年8月23日の朝日新聞に、「新井機械製作所と共同事業をするために、アドバイザー契約を結んだ」と、御社の担当者の方がコメントしています。このアドバイザー契約というのが、平成28年10月に新井機械製作所と結んだ業務委託契約という理解でよろしいでしょうか。

八木橋証人

はい。

委員長

また、新井機械製作所は、農地転用許可申請の理由書の中で「県内でも多数の店舗を運営中のスーパーマーケット『ヤオコー』様に経営指導を仰ぎ、店舗運営についてもヤオコー様に依頼しての店舗営業を計画しております」としている。これは、そのアドバイザー契約を指しているということよろしいでしょうか。

八木橋証人

はい。

委員長

新井社長の証言によると、新井機械製作所としては転売する方針だったが、27年6月、融資を含めいろいろとバックアップするから、申請した新井機械が事業をやるようヤオコーから要請されたとのことでした。このバックアップというのが、平成28年10月の契約を指すという理解でよろしいでしょうか。

八木橋証人

はい。

委員長

前回の委員会で、新井機械は従業員募集について、平成29年12月に三大新聞にチラシを1回、30年1月にタウン誌で2回募集したが応募がゼロだった。どうしたものかと弱気になり田並先生に相談した。そして、2月末から3月初めごろにヤオコーから我々が主体でやると話が来たと新井社長が証言しています。

まず、新井機械からの相談は、いつ受けましたか。

八木橋証人

平成30年12月ごろだったと記憶しておりますけれども、今、委員長おっしゃったとおり、新井さんの方で募集をかけたんだけれども、全く人が集まらなくて非常に不安になっていると。すみません、平成29年の12月でございます。申し訳ございません。平成

29年の12月に採用募集をかけたということです。

委員長

相談に対し、いつ、誰と、どのような検討をしましたか。

八木橋証人

私の社内の話でしょうか。

委員長

社内でなくて、これは新井機械さんでしょう。社外含めて……。

八木橋証人

私どもからは、担当者の方がそういうお話を頂いたということで、私には報告がございましたので、これ1月ですけれども、社内で方針の協議をいたしまして、担当の方から、我々で支援しますよということを伝えてもらいました。

委員長

担当者はどなたですか。

八木橋証人

担当の名前ですか。

委員長

ええ。

八木橋証人

それは、やっぱり申し上げないといけないということですね。担当は、私ども、ヨシズミという者でございます。

委員長

相談に対し、いつ、誰と、どのような検討をしましたか。

八木橋証人

1月に入りましてから、田並さんとヨシズミのほうで話をしたというふうに思います。

委員長

検討の中身をお話してください、検討された中身についてどのような検討をしたか。

八木橋証人

まず、人の採用ができないということでございましたので、我々も、今スーパーマーケット事業を行っている中で、採用難というのが非常に今顕著な問題となっておりますから、非常に悩ましい問題になっておりますので、そこは手に取るように御事情が理解できたというところから、新井さんがお困りであるのであればということで、新井さんよりは知名度はあると思いますので、私どもの方で事業を引き受けましょうというふうになったとい

うことです。

委員長

次に、アドバイザー契約があることを踏まえると、従業員をどのように集めるのか、具体策の検討や実践のアドバイスをするのではないのでしょうか。

八木橋証人

採用に関しましては、業者さんの紹介ですとかチラシの載せ方というのはアドバイスはさせていただきましたが、実際、応募があったときには、それは一緒に面談をするだとかというようなことはあったんだと思いますけれども、応募に関しては特に関与はしていなかったというふうに思っております。関与しておりませんでしたけれども、今思えば、もっと関与していればよかったのかなというふうに思っています。

委員長

次に、御社は、県内外で多数の店舗を展開しており、その開発本部長である八木橋さんなら、農地転用や開発行為については、ある程度は御存じかと思うので伺います。

本案件の土地の農地区分や農地転用の許可条件は御存じでしょうか。

八木橋証人

ある程度は分かっております。

委員長

今、御質問したのをもう一度申し上げます。

本案件の土地の農地区分、農地転用の許可条件についてお話しください。

八木橋証人

こちらは、田並さんからの聞いた話になりますけれども、1種農地ということと、それから農業従事者を3割雇用でもって農地転用が可能というふうに聞いておりました。

委員長

本案件は、従業員に占める農業従事者の雇用割合を3割以上にするという条件での農地転用だが、御社には、これまでにこの条件で農地を転用した経験はありますか。

八木橋証人

いえ、ございません。

委員長

次に、公共移転については御存じでしょうか。

本案件が県外からの公共移転による開発行為であることは聞いていましたか。

八木橋証人

はい、聞いておりました。

委員長

武内政文委員。

武内委員

私のほうから最初質問させていただきます。

先ほど委員長の総括の中で、ちょっと1点だけ、まず確認をさせていただきたいんですが、御社が関わったとき、話があったのがリオノの中村さんという方、名前が出たと思うんですが、これは、どのような方で、御社との関係というのは。

八木橋証人

我々もこういう開発の仕事をしておりますと、いろいろな案件をいろいろな不動産屋さんですとかデベロッパーさんですとか建築業者さんから持ち込まれますけれども、そのうちの1社さんなのかなというふうに思っておりますけれども、特に深いつながりがあるだとか、何件も案件の持ち込みを頂いているということはありません。

武内委員

それじゃ、順次質問させていただきます。

先ほどのアドバイザー契約に関することなんですが、初めに、新井社長さんの証言によりますと、先ほど委員長からもありましたが、平成27年6月に御社から新井さんが申請を受けているのだから、新井さんが事業主体となって事業をやってほしいというような要請を受けたとあります。そのとき新井さんは、コスト的に難しいので諦めかけたんだけど、ヤオコーさんが資金の融資などのバックアップをしてくれるというので、自らやることにしたというふうな証言がありました。

そこで、まずお伺いしたいんですが、新井さんが事業主体となって事業をやってほしいと御社が要請したのはなぜなのでしょう。

八木橋証人

農振解除の申請を新井さんでやるというふうにお伺いしましたので、それがあれば、新井さんがしっかり土地の所有者となって、スーパーマーケット事業をやるのが筋ではないでしょうかということで我々の方から御相談申し上げました。

武内委員

ということは、御社が事業をやろうということではなかったんですか。

八木橋証人

案件が持ち込まれた平成27年1月、全く当初の頃は、土地の取得ということで持ち込まれましたので、全く当初はそのつもりではおりましたけれども、開発の関係ですとか農転の関係ですとか考えれば、そもそも公共移転の権利を持っているのも新井さんですし、新井さんが最後までやるのが筋じゃないんですかと。それに関しては、私どもの方で資金面含めて最大限の御協力をさせていただきますということでございます。

武内委員

そうすると、今、資金面の話もあったんですが、やっぱり資金などバックアップをすることを申し出て、新井さんに、どちらかという、強くこの事業を勧めて、進めさせようという言い方はあれですけども、そうしたふうに見受けられるんですが、これは

なぜなのでしょう。

八木橋証人

私どもも、埼玉県内でのシェアですとか、ドミナントとも呼んでいるんですけれども、そういったドミナント出店を考えた場合に、たとえ我々の屋号でなくとも、第二北環状が間もなく供用開始になるであろうとか、広域からお客様が呼べるのではないだろうかということで、事業としては成り立つ場所だとは思っておりましたので、我々がサポートすることで出店ができるのであれば、それは我々の利益にもなってくるというふうに思っていますので。

武内委員

確認です。それはヤオコーさんの名前が出さなくても、それなりのメリットがあるということなんですか。

八木橋証人

すみません、業務委託の内容というのは、建築のアドバイスですとかスーパーマーケット運営のアドバイスですとか、必要に応じて融資をしますよということなんですけれども、これは私どもただでというわけではございませんでしたので、スーパーマーケットの売上げの中から私どもに委託費として頂きますというような内容になっていたかと思っておりますので。

武内委員

それでは、ちょっと続けて、今回委員会が求めた書類の中には、先ほどのアドバイザリー契約ですか、業務委託契約は見当たらなかったんですけれども、この契約書の存在は御存じですか。

八木橋証人

はい、ございます。

武内委員

契約はしたんですよね。

八木橋証人

業務委託……

武内委員

業務委託契約ね。

八木橋証人

業務委託に関しましては、平成28年の10月にしております。

武内委員

じゃ、今回提出しなかった理由というのは、

八木橋証人

今回の記録提出請求に関しましては、私どもの担当部署の者と顧問弁護士のほうに、どういった書類をお出しすればいいかということで決めていただいたものです。それで、この記録請求の御趣旨からすると、今回お出したものがお出しする必要があるものではないかという顧問弁護士の意見がございましたので、それに従ったということだと思います。

武内委員

できれば資料要求をしたいと思うんですが、その前に、今分かる範囲で中身についてちょっと御説明いただけますか。

八木橋証人

業務委託の中身でございますか。中身としては、そんな突飛なものではないんですけども、先ほど申し上げましたとおり、建築のアドバイス、スーパーマーケット運営に当たってのアドバイス、それから資金が必要であれば御用意させていただいたような内容でございます。それから、守秘に関する事項でございます。

武内委員

じゃ、委員長、すみません。

武内委員

記録の提出を、今回の書類の提出をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。諮っていただければ。

委員長

武内委員から請求のありました資料、契約書については、さきに記録提出の要求をしましたが、ヤオコー様の御判断により提出はありませんでした。しかしながら、アドバイザー契約は、新井機械製作所が農地転用許可に関する事業を事業計画どおりに実施できるかを判断するために必要ですので、改めて記録として提出を求めます。

八木橋さん、いかがでしょうか。

八木橋証人

大変申し訳ないのですが、私の一存でちょっと決めることができませんので、私の手元にあるというわけでもございませんので、一度書面等で御請求を、会社宛てに書面等で御請求を頂いて、それで検討させていただくということでお答えさせていただきたいのですが、

委員長

ただいま八木橋さんから、会社に帰ってという話がございました。後ほどこれを提出いただくという方向で、資料要求をするということによろしいでしょうか。

< 了 承 >

委員長

じゃ、そのようにお願いいたします。

ただいまの件ですけれども、請求及び提出や閲覧方法等の詳細については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

< 了 承 >

委員長

じゃ、そういうことで決定いたします。
武内政文委員。

武内委員

それでは、次の質問にまいります。
建築費用の融資、そういう資金の関係をまずお聞きいたします。
新井機械の証言によりますと、建物の資金はヤオコーが出資している、業務委託契約を結んだ際にも融資の契約もしたと今ちょっとおっしゃっておられましたけれども、ということ。
また、新井機械から提出された記録によりますと、新井機械の農転の申請時の残高ですか、これが6億円弱であったんですが、農転許可の翌月の、つまり平成29年の4月ごめんなさい、農転許可が29年4月10日で申請で、翌月の5月には新井機械は11億6,500万円の建築費を一括で支出しております。この際、御社は融資をされたんでしょうか。

八木橋証人

はい、融資させていただきました。

武内委員

額は分かりますか。

八木橋証人

12億ほどだったかと思います。

武内委員

じゃ、この返済というのは、どういうふうに今なったんでしょうか。

八木橋証人

スーパーマーケット事業をやる中で、当然返済の方はキャッシュフローで返済は可能だと思っておりましたので、新井さんがスーパーマーケット事業をやっていく上で、売上げの中から、利益の中から当然 利益ではないですね、売上げの中から返済が可能だったというふうに。

武内委員

平成27年5月に田並氏の自宅を担保に根抵当を設定したんですけれども、これはどういう理由だったんでしょうか。

八木橋証人

もともと新井機械さんに御融資申し上げますよということでこちらからお話をしていたんですけれども、新井さんの方も、許可も何もおりていない、所有権も取得できていない段階で融資を受けるのは非常にリスクが高いということでございましたので、じゃあ、どうしようといったときに、我々、新井さんの代理人が田並さんだというふうにお伺いしていましたので、事業を推進する上で、その責任を果たしていただくということで田並さんに御融資を差し上げて、その御融資の中から地元の地権者さんの取りまとめですとか造成費ですとか測量費、そういったものですね。ほか、推進に関わる費用っていろいろあると思いますので、その辺の使途ということで御融資させていただいたものでございます。

武内委員

ちょっとまた別なあれなんですけれども、平成29年5月10日に田並氏の自宅に加えて、店舗用地も担保に追加をして、限度額を上げて、田並氏が9億円まで借りられるようにしました。また、新井機械が建築費用を関東建設工業に支払ったのが5月15日で、田並氏と新井機械双方に同じ時期に同じ事業のために融資したのか、それとも、新井機械に直接融資したのではなくて、田並氏を経由して新井機械に資金を用意したというふうに理解、どちらなんでしょうか。

八木橋証人

建物に関しましては、新井さんに御融資をしました。

土地に関しましては、冒頭ございましたとおり、御説明させていただいたとおり、新井さんが言ったりリスクが大きいといった流れで来ておりましたので、田並さんに継続して御融資をしていたんですけれども、平成29年の5月には新井機械さんの方に土地の名義が移っておりましたので、新井機械さんから担保提供、物上保証ということでしていただきまして、田並さんへの御融資をしたということでございますけれども、もともと土地の所有権が新井さんのものになって、スーパーマーケット事業も新井さんで行うということでしたので、田並さんへの貸付けに関しましては、最終的に新井さんの方が債務を引き受けるというふうに我々認識しておりましたので、こういった形で進めてきたものでございます。

武内委員

それは、書面であれですか、交わしているんでしょうか。

八木橋証人

特には、口頭だけになります。

武内委員

それから、不動産売買契約のことなんですが、新井機械と御社の、そうすると土地売買契約は田並氏を経由している。なぜ経由しているのかということ、今の御説明のとおりでよろしいんですか。

八木橋証人

はい。

武内委員

それから、新井社長の証言によりますと、平成30年の2月末から3月頭には買い取るというふうなことで御社が新井機械に提案をして、その後、半月ぐらいですか、3月16日に不動産売買契約とか所有権移転が完了しているんですけども、本当にあっという間に、非常に早い展開が見られるんですけども、いつ頃から新井機械から土地・建物買い取ることにしたんでしょうか。結構前から決めていたんでしょうか。

八木橋証人

平成29年12月に人の採用で苦しんでいるというお話があったときから、我々も検討は始めていました。

平成30年の1月には、一応社内でそういった方針を立てまして、とはいえ、もう一回募集をかけてください、かけたほうがいいんじゃないでしょうかということ、2月か3月か、もう一回人の募集をかけた。そこでもやっぱり全く応募がなかったので、もう自信をなくしましたというようなお話をされていたと思いますので、もともと3月16日に所有権移転しているんですけども、ここ、大安でございまして、建物の完成引き渡しというのが3月16日で指定されておりましたので、ここに合わせて契約・決済をしたものでございます。

武内委員

新井機械の店舗建築を請け負った関東建設工業、これは御社の店舗の建築も多数請け負っているというふうに聞いております。それから、今日午前中お聞きしました、たばたプランニング、これも御社との関係が深いと。そして、御社は新井機械にアドバイザーとして関与していたと。建築費用の融資、これも最終的には新井機械から建物を買収したという、今一連の事実があるんですが、こういう事実を見ますと、初めからその土地でヤオコーさんが店舗をオープンさせる予定があったというふうに考えざるを得ないんですけども、この辺はどういう認識なんでしょう。

八木橋証人

経緯は今お話し申し上げたとおりなんで、初めから我々でというようなことはございませんでした。

武内委員

すみません、次に、開発許可の関係なんですけれども、市の方の開発許可で、条件に新井機械でなければ建物の建築、使用はできない、つまり所有権移転はできないというような条件がついていたということは御存じでしたか。

八木橋証人

いえ、存じ上げておりませんでした。

武内委員

たばたプランニングさんに、先ほど証言では、許可書を受け取ったときに関係の方にはその旨は、事業承継ができないということは伝えたというその中で、ヤオコーさんも入っていたんですけども、その辺は聞いていないんでしょうか。

八木橋証人

すみません、担当のほうにあったのかもしれないです。私の耳に入っていなかったんですけれども、多分、すみません、これ僕の推測になっちゃうんですけれども、開発の許可の工事自体については承継ができないということはたまにありますので、そのことではないのかなと、今ちょっとふと思ってしまったんですけれども。

武内委員

そうすると、本案件が、30年8月23日の新聞記事なんですけれども、地目が農地から宅地に変更されたために所有権移転ができると思っていたという担当の方の趣旨のコメントをされておりますが、申請者が事業を行うことが今回農転許可の前提であり、所有権移転ができないということ、そうすると全く知らなかったというふうなことなんでしょうか。

八木橋証人

いや、そこが、我々の知識が不足していたところだとは思うんですけれども、本当、単純に開発の許可の完了検査も終わっていて、地目も農地から宅地に変わっていたということで、普通に売買ができるというふうにちょっと思い違えてしまったところ、これ、知識不足の部分であったかなというふうに思います。

武内委員

これは、県外からの公共移転による開発行為であるというふうに、その辺は太幡さんも伝えたと言うんですけれども、それはそのように聞いておりましたか。

八木橋証人

県外の……

武内委員

県外からの公共移転による開発行為だという。

八木橋証人

本件は、米沢の土地の公共移転で、熊谷上之の土地が対象になったという形で御相談を頂いたので、それ以外のことはちょっとよく分かりません。

武内委員

それはあれですか、どなたから最初相談というか、公共移転の話は田並さんですか。

八木橋証人

すみません、そこは私も就任前だったのと、ちょっと担当にも確認していませんでしたので、ちょっと分かりません。

武内委員

そうするとあれですか、八木橋さんが就任したのは、そうすると、いつからで、その前の方というのはどなたなんでしょうか。

八木橋証人

私が今の開発本部長に就任したのは平成28年の3月でございます。その前はワカバヤシという者が開発本部長でありました。

武内委員

時系列的に最近なんですけれども、県の指導の関係なんですけれどもね、平成30年8月に県から、新井機械が御社から所有権を戻すように指導を受けたわけなんですけれども、御社への要請というのは何かあったんですか。

八木橋証人

埼玉県さんの方から我々に何かということはございませんでしたが、新井機械さんのほうから、県から指導を受けているというようなことはお伺いいたしました。

武内委員

新井機械さんというのは、あれですか、代理人じゃなくて、新井機械さん、社長さん...
...

八木橋証人

これは、新井さん、田並さん双方からあったというふうに記憶しています。

武内委員

そうすると、その時点で御社としては、これ、すぐに応じたような感じになっているんですけれども、建物を所有することは問題だという認識があったんでしょうかね。そうじゃなければ、簡単に買い戻し、言われたからすぐやるとかというのはちょっと理解し難いんですが。

八木橋証人

埼玉県さんが農地に関しては許可権者になっていますので、埼玉県さんからそういった御指導が来た以上は従わなくてはいけないんじゃないかなというふうに思いました。

委員長

木下高志委員。

木下委員

関連で2点だけ質問させてください。

先ほど知識が足りなかった、間違えてしまったという、こういう発言が、証言がございましたけれども、その言葉を聞くなれば、例えば所有権移転に対してこのような状況になってしまった、自分のところで間違ってしまったという、この弁明なり釈明なり謝罪なり、県に対して行ったんですか。

八木橋証人

埼玉県さんとは、特に何の接触もしておりませんでしたので、全て新井さんと大里農林さんでの間のお話です。

木下委員

それは、電話もしたこともなければ、訪問したこともないという、こういうことの証言でよろしいんですか。

八木橋証人

私が大里農林さんに初めてお伺いしたのは……

木下委員

ヤオコー全体として。

八木橋証人

ヤオコー全体としても、私、就任前はあったかどうかはよく分からないんですけども、ないとは思うんですけども、私が就任してからは、平成30年の9月に所有権移転をした後に、大里農林さんに今後についてということで一度お伺いしたことがあります。

木下委員

ないとは思うんですけどもということは、まだ分からないということをおっしゃっているということで認識してよろしいんでしょうか。

八木橋証人

確実にありませんとは、ちょっとお答えは今できかねるかなと思います。

木下委員

最後に1点だけ、このような例えば知識が足りなかった、間違えてしまったという、この御認識で、今後、この物件から、では、手を引くということをお社内的には決定なさったんでしょうか。

八木橋証人

新井さんの方で、これからスーパーマーケット事業をまた運営されるということでしたので、それについては我々もしっかりと支援というか、御協力を申し上げていきたいなというふうに思っています。

木下委員

ということは、今後も継続して関わっていくという社内決定をなされたということなんですか。

八木橋証人

はい、そうです。

木下委員

それは、具体的にどのような支援をなさっていくという方針なんですか。

八木橋証人

農業従事者の採用でございますとか、あるいはスーパーマーケットを実際運営するに当たっての仕入れですとか、そういったところのアドバイスとか支援だとかいったようなこ

とだと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ありがとうございます、すみません。

何点かちょっと質問を再質問という形でさせていただきたいと思えます。

先ほど武内委員からもお話あったかと思うんですけども、なぜ、新井機械さんとヤオコーさんの不動産売買契約書を見ると、土地に関して田並さんが関わってくるのでしょうか。

八木橋証人

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、農転等の許可がおりるまでは、新井さんのほうでは高額な融資を受けるのはちょっとリスクが大きいということでございましたので、それであれば、それであればということはないんですけども、田並さん、代理人ということでございまして、この事業の推進にも深く関与されていたと認識しておりますので、その事業推進を図るために、じゃ、田並さんの方で一肌脱ぐといいますが、そこで融資を受けるということになりましたので、田並さんの方に御融資をさせていただいたということです。

田村委員

そのときに、27年から根抵当が田並さんのところにつけられてくるんですけども、田並さんの御自宅等々に限られているわけですね、ヤオコーさんがですね。それが9億円の価値があると思って根抵当かけているのでしょうか。

八木橋証人

9億円の根抵当かけたのは、新井さんの方に、新井さんが土地の所有権を取得したときでございます。そのときに、新井さんの方からは、熊谷の土地の担保提供していただきましたので、我々としては、貸付金が合計8億5,000から9億ぐらいになりますけれども、あの土地の評価額というのは近隣の路線価等に照らしても妥当ではないかということでの御融資でございました。

田村委員

すみません、その場合だと、通常ですと新井機械さんの土地に対して根抵当つけるのが通常のやり方だというふうに私は思うんですけども、それがなぜ田並さんのところの土地に9億円の根抵当がついているのでしょうか。

八木橋証人

田並さんからは、もともと当初に御自宅を担保提供いただきました。それで、平成30年の、すみません、平成29年の5月に上之の土地、本地を追加で担保として提供していただきました。共同担保ということですね。

田村委員

すみません、私は登記簿上のことしか分からないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、田並さんのところの御自宅の土地に9億円かけていて、新井機械さんが取得した土地のところ担保になっているというのが、ちょっと私にはよく理解できないんですけども、なぜそれが、新井機械さんの土地に根抵当つけるんだったら分かるんです。それで9億円出資するならよく分かるんですけども、何で田並さんの御自宅に、9億円の価値があればいいんですよ。外見上では分からないですけども、中にすごい豪華なものがあるのか金塊があるのか分からないですけども、9億円の担保がつくのが全く見えてこないんです。

それと、プラスアルファで、田並さんとの土地売買に関連してくるときに、この前の段階での契約書とかいうのが全く見えてこない中で、なぜここで代理人とはいえ、田並さんが突然出てきてお金をそんなに9億も融資を、根抵当がつかれていて、責任の所在とかなんとかというものが突然出てくるのかというのがちょっと不明なんです。その辺を教えてくださいませんか。

八木橋証人

田並さんからの関わりというのは、平成27年1月に案件として持ち込まれたときからの関わりになりますけれども、新井さんの方の土地に何で担保をつけないのということに関しましては、上之の土地は新井さんの所有物になっておりましたので、そこには担保を追加で設定させていただいたと。じゃ、そもそも新井さんが本地以外で持っている土地に、何で担保設定しなかったのということだと御理解しますと、我々のほうからこれを新井さんのほうでやってくださいということで、半ばお願いをしていたような感じにもなりますので、そこに関しては、新井さんの資産をあえて担保で取るということとはしなかったということです。

田村委員

ちょっと全く見えてこないのが、新井さんの土地に担保9億円ついてますよね、上之の土地に。それと同等の広さで同等規模のものであれば、9億円の融資がされているのはよく分かるんですけども、全く御自宅に対して9億円を設定しているというのは、ちょっといささか、外見上ですよ、私は外見上のことしか話していませんから。外見上、ちょっと担保不足であったり、あと御社がどういうふう判断するかによるんでしょうけれども、一部上場企業さんがやるような融資の仕方ではないんじゃないかなと感じるんですけども、いかがなんでしょうか。

八木橋証人

田並さんの御自宅と熊谷上之の土地は共同担保ということで入っておりますので、当然熊谷上之の土地が我々はそれぐらいの価値はあるだろうというふうに思っているということです。田並さんの家の価値は置いておいて、熊谷の上之の土地でもって価値はあるよねということです。

委員長

新井豪委員。

新井委員

先ほど木下委員のアドバイザー契約の質問でちょっと関連でお伺いしたいんですが、

これからも、もし新井機械さんが店舗を営業するのであればそれを支援していく。つまり、アドバイザー契約がまだ生きているということでしょうか。

八木橋証人

多分また改めて契約をさせていただくということになるとは思いますけれども、それに関しては、また埼玉県さんなどの指導も頂きながら対応をしていきたいなというふうに思っております。

新井委員

これまでにいろいろと採用に関して深い相談を受けたということなんですけれども、幾ら名前が売れていないとはいえ、スーパーマーケットという業態で、しかもオープニングで、三大新聞にチラシを入れて応募がゼロって、私も採用事業に携わったことがあるので非常に考えにくい。考えにくいということは、恐らく八木橋さんもお分かりになると思うんですが、これ、募集した広告媒体、何が問題だったのか。そもそも、これ社員募集だったのかアルバイト募集だったのか、募集媒体に何が問題があったのかというのは、どういうふうに把握していらっしゃるのでしょうか。

八木橋証人

募集媒体は、三大新聞の折り込みチラシであるとか、埼玉県のほぼ全ての全域の駅にアルバイトニュースみたいなタウンペーパーを置かせていただりとかしたというのは聞いておりますけれども、我々の方で通常採用するのは、社員ではなくパートタイマーの方、アルバイトの方になりますので、同じような募集をかけているということです。

新井委員

ちなみに、これ担当者レベルの話かもしれませんが、実際に問題だった広告媒体って見たことがあるのでしょうか。

八木橋証人

すみません、よくは見えてはいないです。

新井委員

では、もう1点、お伺いしたいのが、このように全く違う会社、店舗で経営されていて、こういうアドバイザー契約って、実際ヤオコーさんで何件ぐらい抱えていらっしゃるんですか。

八木橋証人

今回初めてのケースですけれども、今、スーパーマーケットが置かれた立場というのは、競合が各社それぞれ増えていって、どんどん淘汰されていくというか、弊社の会長なんかは、カット・スロート・コンペティションと呼んでいますけれども、そういった中で、いろいろな業態の取り組みというのをしていかななくてはいけないのではないかなということ、今回業務委託という手法をとらせていただきました。

新井委員

つまり、アドバイザー契約だけじゃなくて、業務委託契約というのも初めて……。

八木橋証人

そうですね。

新井委員

ちょっと聞きますけれども、今現在ヤオコーさん161店舗、恐らくテナントに入っている、大きなショッピングモールの中に入っていたりとか、又は自社で土地・建物持っていたりとかあると思うんですけれども、違う方が、土地・建物が全く違うオーナーで、そこに、つまり、すみません、話戻しますけれども、大きなショッピングモールではなくて、ヤオコーさんが主体の建物になっている店舗というのは、大体これ、161店舗のうち何割くらいあるんでしょうか。

八木橋証人

ヤオコーが主体になっているというのは、土地の権利の形態のことですか。権利の形態ですか。借地であるとか建物.....。

新井委員

すみません、質問をもう一回整理します。

< 「営業出店が何店かと聞いたほうがいいでしょう」と言う人あり >

新井委員

ではなくて、ちょっと話戻しますけれども、つまり私が最後に聞きたいのは、今回新井機械さんが自分で自社でスーパーをやって、あくまでアドバイザリー契約といっても、見るからに、明らかにヤオコーさんと全く同じ形の店舗が建っているわけです。これは、ヤオコーさんがアドバイスの下にあれが建ったのか、それとも、新井機械さんが自主的にああいう建物にしたのか、どちらなんですか。

八木橋証人

建物に関しましても、アドバイスを送る立場にございましたので、ああいった仕様になっているんだと思いますけれども、どうしてああいう仕様になっているかということに関しましては、今非常に建築コストなども高騰しております中で、我々は、どうやったらコストが下がるだろうかということを日々考えているんですけれども、同じ仕様、同じ設計、同じ部材を使っていくということで、それはコストダウンにつながるものだと思っていますので、そういったことでアドバイスさせていただきながら、我々の方がアドバイスしているので当然同じような仕様になるかなと思いますけれども。

新井委員

すみません、アドバイザリー契約について、もう一回確認なんですけど、人材募集のやり方、又は広報紙等の内容というのもアドバイスするということ含まれているんでしょうか。

八木橋証人

内容までは含まれは、アドバイスはしませんでした。

新井委員

ちょっと最後に1点だけ、今回の、今現在で161店舗、自社で持っているもの、土地持っているもので、公共移転を踏まえて立地した店舗というのは、今まであるんでしょうか。

八木橋証人

私の記憶の中ではございません。何十年も前から出店していますので、その中ではあるのかもしれないんですけども、私が記憶している中ではございません。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

本日は、お忙しい中、ありがとうございます。

まず初めに、先ほど来質問が出たかと思うんですが、地位の承継に関してなんですが、埼玉県と熊谷市でこの開発の案件を打合せをする中に、代理人さん等も含まれて、その中で今までの証言の経過の中で、熊谷市の開発のほうが最終的に開発許可をおろすときに地位承継はできませんよと。属人性があるものだから、その人だけに与えた権利だから、ほかの人にその権利は与えられませんということを書面で通知して、たばたプランニングさんを通じて関係各位に周知したということだったんです。

それで、先ほどたばたプランニングさんのほうからも、ちょっとニュアンスの差はありますけれども、おおむね地位承継はできないということは承知をしていて、そして関係各位に通知をしたと。打合せの中でも連絡が出ているので、それぞれ認識も同じですというような答弁を頂いておりますけれども、その報告は、先ほどの証言ですと当てがっていないということなんですが、ヤオコーさんとしては全く承知していない。地位承継ができないとか、例えば完了検査後に転売ができないとか、そういうことは全く承知していなかったということでしょうか。

八木橋証人

開発許可通知の写しなどもありますけれども、そこにはそういったことも書いてございませんでしたので、それができないということは認識しておりませんでした。

小島委員

はい、分かりました。

それでは、関係者の協議の中でも地位承継はできない、完了後も転売ができないというのは認識していなかったということでしょうか。例えば、先ほど来名前出ておりますけれども、田並さんとか新井さん、ヤオコーさん、どうぞ。

八木橋証人

ちょっと我々の社内の中でいいますと、承継ができないというのは、開発許可の工事そのもの、工事している間はできないというふうに捉えたと太幡さんから言われて、そう捉えた可能性はあると思います。ただ、工事自体は新井さんが当然開発工事を行うわけですから、特に私の方に報告はなかったのかなというふうに思っております。

小島委員

だからというか、ですから完了検査後に協議をして、所有権を移転したということですね。

八木橋証人

はい、開発の完了検査が終わっていて、地目も宅地になっていたのに、所有権移転をしてしまったということです。

小島委員

ありがとうございます。

次に、契約に関してちょっとお聞きしたいんですが、事前に証人の八木橋様に見ていた資料があるんですけども、お渡ししてよろしいでしょうか。

委員長

ただいま小島委員から、資料を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させるということによろしいですか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

じゃ、そのようにさせます。

< 資料閲覧 >

委員長

小島信昭委員。

小島委員

その書類、契約書と合意書というのは、御覧になったことございますか。

八木橋証人

案件の進捗報告を受けた際に、売買契約書は見た記憶がありますが、合意書が、ちょっとすみません、記憶がちょっとあれなんですけれども、合意書自体は我々に案件が持ち込まれる以前の日付になっていますので、ちょっと何とも申し上げようがございませんけれども、売買契約書に関しましては、今ぱっと見た中で金額が入っていますけれども、我々、私が記憶している中では金額に関しては塗り潰されていたものであったと思います。

小島委員

それでは、今、手持ちで社内でその書類は、保管はされていないということによろしいですか。

八木橋証人

ちょっと分からないですね、すみません。

小島委員

すみません、ほかの委員の皆様方にお話しさせていただきますけれども、これは今年の10月、熊谷のセブンイレブンからのファクスで我が団に届いた資料提供の資料であります。それと同様のものがインターネット上に、名前の部分がモザイクで、金額の部分がモザイクで出ている合意書と契約書というのが出ているんですけれども、そこにモザイクがないものが提供いただきましたので、前回新井機械さんにそれを見ていただいて、当事者である新井機械さんは承知をしているというお話がございました。

その中で、付箋をつけさせていただきました契約書の第7条に、売り主田並さんと買い主ヤオコーさんで契約書を締結することということになっておりますけれども、契約書は締結されているのでしょうか。

八木橋証人

その契約というのは、ちょっとすみません、私、調査不足で分からないですが、時期的には、恐らく当初売買ということで話が進んでいたと聞いていますので、こういった記載がされているのかなというふうには思います。

小島委員

それでは、その契約書は社内に保管されていることも含めて、八木橋様のほうでは認知していない、見たことがないということなんでしょうか。

八木橋証人

今すぐちょっとには、どの書類だったか記憶が出てこないというところがございます。

小島委員

今後、例えば社内に帰っていただいて、あるかないか、そして、あった場合に提出が可能かということ、検討は可能でしょうか。

八木橋証人

はい、検討させていただきます。

委員長

ただいま小島委員から、ヤオコーさん、本社のほうへ戻ってということがございました。この件について、委員会として要求するということによろしでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

じゃ、よろしくをお願いします。

詳細については、正副委員長に御一任願います。

< 資料閲覧 >

小島委員

小島信昭委員。

小島委員

引き続きすみません、御質問させていただきたいと思います。

先ほど当方の委員から、今回御提出いただきました契約書の中身について質疑があったところなのですが、加えて、補足、関連する質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、土地の方ですね。上之地区の土地の方なのですが、登記名義人からヤオコー様との契約書の中に、売主との金銭の授受が成立をすると、登記がヤオコーさんに、売り主というのは田並さんで、登記名義人というのは新井さんで、実際土地の権利を持っている人以外からヤオコーさんは土地を買うと。お金は別の人に行くと。ちょっと業界の方にお聞きをしましたら、中間省略あるいは第三者契約というやり方で存在はするということなんですけれども、物の本によりますと、非常に専門の資格を持った人からを介して買うわけではないので、リスクが高い取引だというような注釈がございました。

先ほど来、新井機械さんのリスクのお話がありましたけれども、ヤオコーさん自体は、非常にイレギュラーというんでしょうか、こういう取引は頻繁にやられているんでしょうか。やられていないとすれば、なぜこういうような取引に応じたのかということをお聞きしたいと思います。手数料はかかるかもしれないけれども、正規な手続も踏めたと思うんですけれども、このようなリスクの高い取引をなぜされたのかということをお聞きしたいと思います。

八木橋証人

まず、これがスタンダードであるかどうかということであれば、非常にレアなケースだというふうに思います。

こちらの我々といたしましては、土地の所有者というのはあくまで新井機械製作所さんのほうだと思っておりますので、担保提供いただいておりましたけれども、その中では、一方では田並さんに対する貸付けというのがございましたので、これは新井機械さんのほうで事業をやる前に債務引受をしますということでもございましたので、田並さんとの関係からいくと、貸付金の相殺をするために売買という手法をとったのかなと。

登記の方法に関しましては、所有権移転先指定書、所有権取得意思確認書というものがございまして、これに関しては余りレアではないのかなというふうには思います。

小島委員

それでは、確認をいたしますけれども、今回の取引をされた中で、土地は田並さんからヤオコーさんが8億6,062万5,916円で契約を結ばれて、その中で相殺をしたと。そして、不動産売買、建物に関しては新井機械さんとヤオコーさんの間で12億2,161万5,173円で、これも融資の分の相殺をしたということで理解してよろしいんでしょうか。

八木橋証人

はい。

委員長

ほかに。

板橋智之委員。

板橋委員

1点確認なんですけれども、先ほど、今回のケースはヤオコーさんが100件以上の出店している中で極めてまれなケース、業務委託、アドバイザー契約というようなケースだったというお話がありました。今、八木橋さんのお話からはドミナント出店という言葉も出たぐらいのケースだというお話でしたね。

一方で、これは、何ていうんでしょうか、担保設定されている時点では、まだ農転もされるかどうか分からない、これから本当に出店までこぎつけられるかどうか分からないものに関して、これだけの高額な融資、また、担保を相手方に付けていく、大きな金額を貸し付けていく、バックアップする必要があるのかどうか。そう考えると、初めから新井機械さんからヤオコーさんのほうで出店ありきというものが本当に根底にあって、こういうことでもない限り、農転がおりるかどうかはリスクがある中で、これだけの大金を用意するというのは、普通、ちょっと考えづらいというふうに思います。その辺の、我々が、ああなるほどなと思えるような理由をつけて御説明いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

八木橋証人

なるほどなという説明になるかどうかはちょっとあれですけども、そこにどうしても出店したいとか、そこに息のかかった 息のかかったという言い方は悪いですけども、そこに例えば業務委託であっても、出店ができるということであれば、こういったリスク覚悟でやるケースは、これと同じケースではないですけども、先行投資的な部分でやらざるを得ないというのは、我々の開発の仕事の中では多少あるのかなというふうに思います。

板橋委員

先ほど根拠で田並元代議士の自宅も担保提供の中に入っていたという話ありますけれども、あれは裏返しますと、田並代議士も運命共同体で、この事業の中に入ってもらわなきゃ困るよと。だから、絶対これ、このように完結してねと。最終的には我々が引き受けるからというような、すごくストーリーありきのように思えてしょうがないんですけども、いかがでしょうか。

八木橋証人

「しっかり最後まで関わってね」、田並さんに対して、しっかり最後まで関わって下さいというのは、今、委員がおっしゃったところと同じところでございますけれども、決してヤオコーありきで進めたとかというようなことはございません。

委員長

ほかに発言はありませんか。
安藤友貴委員。

安藤委員

1点確認です。

委員長質問で、従業員募集に関して相談を受けたということで質問されていますが、平成29年12月というお答えを頂きましたが、間違いないでしょうか。

八木橋証人

はい。

安藤委員

前回の委員会で、新井機械さんが12月に三大チラシを1回で、30年の1月にタウン誌で2回ということなので、ということは、三大新聞にチラシ1回の時点で相談を受けたということになりますが、タウン誌のさっき話もあったんですが、ちょっと時系列がおかしいなと思うんですが、いかがですか。

八木橋証人

12月に人の募集をかけたけれども全く応募がゼロだった、困ったというようなお話はございましたので、我々は社内でその事情はよく理解できるねということで、1月には我々で「やっていいよ」という答えを持っていたというところでもございまして、2月にもう一度採用の募集をかけたけれども、そこでも集まらなかったということです。

安藤委員

さっきのお答えだと、三大新聞に1回で、タウンページで2回を受けたけれども、集まらなかったのという言い方をしたんですよね、先ほど回答では、証言では。そうすると、平成29年の時系列がちょっとおかしいというのが、まず私疑問なのが一つと、あと、もし12月に相談を受けているんだったら、タウン誌の例えばこういった形で応募をすればいいよとか、そういった形でアドバイスというのもしなかったというふうなことも思うんですが、その点についてどうでしょうか。

八木橋証人

私が先ほど言ったところで時系列が違うということですが、12月に三大新聞に募集をかけたけれども応募がゼロだった。そこで、応募がゼロだったという相談が、御報告があったと。我々は平成30年の1月に社内でその事業を引き継ぐこともやむなしということで方針の稟議をとった。2月とはいえ、もう一回、採用募集を努力したほうがいいですよということで、タウン誌などで募集をかけたということでもございますけれども、私は、何か時系列的なところで.....。

安藤委員

じゃ、そのタウン誌は、アドバイスはされたんですかね。

八木橋証人

内容に関しては、特にはアドバイスはしていません。

委員長

ほかに。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

すみません、お疲れのところ、最後の確認させていただきたいと思いますが、こちらに開発行為許可の申請書がございまして、その中の、先ほどは太幡さんのほうに委員も質疑させていただいたものと同じものなのですが、条件の中に、自己の居住用に供するもの、自己の業務用に供するもの、その他のもので申請をしたと。今ちょっとお見せしますので、委員長、いいですか。

委員長

ただいま小島委員から、資料を証人に閲覧してもらった発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。よろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >

< 資料閲覧 >

委員長

小島信昭委員。

小島委員

先ほど、この資料のことをお話しいただいたかと思うんですけれども、これは打合せ等でこの資料を見ながら関係者で協議をして、開発完了するまでは、完了検査終わるまでは所有権が移転できないんだ、地位の承継はできないんだと、そういう認識でいたということではよろしいでしょうか。

八木橋証人

認識はそのとおりですが、開発行為許可申請書というのは見たことがございまして、私どもに開発許可が決まったのは開発許可通知書というものの写しはございます。

小島委員

これは情報公開請求で得たものでありまして、通知書の方は、私も閲覧はできるんですけれども、コピーをしてお見せすることができませんので、これで代用したわけなんですけれども、先ほどの今の質疑のとおり、じゃ、関係者の中では完了検査まではよくて、完了検査後はやむを得ない場合はヤオコーさんが代わって業務をやってもいいという、そういう御認識でいらっしゃるのかということです。

八木橋証人

はい、そういう認識でございました。

小島委員

それは、太幡さんの証言とも通じるところがあるんですけれども、ただ、関係法令等、都市計画法などにも、その人に特定に与えられた権利だから、本来は地位の承継はだめですよというものが一般的な法の解説本とかにも書いてあるんですけれども、例えば会社の中のコンプライアンスといいますか、法務を担当する部署とかに確認をしたかしないかとか、そういう確認の事項は確認はされたのかということ、そして、もう一つなんですけれども、今回新聞等でも報道されておりますけれども、収用証明が今回の農転の根拠となっていて、開発がおりたから農転をしたということなんですけれども、当初二百数十平米のもの

が6,500平米の収用証明になったという事実は御承知でしょうか。

八木橋証人

まず、社内で確認をしましたかというところでございますけれども、お恥ずかしいお話ですけれども、そこまでの組織ではなく、完全に私どもの中での経験則でもってやっているという部分がございます。承継ができないといった、仮にそういったものがあったケースが余り見たことがないので、そこは我々の知識不足だったかなというふうに思います。

それから、収用証明に関しましては、米沢の土地が公共移転で熊谷上之の土地が対象になったという御説明を受ける中で、コピーは見させていただきました。面積が云々というところに関しましては、我々もその報道を見て、初めて知ったというところがございます。

小島委員

御証言ありがとうございます。

確認させていただきますけれども、調整区域には建物を建てる制限があって、建てられる要件は非常に限られているわけです。今回も、公共移転という、そして3割雇用ということで特別に建てられたもので、例えば分家で、農家の分家のお宅が家建てて、すぐ売り抜いちゃったり事務所になったりすると、特定の権利を与えたものが違うものに使う、これはだめだということは御承知していますか。

八木橋証人

はい。それぐらいは。

小島委員

それであれば、これも同じというようなこと 同じというようなことじゃなくて、同じなんですけれども、余りそこら辺までは議論がなされなかったんでしょうか。

八木橋証人

そうですね、はい。大体僕らやるときは、自己居住とか自己ではなく非自己とかというものが多いものですから、いつもと同じような形なのかなというふうに思ってしまったというのもあります。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すみません、本当に1点で終わりにしますが、長時間にわたって申し訳ありません。

先ほど知識不足だったという話と経験則でやったという話があった中で、知らなかったと。事業継承しちやいけないうことが知らなかったということの中だったら、県から指導があったときに、それは新井製作所にあつて、新井製作所に話があったときに、法務審査とかがつてすると思うんですよね。もし自分たちの経験則とか知識がなくてやっていたら、普通は行政手続法とか行政訴訟とかすると思うんですよね、再審査請求とか。そういう手続になぜ至らなかったのか教えてもらえますか。

八木橋証人

委員、すみません。それは、我々から行政さんに対して何かをしなかったのかということですか。

すみません、そういう知識もなかったといいますが、僕らにとってみると、行政さんだとか議員の先生というのは、やっぱり特別な存在がある部分がございますので、そういったことがあれば御指示に従うのかなという部分です。

田村委員

これ、知識がなくて、事業承継することがだめだということは知らなくて、所有権移転したのは問題だって指摘をされて、そこで法務的な社内で精査とか、何が悪かったのかということは一切しないで行政手続にのっとって手続を変えたんですか。

八木橋証人

すみません、専門の法務部ということではなく、当然顧問弁護士には、こういった経緯ですとか法律の裏付けですとかというようなものは全部確認はしていただきました。その中でも、戻すのはいたし方ないんじゃないかというようなことで御意見頂きました。

【記録の提出に関する動議についての説明（(株)ヤオコーに対するもの）】

田村委員

先ほどから出ている三大広告の折り込みとタウン誌2回出しているということについて、新井機械製作所さんに対し、折り込み広告の現物と、あとタウン誌の記載されているものと、あとこれ、完了報告書というのが出ますので、折り込みが終わると。完了報告書の提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【証人に対する質問（田並胤明氏）】

委員長

それでは、私から、何点かお聞きいたします。

前回の委員会で、新井機械製作所の新井社長、川田常務はともに、本案件についてはあなたに一任していた、あなたと一部については中村氏にも任せていた、全て田並先生にお任せしていたので分からないと証言しました。

あなたは、中村氏や他の関係者とともに県や市を訪れ相談していることも記録から確認されています。

新井機械製作所の代理人として、経過や今後の取組について、あなたが示した文書も残っており、大里農林振興センターや農業政策課から何度も説明を受けていることを踏まえ、あなたをお呼びしました。

真相の究明に御協力のほどよろしくお願いいたします。

田並証人

はい。

委員長

あなたは、本案件に、いつから、どのような経緯で関与しているのか、お答えください。

田並証人

平成26年の2月ごろだと思うんですが、私とよく親しくしている株式会社リオノの中

村典雄さんから、実は新井機械製作所から相談を受けましたと。

その内容は、山形県の米沢市に土地を持ってあって、その土地に建ててある建物、事務所兼店舗みたいなものなのですが、それを改築してスーパーにして、どこかテナントを探して貸したいと、それについて是非協力をしてほしいと、このように中村典雄さんに依頼をしたそうです。

中村さんはその後、現地へ行っていろいろ調べたんですが、前に東北中央高速道というのができて、そのために新井さんの土地の入り口部分が、本当に主要な部分が収用の対象になったために、これだと出入り口がなくなってしまって、それは国道部分から入る入り口道路ですが、市道からも入れるんですが、市道の方を利用して入るということになると、かなり地型が悪くなったり使い勝手が悪くなって、これではとてもスーパーなんかつくっても借り手がないんじゃないかと、しかも、前はもう高速道路ができていますから、高い建物があって広告をしようとしても広告の効果がない。

要するに、使い勝手が悪くなって土地の価格が下がり、しかも新井機械が考えておるようなものはできないと、こういう判断をして、実は私のところへ来て、あるいは残地収用の対象になるんじゃないかと、残った土地が使い物にならなくなったので何とかこれは残地補償の対象になるような気がするので協力をしてくれないかと、これが一番最初のきっかけでございます。

それで、新井機械の会長さんは、もう既に90を過ぎて少し認知症が入っちゃったので今ほとんど対外的にはだめなんです、その方とも非常に親しくしておったものですから、新井会長さんがやっておるところなら少しお手伝いしようかということで、私も日常活動の一環としていろいろ頼まれることがありますから、これなら私もできるかもしれんということで承知をしたわけです。それが一番のきっかけです。

委員長

次に、あなたは、平成27年7月7日に、新井機械製作所から農用地利用計画の変更申出書に関する一切の手続を委任されました。

あなたが、代理人を引き受けた経緯と理由について、お答えください。

田並証人

今申し上げたとおり、その土地はもう使い物にならないということで、国土交通省にお願いをして収用証明を出してもらったわけですが、それについて、できれば埼玉県でスーパーをやりたいと。ついては、要するに収用証明ですから公共移転が可能になりましたので、替え地を何とか探していただきたい等々の依頼を受けました。

委員長

次に、この農用地利用計画の変更申出書に控えはありますか。

田並証人

私の手元にはございません。

農用地利用計画の変更ですか。

委員長

もう一度申し上げます。

この農用地利用計画の変更申出書に控えはありますか。

田並証人

ちょっと調べてみないと分かりませんが、そちらにございましたらお見せいただければありがたいんですが。

委員長

この件については、農振除外のことです。
ただいま資料をお見せしますので、御覧になってください。

田並証人

確かにこれは私ですね、変更申請書は。
実際の、失礼ですがよろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

田並証人

実際の実務は1級建築士の何て言いましたかな、さいたま市の方にお願いをしてこれをつくってもらっています。

委員長

続きをちょっとお伺いします。

本委員会としては、農振除外の代理人であるあなたが資料を保管していると考え、提出を求めましたが、あなたは、たばたプランニングが所持しているという理由で提出しませんでした。しかし、先ほどたばたプランニングは所持していないと証言いたしました。

ということで、どなたが所持しているのでしょうか。

田並証人

たばたプランニングは誤りでございまして、これは1級建築士のタケウチ1級建築士事務所に、これが実際には申請書類はお願いをして出していますので、その写しは私のところにはございませんが、所在は明らかになると思います。調べます。私は持っていません。恐らく1級建築士事務所にあると思います。書類の手続をしましたので。

これはあつたら提出をすればよろしいんですか。見つけます。

委員長

今のこの件ですけれども、どなたがつくったのですか。

田並証人

今言いましたように、タケウチ1級建築士事務所だと思います。

委員長

ただいまの件ですけれども、これは記録の提出ということで提出をしていただけますか。

田並証人

分かりました。写しになりますが、よろしゅうございますか。

委員長

委員会の人もよろしいですね。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、そのように決定いたしました。
詳細については、正副委員長に御一任願います。

< 了 承 >

委員長

申請人はどなたですか。

田並証人

今見ますと、新井社長が名前が書いてあって、代理人として私の名前が書いてありました。田並胤明と。

委員長

じゃ、次に進めます。
あなたは、当該土地の農地区分について何度も県を訪れ、区分の判断について確認しています。
基本的なことを伺いますが、本案件の土地の農地区分は何でしょうか。

田並証人

これは1種農地とか2種農地ということですか。

委員長

はい。

田並証人

1種農地です。
1種農地ですが、中に青地が半分、白地が半分でございました。

委員長

本案件は「1種農地の不許可の例外による許可」として特別に認められたわけですが、許可の条件についてお答えください。

田並証人

これは大里農林振興センターのほうから見せていただいたんですが、参考資料として、私のほうで1種農地のためにできないというふうに言われたので、実はその土地そのものが圃場整備もされていませんし、住宅地は近いですし、しかも前に第二北大通り線がこと

しの5月に開通するんですが、もうその部分ができおりましたし、隣は特別養護老人ホームですし、しかも土地に水路があって側道が4メートルずつあるんですけども、今も農機、要するに農耕用車両ではかなり大きなものできておるものですから、この農耕用車両がここは通れないんじゃないですかと。

例えば、そこを横断する場合でも、途中で4メートルぐらいの橋がかかっていて、水路の南と北と行き来できるようになっているんですけども、実際に私が調べた大型農機具ではそこは通れないと、したがって分断になるんじゃないですかと、1種農地は分断されるんじゃないですかと。

それで、その第二北大通りよりもっと先に1つお店ができて、これは熊谷市内のある県道の収用の対象になったために、そこへ大きなものできたんですが、そこで地続きですから、当然これが許可になったのはどういうことなんですかといろいろ聞きましたらば、前の道路の通行量によりますと。同じ第二北大通りでも、そちらの通行量が多くて、こちらが少ないというのはどういうことなんですかというようなことも質問しました。

その結果、私も農水省が調べましたけれども、1種農地の不許可の例外というのが、これは農地転用の手引きというんでしょうか、農水省が出しているその書類を見せてもらいました。それで許可になったんじゃないくて、それを一つの参考にして私どもとしては農業従事者の就業機会の増大に寄与するもの、そういう施設ならば1種農地の不許可の例外としてできると、こういうのがそこに書いてあったものですから、具体的にその内容について大里農林振興センターからいろいろ聞きました。

それで、その先に行ってよろしいですか。

その中に、そこで働く何か施設ができた場合、事業所ができた場合に、そこで働く職員の3分の1以上が農業従事者、もしくはその家庭員を採用する、そしてそのことを地元の市町村に届出をする、6か月ごとに名簿を提出をして、それを市が点検をする、それによって準則をしていけば不許可の例外として対応されるという、こういう内容の文書でしたので、それに向けて全力を挙げて、実際に不許可の例外として1種農地の許可を頂きまして、あわせて農振除外、農地転用が実現できたという、こういう形になっております。

委員長

今、3分の1と言われましたけれども、我々が聞いているのは3割雇用と聞いているんですけども、その見解はどうなんですか。

田並証人

3割以上です。

委員長

今、3分の1と言われたので。

田並証人

3割以上です。

委員長

この際、資料を証人に閲覧していただきます。

< 資料閲覧 >

委員長

このフローチャートは、大里農林振興センターの農振除外の同意の起案に添付されていたものです。あなた方と県や市との打合せの中で使用されていました。

作成した、あるいは、させたのはあなたですか。

田並証人

いいえ、こういうことはできません。

これは専門の方じゃないとできないですね。

委員長

田並証人ではなくても、あるいはどなたかにさせたとかということはないんですか。

田並証人

いや、これは専門的な内容ですし、私は事前の協議はやりましたけれども、具体的なこういう手続は専門の業者の人がやったと思います。これを書いたのも。私にはこういうのは書けません。

委員長

再度伺いますけれども、田並証人は、これは見たことはないんですか。

田並証人

いや、見た記憶はありますけれども、ちょっと大分時間がたっているものですから、具体的な作業はやっぱり専門家でないといけませんので、ほとんど専門家に任せたいと思います。

例えば、事前の協議で市や県と話をする内容というのは、その業者にお伝えをして、こういうものは全部業者が作成をしたものだと思います。

委員長

今、専門家、業者という話がありました。それはどなたですか。

田並証人

ちょっと今は記憶にないので、後で調べてよろしければ御報告させていただきます。

大体、そうですね、これをやったのは、たばたじゃなかったですか。たばたプランニングではないのかな。

委員長

ただいま田並証人から、後ほど提出をさせていただければという話がございました。ということでよろしいでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、そのように決定しました。

田並証人

すいません。ちょっと後で、文書全体をちょっと後で教えてください。どういう文書だか、そうじゃないと。

委員長

次に行きます。

ヤオコーへの所有権移転を言い出したのはどなたでしょうか。

田並証人

それはどういうふうに言ったらいんでしょうね。権利の承継はできるということを、まず公共移転の関係で、多分、熊谷市の開発の方だと思うんですが、照会をさせていただきました。権利の承継というのは、開発関係ではできますという話だったんですが、農地の方は分かりませんよと、農地は農地の方で相談してくださいと言われたんですが、委員長さん、もう一回、質問を教えてください。

委員長

もう一度申し上げます。

ヤオコーへの所有権移転を言い出したのはどなたでしょうか。

田並証人

権利の承継ができるということで、新井機械の方としては自分のところでもやりたいけれども、万が一ということを考えて、この権利の承継をする業者さんを探していただけないかというような話があったような気がするんです。これは私が直接やったのではなくて、先ほど言ったりオノの中村典雄さんがそれじゃ見つけてみようということで、多分3社に当たったと思います。

1つは、ヤオコーさんです、もちろん。もう一つがベルクさん、それからもう一つがマミーマートさん。この3社に、権利の承継がもしできる時は受けてくれますかということで当たったと思います。

その中で、ベルクさんのほうは条件が整わないので辞退をする。あと残りがヤオコーさんと先ほど言ったマミーマート。マミーマートは熊谷の市役所まで行って、企業誘致課の方へ行っているいろいろ相談をされているようでした。そういう報告を中村典雄さんから受けました。

委員長

ただいまの話ですね、権利の承継ができると、今の話ですと熊谷市役所の開発.....。

田並証人

開発審査課のほうだったと思います。

委員長

思うのではなくて、間違いありませんか。

田並証人

多分そうです。

委員長

多分ではなくて、間違いありませんか。

田並証人

多分そうです。

委員長

それはいつお聞きしたんですか。

田並証人

これが平成26年の8月頃ですかね。26年です。もう5年前です。

委員長

もう一度、改めてお聞きしますけれども、権利の承継はできないということは御存じだったでしょうか。

田並証人

いえ、権利の継承はできるというふうに理解をしていました。

委員長

それは証人がそのような知識だったんですか。

田並証人

だけれども、権利の継承というのはできますね。法律的に認められていますから。できます、これは。

委員長

次に行きます。

本案件については、都市計画法上の特定継承、農地法上の所有権移転はできないことは知っていましたか。

田並証人

もう一回、聞かせてくれますか。

委員長

本案件については、都市計画法上の特定継承、農地法上の所有権移転はできないことは知っていましたか。

田並証人

これ、どういうふうに言ったらいいんでしょう。私、市の審査課へ行って権利の継承はできますかと、もちろん開発関係では建築も含めて、できると、可能ですと、こういうふうに言われました。ただ、農地の場合は、農地の方へ行って聞いてくださいよということ

でございました。

農地の方へ行きまして聞きましたら、かなり難しいですよ。大里農林振興センターの指導では、やんごとなき理由がないと継承はできませんねと。やんごとなき理由って何ですかと聞いたんですが、それ以上は分かりませんでした。

今になって、いろいろ話を聞くと、個人の場合は本人が死亡したとき、あるいは会社だったら企業が倒産をするようなとき、そういうときには権利の継承はできますということ最近になって教わりました。

当時は、やんごとなき理由というふうなことでちょっと、かなり厳しいんだなという思いはしましたが、できないとは思いませんでした。

委員長

もう一度伺いますけれども、所有権移転はかなり難しいということをいろいろとお話の中で知り得て、そしてそうした中でもヤオコーに移転する計画を進めたのですか。

田並証人

開発の完了検査も終了し、建物の完了検査も終了し、したがって、農地は宅地に変更されて、一般的には権利の継承はできるというふうに私自身は考えておったんです、当時は。これはもちろん新井機械とヤオコーさんでいろいろ協議をして決めたことですが、農地法上はかなり難しいということだったんでしょうけれども、当然もう宅地になりましたし、開発も建築も完了検査を終了したもんですから、権利の継承はできるというふうに判断をいたしました。

その後の話をしてもよろしいですか。

委員長

もう一度、再度質問をしますね。

ただいま聞いている話は、農地法上の所有権移転はできないことを知っていた上でヤオコーに移転する計画を進めたのですかという質問です。

田並証人

知りません。

それは大里農林振興センターも名義が移ってから、6月か7月だったと思うんですが、呼ばれまして、悪意でやったんですかというふうに言われました。しかし、悪意ではありませんと、あくまでもこちらの知識の誤りでしたと。要するに、開発だとか建築の場合は、権利の承継ができるということで、したがって農地が宅地になったものですから、併せて可能であろうという判断をしてやりましたという答弁をいたしました。大里農林振興センターには、それでは直ちに新井機械に戻してくださいと、こういうふうに言われて、内容証明が新井機械のほうへ大里農林振興センターから9月20日までに移転登記をするようにと、こういう内容証明の文書が届きましたので、9月10日付けで移転登記を完了させました。

これはあくまでも知識の誤りだということで直ちに誤りを是正をさせていただきました。これはもちろん私よりも新井機械とヤオコーが本気になってやったということでございます。

委員長

次に進めます。

新井機械製作所の新井社長は、収用証明書の取得を含む山形県の土地に関することは、全て田並氏に委任しており、内容は把握していないと証言しています。

国土交通省山形河川国道事務所に、証明書発行の依頼を行ったのはあなたですか。

田並証人

はい。現地を見させていただいて、先ほど中村さんから依頼を受けたということでお話ししましたが、中村さんが言ったとおりかどうかということを目で確かめようと思って中村さんと、多分26年の7月頃だったでしょうかね、行って見させてもらいました。

その結果、やっぱり中村さんが言うとおり、主要な入り口部分が東北中央高速道に用地買収をされて主要な入り口がなくなりました。そのために土地の価値が下がると同時に、新井機械が考えておいたスーパーの建物をつくるということは不可能になってしまったということで、これについては残地補償の対象になるのではないですかということを目で確かめようと思って中村さんと、多分26年の7月頃だったでしょうかね、行って見させてもらいました。

そうしましたら、国土交通省の方の回答は、もう既に収用されて3年近くたっているのので、収用委員会は解散してしまったので残地補償の対象になるのは難しいかもしれないけれども、一応、山形の河川国道工事事務所の方と打合せをして協議をしたいと。

私の方で言ったのは、実際にこういうふうに主要な入り口部分が買収をされて、そのときに残地補償の対象になるかならないかは別として、残地補償の申出をすることもできますよということを目で確かめようと思って中村さんと、多分26年の7月頃だったでしょうかね、行って見させてもらいました。

それで、一部がかかったとしても、先ほど言ったように地型が悪くなって、当初、新井機械が考えておいたその店舗、若しくは店舗兼事務所のところを改築をして、スーパーとして作りかえてテナントにお貸しをしようということができなくなってしまったということについて、どういうことなんでしょうかという話をしました。

そうしたら、先ほど言ったように、山形の河川国道工事事務所と協議をさせてほしいと。その後、2回ほど私も行きましたが、2回とも今協議中だと、もう少しお待ちくださいということで、最終的に26年の9月25日の日に収用証明が新井機械に届けられたということ目です。

委員長

次に、本委員会では、この土地収用証明書の根拠となった収用証明願の提出を求めましたが、あなたは「口頭で行ったため書面は存在しません」として提出しませんでした。

本当に全て口頭だけで行ったのでしょうか。

田並証人

そのとおりです。

委員長

次に、土地の所在や所有者、詳細な面積など、口頭で伝えるだけで国道事務所は発行したということ目ですか。

田並証人

もう一回、ちょっと聞かせてくれますか。

委員長

土地の所在、所有者、詳細な面積など、口頭で伝えるだけで国道事務所は発行したということですか。

田並証人

そのとおりです。

委員長

本件は、公共移転による開発行為の許可案件です。

確認ですが、新井機械製作所が所有する山形県米沢市の土地が収用されたことに伴い、公共移転として熊谷市の農地を代替地として取得するよう取り計らったことで間違いないですか。

田並証人

何ですか。最後のほう、もう一回。

委員長

もう一回、繰り返します。

本件は、公共移転による開発行為の許可案件です。

確認ですが、新井機械製作所が所有する山形県米沢市の土地が収用されたことに伴い、公共移転として熊谷市の農地を代替地として取得するよう取り計らったことで間違いないですか。

田並証人

間違いないです。

もちろん、それ以外にも、埼玉県内、幾つか当たりました。これは私ではなくて、中村典雄氏にお願いをして、適地はないかどうかということをお新井さんのほうから中村さんにお願いをして、例えばさいたま市、所沢市、深谷市、熊谷市、いろいろ当たりましたが、さいたま市と所沢市は公共移転は受け付けませんという返事でした。熊谷市と深谷市は公共移転を認めますということで、最終的に熊谷が商圈も広いし、いいのではないかとということで、しかも場所的にはあの場所が最適だということ、地主さんも大変協力的だということで、あの場所を選定をさせていただいたという経過です。

委員長

次に、新聞報道で国土交通省山形河川国道事務所は、収用証明は元所有者の求めに応じて書いたとしています。どのような内容にしてほしいと依頼して発行してもらったのでしょうか。

田並証人

朝日新聞の記事は、どこから、どう入手をしたか分かりませんが、私はお願いをしてから2回、仙台にあります国土交通省東北地方整備局へ2回、足を運んでいます。そのときには、先ほど申し上げましたように、今、山形の河川国道事務所と協議中なので、もうちょっと待ってほしいという回答でした。

ですから、まさか言われたとおりに書いたということではないと思いますね。そういうもんなんではなかね、公文書というのは。私はそう思いません。

私が思うには、よく説明をして、残地補償の対象になるのではないのでしょうかと、そのために2週間以上時間をかけて、担当の部が協議をした結果、出していただいたものと。確かに、大変だということで私は出してもらったものだと思って今でも感謝をしております。

委員長

再度繰り返しますけれども、その内容ですね。このような内容にしてほしいと依頼して、発行してもらったのでしょうかということなんですが。

田並証人

残地補償の対象にしてほしいというお願いはしました。

委員長

続いて、その証明書は収用証明書として発行してもらったのですか。

田並証人

そうです。

委員長

次に、公共移転による開発許可を申請するために必要だと説明したのでしょうか。

田並証人

ちょっとそれは今、記憶にありません。

当然、あれですよ、収用証明をもらって、どこか適地を探すということになれば公共移転ということになるでしょうから。

委員長

証明書の書式はあなたが考えたのですか。

田並証人

何のですか。

委員長

証明書の書式。

田並証人

何の証明書ですか。収用証明書ですか。

委員長

そうです。

田並証人

これだって、私が手に入れるわけにいかないでしょう、公文書ですから、国土交通省の。収用証明でしょう。

委員長

そうです。

田並証人

収用証明は、私は書きませんよ。それだって、公のものですから。

委員長

次に、あなたは米沢の土地のうち、実際に買収された面積は226平方メートルであることを知っていたはずですが、いかがでしょうか。

田並証人

もちろん知っています。220ですか、330ではなかったですか。

委員長

実質の面積ですね。実際に買収された面積は226平方メートルです。ということではないですね。

田並証人

多分、それに書いてあるならそうでしょうね。ちょっと手元がないから分かりませんが、面積は。ただ、入り口部分がかかったということは知っています。

朝日新聞によると5%だそうですが、全体面積の。5%であっても入り口がなくなってしまうんですから、使い物にならなくなってしまったということです。

委員長

次に、新井機械製作所はこの場所でスーパーをやろうと考えていたが、収用事業で出入り口が塞がれて断念したと証言していました。しかし、本委員会が1月30日に現地調査を行った際に、高速道路の下は通行可能であり、別の道路に接道して、出入りは可能なことを確認しました。

ここでもスーパーはできたのではないかと思います、いかがでしょうか。

田並証人

実際に国土交通省の土地ですね、あの下は。通ってもいいよと言われたそうだそうです、新井機械に聞きますと。ただ、あそこの中で新しく土地を開発をしたり、建物をつくる場合は、通行権とか賃貸借だとかそういう権利を国土交通省が保証してくれない限り、役所は道路として認めませんので、ということです。ですから、使えないんです。ふだん使うのは自由です。それは聞きました、国土交通省の方へ。それじゃ通行権を設定してくれますか、それとも賃貸借をしてくれますかと、要するに開発許可を取るとき、あるいは建築確認を取るときに、そういう必要な道路として認めていただけますかという話をしましたが、それはできませんと。ふだん通行してもらいたいのは結構ですと、という話でございました。それでは、とても開発の新しい建物はできません。

委員長

次に行きます。

収用事業により敷地全体の価値が下がったため、特別に証明書が発行されたとあなたから聞いたという川田常務の証言の内容に間違いはないでしょうか。

田並証人

間違いありません。

委員長、ちょっと私の方から申し上げたいことがあるんです。

委員長

はい、どうぞ。

田並証人

収用の話というのは、この県議会の100条委員会の調査権限の中に入るんですか。

委員長

はい、そのとおりです。

田並証人

入りません。

地方自治法100条の1項、それを元にした施行令の121条の4項というのは、収用事務というのは国の事務です。埼玉県事務ではありません。当然これは、一生懸命回答はしますが、埼玉県の事務ではございませんから、埼玉県の事務に関してはこの100条委員会は調査の権限がありますし、調査の対象にもなります。

また、収用委員会が権限として行う収用事務については、これは国の事務です。埼玉県の事務ではありませんから。

委員長

証人に申し上げます。

ただいま県の事務に関することではないことからという話がありました。本委員会では、これまでの審査を通じ、県の農地転用許可と市の開発許可は同時に行われ、密接な関係があることから、後者についても疑義を確認する必要があると判断し、調査を進めてまいりました。

よって、県の事務である農地転用許可は、開発許可に関する一連の手續、またそれに含まれる収用証明書の発行に関する件から影響を大きく受けており、十分な関連性が認められることから答弁を行っていただくよう願います。

田並証人

委員長、いいですか。

法的な根拠を示してくれますか。

私が言っているのは、100条の1項、100条1項を受けての施行令の121条の4項、これでお尋ねをしているわけです。違法性はないんですかということ。調査対象と調査権限になりますか。

ある程度のお答えはします。ただ、そういうことだということをお断りしたいのです。

調査権限、調査対象ではないものを聞かれて、本来は答える必要はないんでしょうけれども、一生懸命答えます。

委員長

じゃ次に進めますので。

田並証人

根拠を後で示してください。法律の根拠です。法治国家ですから、日本は。

委員長

進めます。

間違いないのであれば、山形河川国道事務所の誰から説明を受けたのでしょうか。

田並証人

もう記憶にないですね。4、5年前ですから。

委員長

次に、特別な証明書であることや実際に買収された土地は226平方メートルであること、建物が対象になっていないことを熊谷市にはどのように伝えたのでしょうか。

田並証人

収用証明をお示しをしました。公の文書ですから、私が口頭で言うよりも確かですから。

委員長

再度お聞きしますけれども、特別な証明書であることや実際に買収された土地は226平方メートルであること、建物が対象になっていないことを熊谷市にはどのように伝えたのでしょうか。

田並証人

収用証明をお見せしました。お示しをしました。それ以外の何物でもありません。

委員長

そうすると、ただいまの質問については説明をしなかったことでよろしいですか。

田並証人

説明するしないじゃなくて、収用証明を見せればいいわけでしょう、当然。それはもう大変な説明者に代わると思います。それは公文書ですから。

委員長

次に進めます。

農振除外には開発と農転の見込みが必要であり、あなたは関係者とそのための事前の相談をしていることから伺います。

農転許可の審査には、事業実施の确实性を判断するため資金計画書や建築工事見積書を添付させています。申請書に添付された資金計画書や見積書は5億円ですが、新井機械製

作所から本委員会に提出された見積書は10億円でした。これはどういうことでしょうか。

田並証人

ちょっと分かりません。

委員長

次に進めます。

農転許可の申請書の提出日は、平成29年2月10日で、2月8日付けの見積書が添付されています。その提出より前の平成28年12月20日に10億7,900万円の工事請負契約がされています。これはどういうことでしょうか。

田並証人

それは私が出しているんですか。

そういう細かなことは私はやりませんけれどもね。ちょっと私には分かりません。

委員長

じゃ次に進めます。

所有権移転ありきで、初めからヤオコーを出店する計画で土地取得交渉や資金調達、諸手続が進められていたのではないのかという疑念があるためお伺いします。

なぜ新井機械製作所とヤオコーの土地売買取引はあなたを経由しているのでしょうか。

田並証人

最初からヤオコーありきではありません。先ほど申し上げましたように、中村さんの権利承継の相手先を見つけていただくということで新井機械の方から依頼をされて、マミーマーケットさん、それからベルクさん、ヤオコーさんと3社と折衝して、中間的に残ったのがヤオコーさんとマミーマーケットさん。マミーマーケットさんは熱心に市役所へ行っているとお聞きをしたという経過もありますし、最初からではありません。初めからありきではありません。

ただ、ヤオコーさんと新井機械の方で話をしたのは、もしうちでスーパーをやるときにはまだ経験が乏しいものだから、ヤオコーさんのノウハウを是非教えてほしいということでの業務委託契約というのでしょうか、スーパーの運営についての御指導を仰ぎたいという形での話が最終的にはあったようです。

委員長

再度質問します。

新井機械製作所とヤオコーの土地売買取引は、あなたを経由しているのでしょうかということなんです。なぜあなたを経由しているのでしょうか。

田並証人

それはですね、新井機械の方で、はっきり申し上げて農地転用が本当にできるんだろうかというそういう疑念もあったようです。それでヤオコーの方から地主さんの名義は新井機械さんに土地の名義が移ってからでないとはっきり言って応援ができませんよと、こう言われたということがあって、新井機械の方でそこまではっきり全体が見えないうちにヤオコーさんから仮に借り入れをして土地を買ったり何なりするということは、かなり当社

としては危険が伴うので、という話がございまして、それじゃせっかくここまで話が来て、地主さんも協力的だし、市の方も、一応、農転の方の関係がだんだん話として進んで来ているので、私がじゃ肩代わりをしてヤオコーさんからお借りをしましょうということで、ヤオコーさんの方から私がお借りをして、結果的には農地転用ができれば、再び新井機械の方で所有をするということになりますので、仮という格好でしょうか、仮にそれじゃ私が事業を進めるためにヤオコーさんから借入れをしましょうということで事業を進めたわけです。

その後、はっきり申し上げて農地転用もできましたので、新井さんの名義に戻して、それでヤオコーさんとの関係ということになりました。

委員長

次に行きます。

地権者との土地売買契約の特記事項でヤオコーについて言及していたり、地権者へ手付金を払ってしまったといった発言が記録に残っています。

また、平成30年3月16日、店舗用地は新井機械製作所からヤオコーへ所有権移転し、その売買契約は新井機械製作所ではなくあなたがヤオコーと結んでいました。

これはつまり、地元の名士であるあなたがヤオコーの代わりに土地交渉を引き受けたということではないのでしょうか。

田並証人

違います。

新井機械のために用地買収を、新井機械に委任をされましたので、新井機械の名前で土地買収をさせていただきました。

委員長、すいません。年をとっているのでもっとトイレが近いんですけども、ちょっと勘弁してくれませんか。

委員長

じゃもう一回確認してからでもいいですか。

もう一回聞きますけれども、最後の質問です。

ヤオコーの代わりに土地交渉を引き受けたということではないのでしょうかということを知っているんです。

田並証人

違います。

新井機械から委任をされました。

委員長

私から申し上げます。

農業振興地域整備計画の変更において、開発行為許可及び農地転用許可が関係する場合は、担当課と事前調整をするようになっています。本件開発行為許可には収用証明書が公共移転の成立に関係することから、本委員会の調査事項である地方自治法100条第1項の事務に該当します。

また、収用事業は地方自治法施行令で除外されているということですが、除外されているのは土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務

であり、山形河川国道事務所長の権限は除外されていません。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

それでは、まずお聞きをいたしますが、我々今回の100条委員会では、皆さん関係してお聞きしている方には、関係する書類をできるだけ全てのものを御提出いただくということで、田並さんにもそれをお願いしていたというのは御認識されていると思います。

しかしながら、関係書類が一切提出されていないようでありますけれども、今回、田並さんが当事者となっているもの、あるいは関わっているもの、様々これには契約行為がなされているわけで、打合せ記録も含めて、その辺の原本や控え、こういったものはどうなっているのでしょうか。

田並証人

具体的にはどういう内容のものでしょうか。

板橋委員

例えば、田並さんが契約の中に署名をしているもの。

田並証人

具体的にどういう。

板橋委員

今回、代理の契約書を、実際書面の中に御自身が名前を記載している売買契約書ですか、そういったものに関する書類です。

田並証人

それは出ていませんか。

売買契約というのは、どこどこの売買契約書ですか。

板橋委員

提出されていないので、お聞きしているんですけれども。

田並証人

具体的に言っていたかかないと、調べようがないので。

板橋委員

今回、田並さんが関わっている全ての書類について、あるものは御提出くださいというふうをお願いしているはずです。

田並証人

私に関わってといっても、下打合せみたいなのは私やりましたけれども、具体的な契約事項の内容というのは何も出ていませんですかね、私の関係は。

板橋委員

御自身が売買の当事者で御自身が署名されている書類も、こちらとしては、その控えをほかの方から入手しておりますけれども、それも提出されておられません。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

今回、先ほど証人として来ていただきましたヤオコーさんから、田並様が契約者となっている契約書があります。それと、昨年10月に我が自民党県議団のほうに熊谷のほうから匿名の方から合意書と契約書というものが送られてきておまして、インターネット上にこれは掲載をされている書類と似ていますけれども、個人名とか金額とかがモザイクが外されたもので、先日証人に来ていただきました新井さんの社長様がこの合意書と契約書は実在するし承知しているという御回答を頂いておりますので、この書類を一度御覧いただきたいと思います。

委員長、よろしいでしょうか。

委員長

ただいま小島委員から資料を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させることでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

お願いします。

< 資料閲覧 >

田並証人

これはちょっと私、今、所有していませんですね。確かに私の名前で書いてありますが、ちょっと調査をさせて、調べさせてもらえませんか。すみません。

委員長

板橋智之委員。

板橋委員

御自身の名前を署名したということをお忘れになったということでしょうか。

田並証人

いえ、間違いなく私のサインですから。ですから、ちょっと調べさせてくれませんか。この書類が今、どこにあるのか。

板橋委員

じゃ、今のお話ですと、御自身で、いわゆる契約を交わしたことはちゃんと記憶にあるけれども、御自身を持つ原本がどこにあるのか分からないと、こういうこと。

田並証人

そういうことです。いや、本当に。

補助者の意見を求めてもよろしゅうございますか。補助者の意見を求めさせていただきたいんですが。

板橋委員

委員長、これは本人が書いたかどうかの確認だけですから、補助者にそれをどうこうと聞く話以前のものだというふうに認識しますが。

< 何事が言う人あり >

委員長

証人及び補助者に申し上げます。補助者は、事前にお伝えしているとおり、証人の求めに応じ、委員長の許可により証人に対して必要最小限の助言を行えることとなっております。補助者による許可のない助言は認めませんので、発言を中止してください。

板橋委員

コピーも保存されていないということでしょうか。

田並証人

ちょっと調べさせてくれませんか。うちにあるかどうか、ちょっと調べてみます。ただ、この中の……

板橋委員

サインしたということは、今、御本人はお認めになりますよね。

田並証人

不動産売買契約書の、これは一番最後に、以上の契約を証するために本証書1通を作成し、売主、買主署名、押印の上、買主が原本、売主がその写しを保有すると。だから、原本はヤオコーさんが持っていていいわけですよ、当然。原本は私のところにはないですから。写しがあるかどうかをちょっと調べさせてくれませんか。

板橋委員

あわせて確認なんですが、これは御自身でサインされたものですね。

田並証人

筆跡を見るとそうですね。そうですね。印鑑もそうですね。

板橋委員

それでは、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

先ほど、委員長からの質問の中で、フローチャートをその場で御覧になったというふう

に思います。これに関して、これは私じゃないと、見た記憶はあるが、これ、つくった私のもんじゃないという御発言がありました。

これ、委員長、先ほどお見せしたものを是非皆さんに資料でお配りして、見ていただきたいと思うんですけども。

委員長

ただいま板橋委員から資料を配布したい旨の発言がございました。よろしいでしょうか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

では、そのようにいたします。

< 資料配布 >

委員長

先ほど、板橋委員からの質問の中で、後ほど証人のほうから回答したいという話がありました。このことの扱いについて、後ほど提出いただくことでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

では、そのようにお願いいたします。詳細は正副委員長に御一任願います。

< 了 承 >

田並証人

それと委員長、申し訳ありませんが、今配られている工程表ですね。その全体の印刷物になっているはずなんです、それだけじゃなくて、その前に何かついているはずなんです。役所がつくったものだと思いますよ、これは。原本見せていただけませんか。これは一番最後についているもので、その前に文書がついているはずなんです。

板橋委員

では、前後の文書を御本人が御覧になりたいというので、委員長のお許しを頂ければ。

委員長

それでは、ただいま板橋委員から資料を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。認めることとして事務局に閲覧させますので、よろしいでしょうか。では、お願いします。

< 資料閲覧 >

板橋委員

それでは、お聞きします。

先ほどこれをお見せしたときに、田並さんは私じゃない、記憶はあるがつくった記憶もないというふうに御発言をされました。これは、こちらの方で調べたことを確認しますと、

平成27年6月頃、大里農林事務所の担当者がいわゆる農振の除外の決裁の打ち合わせのときに使われているものというふうに、打合せ記録にはなっております。

ここに皆様にお配りしたところにはマスキングがされていると思いますが、マスキングされているところには、新井機械さんでありヤオコーの名前が実は記載をされております。となると、この時点で、これだけのストーリーが打合せの中でされていたということになります。このことがあっても、一切これは知らないということなんでしょうか。

田並証人

これは、どこでつくったか分かりませんね、はっきり申し上げて。私はこういうものはありませんから。

板橋委員

田並さん自身がおつくりになれないとしても、どなたかにつくらせるということはできるんだろうというふうに思います。それも含めて知らないし、つくらせた記憶もないということでしょうか。

田並証人

つくらせた覚えがありません。はっきり申し上げて。

板橋委員

先ほど見たことはあるというふうにおっしゃっていましたね。

田並証人

記憶にないですね。ないです。いや、本当に。だって、私がこういうものをつくる必要はないし。私はさっき言ったように下打合せですから。ちょっと分かりません、記憶にありません。

板橋委員

分からない、記憶にない。はい。

続いて、質問を変えます。

収用証明のことについてお聞きします。先ほど、口頭でお願いをして、東北地方整備局の山形河川国道事務所をお願いをして、口頭でお願いをしてこういった証明が向こうから出てきたという旨の発言が田並さんからありました。こちらも、そちら山形の河川国道事務所宛てにこの収用証明のことについて質問をしたところ、そちらの回答では、要請があったので、それを先方では作成したという回答であります。ということは、このようにこういう内容でつくってほしいというふうに要請があったという意味に捉えておりますけれども、それを口頭だけでお伝えしたんでしょうか。若しくは代理人の方が数字を入れて、ここにはこういう文言を入れてもらいたいですとか、そういったところまでデザインをされたというふうに推測されるんですが、いかがでしょうか。

田並証人

それはありません。私が相談に行ったのは、国土交通省東北地方整備局でございます。東北地方整備局の担当はちょっと名前を忘れましたが、その方から2回ほど行って、その後どうなったんでしょうかということでお伺いをしたところ、山形河川国道事務所のほうと

今協議中ですという御返事でした。ですから、直接私は山形の河川国道事務所には行っておりません。行ったのは東北地方整備局の担当です。そちらから恐らく、私がお後行ったときは、今、向こうと協議中なのでちょっと返事を待ってほしいと2回ほど言われました。ですから、私が行ったのは仙台の方です。山形ではございません。

板橋委員

何度もお聞きしますけれども、何を記載してほしい、どういうことを証明してもらいたいというふうに口頭でお願いしたのでしょうか。改めて詳しくお聞かせください。

田並証人

残地補償を担保してほしいということです。

板橋委員

残地補償というのはちょっと私はおかしいと思うんですよね。これはあくまでも高架橋の下の部分を買収されただけでありますので、実際はほかからも進入路がありますし、高架橋ですから、その下だって、例えばもう収用されていますけれども、地上権をつけてもらってそこから進入することはできますし、中の敷地自体も十分に、いわゆる容積率とか建ぺい率とかといった要件を備えれば、ある一定の建物は建てられるわけで、その辺の認識のところはちょっと私は違っているんじゃないかなと思うところが1点と、もう一つは、これ、建物、店舗という記載があります。これは何も言わずに先方が建物、店舗という表記してきたのでしょうか。

田並証人

こちらからお願いしたのは、入り口部分が閉鎖されちゃったわけですから、自由に使っていいよといっても、先ほど答えたように、開発とか建築確認のときは、それは道路として認められないんですよ。要するに、できないということなんです、当初計画をしたものが、新井機械として。スーパー用の建物に店舗若しくは店舗兼事務所を改築をしてどこか貸そうじゃないかという、そういう目的があったんです。ところが、それができなくなってしまって、本当だったら、収用委員会がまだ存続をしているときに残地補償の請求をすればよかったんでしょうけれども、こちらに相談があったときはもう既に収用委員会は解散をしてしまいましたから、こういう場合、どうしてくれるんですかと、実際に使いものにならなくなっちゃったわけですから。

ということで、かかった面積は非常に少なかったかもしれないけれども、実際にそのことによって、新井機械製作所が考えたスーパーはできなくなってしまう、土地の利用価値がなくなってしまう、価値が下がってしまうということについてどういうふうにお考えなんでしょうかという話はしました。要するに、残地補償の対象にならないんでしょうかと。ところが、収用委員会も解散しているものだから、それで山形の河川国道事務所の方とちょっと協議をさせてくださいということで、3週間ぐらいたちましたけれども、それで一応出てきたのが収用証明でございました。土地と建物全部を含めた店舗等ということで、これを書けとかあれを書けとかは言いません。

板橋委員

今、残地補償あるいはスーパーというお話をされておりましたけれども、収用証明というのは、あくまでも買収されたところのことについての証明であります。それをもとと

この建物は現地も、我々委員会で言いましたけれども、若干お煎餅とか売っていたという証言はありましたけれども、ほぼ店舗という形状は見られませんでした。それを大きなスーパーを建てたいということで収用証明、補償証明をつくってもらったというような、今、御発言ですけれども、それは大きな間違いで、あくまでもあれは、何平米収用されたかということをつくってもらった証明書でありますので、そこは大きな誤解があるというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

田並証人

私は国土交通省から出していただいた収用証明ですから、それを信じるしかないんじゃないでしょうか。大変ありがたく思っています。それはそうでしょう、だって。これは国の事務ですよ。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

私も関連して。ありがたく思っているという意味について、もう少し分かりやすく説明してくれますか。

田並証人

要するに、山形では、当初、新井機械製作所が計画をしたスーパーはできなくなっちゃったわけですよ。もう本当に途方に暮れたわけですよ、新井機械としては。せっかくここでやろうと思ったのにできなくなってしまったし、前に高架ができてしまったものですから、広告塔をつくったとしても何の意味もなくなっちゃうし、そういう意味では、収用証明を出していただいたことによって、ほかの適地を探して、公共移転を理由とする開発ができると、こういうふうになったというふうに理解をして、よかったという気持ちになったと思います。

村岡委員

今の御回答そのものはそれで分かりました。ただ、実際に収用された公簿上の三百二十幾つと実測だと二百幾つですね。これが収用証明書の対象面積というふうに記載されていたら、せいぜいその最高で2倍の部分しか新たな土地は取得できない。とてもありがたいという結果にはならないんですね。ですから、六千幾つということを出してもらったということは、正にそこでありがたいわけだと思うんですよね。それでよろしいんでしょうか。

田並証人

高速道路ができてよかったと思ったのは、国土交通省でしょうね。そして、それを利用する車両の運転手さんはいい道路ができてよかったと、このように思ったと思うんですよ。ありがたかったと。用地買収に協力してもらったので。ところが、実際に用地買収に応じた人が一番泣いていたわけですよ。それを救うのは私たちの仕事だと思っています。日常活動と。というふうに思います。私は本当にそれでよかったと思っています。

村岡委員

お聞きしますが、収用証明は御承知のとおり米沢の国道事務所が所長名で出すんですけども、仙台の東北地整のほうに行かれていますよね。例えば埼玉県に置きかえれば、本来、埼玉県のある県土整備事務所長が出す証明書を本庁の都市整備県土整備事務所の方に行つてどうだというお話をされていると思うんですが、なぜ東北の方の地整の方に行かれたんでしょうか。

田並証人

はっきり申し上げて、国土交通省の東北地方整備局が全てを総括していたと思っていました。それで2回目に行ったときに、実は山形の方だと、ああ、そちらが担当だったんですかということで、初めて知つたような次第です。だから、それまでは、あそこの高速道路は当然、国土交通省の東北地方整備局というふうに理解をしておりましたので、ということ。

村岡委員

続いちゃつてすみません。残地が使いものにならないと、これは大問題ですよ。ですから、買収を受けたときに、そういう部分を補償金等々で精算していれば残地の補償を受けたというふうになつたのが、それがなかつたかのように聞こえるんですけども、たしか東北地整に行かれたときに、先ほど委員長の答弁に対して、残地補償の申出ができるということを新井機械製作所側に説明したのかということをお田並さんは東北地整のどなたかに交渉の中で聞いておりますよね。本来説明しておくべきだったんじゃないかと、それを説明したのかということをお言われましたよね。これ、なぜそういうふうに言つたんでしょうか。

田並証人

これは、だけれども、当然用地買収をするときには、用地を提供する方にはこういうこともありますよということをお言うのが当たり前じゃないでしょうか。例えば一部かかつても、例えば県道整備をするときでも、そんなに大きな面積でなくても、地主さんからこのところを是非一緒に買収してよという話になつて、買収した例もありますよ。それと同じように、それは大きい土地が残つたかもしれないけれども、その大きい土地だからこそ、ものができなくなつてはどうにもならないわけですよ、当初計画をしたとおりの。ということで、恐らく残地補償をしてくれたんだろうと思います。

村岡委員

行政側が事前にそういう説明をすべきであつたという主張は僕もそのとおりだと思うんですよ。説明が足りなかつたのかと思います。それを言われたと思うんですが、そうした経緯を踏まえて交渉を踏まえて、田並さんは東北地整の方に対して残地補償を担保してもらいたい、あるいは言葉でいいますと、先ほど委員長への答弁ですと、残地補償の対象にしてほしいとお願ひしたというふうに答えました。この場合、田並さんが言われている残地補償の対象としてほしいということは、具体的にはどういうふうにしてほしいのか。つまりこのときは、土地収用証明書を出してくれという話で行つていますから、その土地収用証明書に残地補償の対象としてしてほしいというお願ひをどう反映させるかということについては、御自身では何を望んでいたんでしょうか。

田並証人

入り口部分がなくなって、とにかく全体が、当初、新井機械が計画をしたものができなくなってしまうと。したがって、どこかほかでそれができるような担保が欲しいということを考えるのは当然だと思いますね。ですから、残地補償をしていただくことによって収用証明が出れば、公共移転の対象になるだろうと。そうすれば、どこか適地を見つけて新井機械が公共移転を理由とする開発申請をすることができるという考えを私は持ちました。

村岡委員

先ほど板橋委員さんから、具体的にこういう中身とかこういう書き方とかということをやったんですかについては、それは一切そういうことは言っていないと。今の答弁ですと、要は収用証明で今言われたことを反映させようとする、面積以外なくなるわけですよ。お金でくれとか、ほかの土地を紹介してくれという話にはならないわけですから、収用証明をもらいにいっているわけですから。そのときに残地補償を担保してくれ、残地補償を対象にしてくれと言った場合には、じゃ、面積でかさ上げという変ですけども、本来は買った面積は僅かだけれども、そのことによって、土地が使いものにならなくなったから、全体が対象でしょうということを言っていることにしか聞こえないわけですよ。恐らく東北地整の方もそう受けとめたと思うんです。その協議の結果、こういうものが出てきたんじゃないかと考えますが、それは正に田並さんが100%望んだかどうか分かりませんが、残地補償を国の方はそういう形で要請を聞いてくれた、担保してくれたというふうに受け止めて、よかったなということになったんでしょうか。

田並証人

そういうことです。

委員長

新井豪委員。

新井委員

じゃ、またその同じ収用証明について関連してお伺いいたします。

今、田並さんの方からは、一切、いわゆるオーダーをしてつくったものではない、いわゆる残地補償の一環として交渉した結果、その収用証明が出てきたという時系列のお話だったんですが、こちらの整備局の方からの回答によると、これはできる限り希望に沿うように対応して発行していると。つまり、そういった残地補償云々がなくても、ここにこういう記載をしてくれ、こう記載をしてくれと言えば、内容が虚偽でなければ、それは普通に何の取り引きもなく発行されてしまうものなんです。

ここで1つポイントなのが、板橋委員が先ほどおっしゃったように、ここに実際には収用もされていない建物、店舗等あるんですが、店舗というものに関しては、こちらの土地にあるものは実際工場であって、中に店舗があったかどうかというのは実は証明するものが何もありません。公文書にも工場と書いてあるだけで、実際に例えば新井機械さんにも売上表を出してくれと言っても、何も残っていない。実は今まで店舗があったという証拠は何一つない。その中でこの整備局が勝手に店舗等というふうに書いたというのは、これは考えられないことなんです。発行してほしいという方がこう記載してくれというふうに書かなければ、ここに店舗というふうには記載されないはずなんです。

そういうことも踏まえましてもう一度お伺いしますが、この証明に関しては何一つ、証

明書を発行してくれというだけで、記載内容に関しては何の注文もしていないということなんでしょうか。

田並証人

もちろんそうです。

新井委員

では、もう一つお伺いします。

では、聞き直します。田並さん以外で、違う方が整備局に対してこういう証明を発行してくれたということはないんでしょうか。

田並証人

それありません。

新井委員

では、改めてお伺いしますけれども、こちらの整備局の回答によりますと、こちらの収用証明書に関しては、本件事業の用地取得の対象となった敷地全体について面積等証明したものであって、実際に収用された対象面積を証明するものではないと。更に言えば、ここに残地補償云々については全く触れていない。だから残地補償というものは、実は田並さんの思い込みであって、もしかしたら、この委員会が終わって、整備局に残地補償の一環でこれを出したのかというふうに質問したときには、全くそうじゃないというふうに回答が来る可能性は非常に高いと思うんです。

それも踏まえまして、ここに面積、記してあるんですけれども、実際に実測で226平米だったという、これは紛れもない事実があります。それについて、先ほど熊谷市に対しては、実際には実測で226平米だということは一切伝えていないというお話があったんですが、たばたプランニングさんにも県の農林振興センターにも、いわゆる新井機械さん以外は実際に収用された面積というものは誰も知らなかったんです。

もう一度改めてお伺いしますけれども、この実測で収用されたのが実際は例えばこれが残地補償の一環だとしても、残地補償云々のことがあったんだということも一切説明は熊谷にも埼玉県にもしなかったんでしょうか。

田並証人

する必要はないんじゃないでしょうか。公の機関から出された収用証明ですから、それを私は信じるしかないと思って。市のほうも恐らく国から出された収用証明ですから、それを疑うということはありませんね。当然。

新井委員

今、御指摘もありましたけれども、未必の故意、つまりは整備局からすれば、これは対象となった物件の面積と建物を記しただけであって、収用された対象面積を証明するものではないというふうに回答が来ています。これについて、それでもなお、これは残地補償の一環で正式な収用証明だというふうに、まだ言い切れるんでしょうか。

田並証人

収用証明が幾つもあるんですか。収用証明というのはそういう種類が幾つもあるんですか。1つしかないと思いますよ、収用証明というのは。

委員長

質問に教えてください。

田並証人

ということですね。要するに、残地補償を含めた収用証明と、このように私は理解をしました。

新井委員

そうですね。残地補償、これ実際に委員会が終わってから、恐らく整備局に質問をまた投げかけると思いますけれども、残地補償、ケースはいろいろあるかもしれませんが、実際は収用されて切れ端のような形になったところが残地補償されるのであって、このように明らかに、確かに価値が下がったというふうに断定しておっしゃっていますけれども、実際に価値が下がったというのはただの主観であって、じゃ、お伺いしますけれども、価値が下がったというその根拠、例えば、これは売買するときに価格がものすごく下がったとか、何か根拠というのは何なんですか。

田並証人

一般的に考えてみても分かりますように、国道に接続をしている入り口が使いなくなったわけですよ。今までずっと使っていたところが。そこがメインでしたから、国道から入るのは。今度は市道でしょう。市道になって、しかも駐車場を仮にとるとすると、市道のほうからではかなりの高低差があって、相当土地を食ってしまうと。実際に置けるところも国道からならば置けるところがかなりあるけれども、30台か40台置けたんじゃないでしょうかね。計算すると。市道側から入ると、それこそ7、8台下になっちゃうんですよ。これでは新井機械がこの土地を利用して、建物を利用してスーパーをつくってテナントに貸そうという、こんなことは不可能になるわけですね。これは大変な損害ですよ。ですから、それを担保としてくれたのではないかというふうに考えました。

委員長

木下高志委員。

木下委員

今の関連で、1個だけ質問させていただきます。

普通、残地補償というふうに考えますと、例えば本来あるべき価格で収用されたことによって低減する価格の差掛ける面積、こういう考え方だと私は思うんですね。これが今のように収用する面積を増やすとか、こういう考え方に至らないと私は思うんですけれども。

田並証人

それは私に聞かれてもしようがないですね。収用証明は国土交通省が出してくれたんですから。

木下委員

ですから、国土交通省に私どもも疑義を生じて確認をとったところ、これは残地ではなくて、面積を表したものだという形で回答が返ってきているという事実を申し上げております。

田並証人

私はそういう解釈はしませんでしたね。収用証明を頂いたときに。

木下委員

先ほど証言は、役所の発行するものがどうのこうのということで、一番権限があるみたいな発言がありましたけれども、これこそ公式な回答でありまして、個人の感覚でやったというところに間違いの大きな元があるのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

田並証人

個人の感覚とか何とかじゃなくて、私どもとしてはやっぱり役所から発行された収用証明ですから。収用証明はそうですよね、ちゃんと公印が押してあって。

木下委員

ですから、その収用証明としては、これは面積等を証明したものだということで、ここに明確に回答が返ってきていますので、ですから、その考え方に相違があるということを上上げて、質問を終わります。

田並証人

よろしいですか。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

板橋委員と私と木下委員とみんな関係しているので、確認のために。

先ほど私が聞いて答えていただいたことからいえば、要するに、残地補償をしてほしいと、担保してほしいと、簡単に言えば、僅かな面積だけでも損害を受けちゃって使いものにならないと。確かにそうで、高架であって、下を通れるといっても、所有権は国にありますから、先々何があるか分からないから、おっしゃるとおりだと思うんです。

ただ、その思いがどういう形で収用証明に反映されるかといったら、面積だと。それで普通に考えれば、実測二百何平米の面積ですと、その2倍程度しかできないですよ。ところが、残地補償を主張して、それを国土交通省側が受けとめて協議して、どういう協議か知りませんが、結果として六千何百平米の全体を占有面積ということで公文書に書いてくれたと。ありがたかったと。だから1万6,000平米が生きてくるわけでしょう。だからありがたかったと。

で、一度公文書はできてしまえば、それがひとり歩きするわけだから、それをあえて熊谷にあれこれ説明する必要はないという御主張ですよ。それはいいかどうかは別としても、田並さんの主張というのは、ストーリーは私はそれで理解できました。そう考えると、国土交通省にして六千幾らという数字を書くように、誘導という言葉は悪いんですけど

も、強く願ったと。強く言葉は言わない。6,500で書いてくれとは言っていない。だけれども、残地補償してくれということ強くお願いしたところ、そういう形で結果がまとまって、よかったかと、こういう解釈でよろしいんですね。そうしないと、何かくい質問が出ちゃいますので。

田並証人

そのとおりです。
またトイレが近くなるんですが、委員長。

委員長

新井豪議員

新井委員

1点だけ確認させてください。先ほどもう工事ができない云々、占有とか貸借という話があったんですけれども、通常であれば通行ができる、実際に問い合わせたかどうかだけお伺いしたいんですが、実際に何かここでいわゆる店舗を建て直すだとか店舗を建てるといったときに、工事車両も通れるのかどうか、通れないのかどうかということは確認はしましたか。

田並証人

そこはしていません。具体的に始めるときにしようかと思ったけれども、もうちょっと無理だということで判断をして。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。
2点だけちょっと、簡単に質問させていただきたいと思います。
先ほど来、収用証明の話がありましたけれども、この収用証明は山形河川国道事務所から、誰がどのように受け取ったんでしょうか。

田並証人

新井機械製作所が受領したようです。申請者が新井機械製作所ですから、新井機械製作所へ郵送されたようです。

田村委員

その原本は今どこにあるんでしょうか。

田並証人

記憶にないですね。ちょっと原本は分かりません、私には。

田村委員

今回の調査を通じて、この重要な一番最初の起点であるべきこの収用証明書の原本を

我々は誰ひとり見てないんです、コピーしか。この原本がどこかへいっちゃったという話は全くちょっと、こんな重要な起点の話で代理人である田並さんが知らないというのはいかがかなと思うんですけども、新井製作所さんは全て田並さんに任せていたという御答弁がありましたけれども、この原本、実際にどちらにあるのでしょうか。

田並証人

いや、それはちょっと調べてみないと分かりませんが、恐らくその原本を元にして何か申請書に使ったのではないかというふうに思うんですよ。熊谷市の農業委員会に出したのか、あるいはその、ちょっとそこを調べさせてもらわないと、申し訳ありません。

田村委員

我々、熊谷市の農業委員会からも、県の農林振興センターからも、熊谷市の開発の方からも全て資料を出していただいたのに、全て原本がなくコピーでした。この原本については、代理者である田並さんがお持ちだというふうな推察をしていたんですけども、田並さんからは何の資料も出てきませんでした。実際に原本を見たとき、まずあるでしょうか、お伺いします。

田並証人

もちろん原本、新井機械から見せてもらって、それで必要なものはコピーをとったという、申請のとき、本物でなければだめだということはどこだったかちょっと理解、今覚えがないんですけども、それ以外は全部コピーでいいよということだったんで、みんなコピーをして出したと思います。

田村委員

そうしたら、田並さんは新井機械からその原本を預かったときがありますか。

田並証人

見せてもらったのは覚えてるんですけどね、ちょっとその辺も今ちょっと記憶にないですね。

田村委員

ただいまの答弁でしたら、どこかで原本を見せる必要があったという御答弁がありましたけれども、そのときには一緒に立ち会って原本を持って行ってないんですか。

田並証人

いや、そこまでちょっと思い出せないですね、今。確かにその原本は見ました。原本を見て、必要な申請書類につけるものは全部コピーをして出してくださいということで、そういう手続をさせていただいたのは覚えてますけども、ただ原本、申し訳ないです、どこに今あるのか、ちょっとこれ調べないと分かりません。申し訳ないです。

田村委員

それでは、質問の形式変えます。田並さんがこの原本を持っている可能性はありますか。

田並証人

ございません。私が持っていれば出しました。今いろいろ調べたんです、家の中も。ないです。

田村委員

先ほども板橋委員が質問をしたときに、一切の書類を出してくださいと、関係書類を出してくださいと言ったときに、全てたばたプランニングに預けたからないという御回答がありました、当委員会にですね。先ほど委員会の板橋委員の質問のときにも、コピーがあるというお話になりました。それで資料要求をさせていただきました。その記憶違いの中で原本を御自身が所持している可能性はありますか。

田並証人

いや、先ほど申し上げましたように、全部関係書類を調べたんですよ。ところが見当たらないんです、はっきり申し上げて。

田村委員

今、全部関係書類を調べたとおっしゃいましたよね。関係書類があるんじゃないですか。

田並証人

いやいや、関係書類といってもここへ出す書類じゃなくて、下打合せの要するにメモですね、メモ程度ですよ。あとは市の方から頂いた農地転用に係る、公共移転に係るいろんな諸条件だとか、そういう文書はありました。

田村委員

資料要求したいんですけども、今おっしゃった関係書類を全て調べたというものの中の全てを委員会に提出いただくように、委員会をお願いをしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

田並証人

それは私用のがありますので、必要なものに限ってという限定をしてください。

委員長

資料要求でいいの。

それでは、ただいま田村委員からの発言の中で資料の要求をしたいということで提案がありました。ということで求めるということでよろしいでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、そのように決定いたしました。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

それでは、引き続きお伺いしますが、じゃ先ほど原本を見たときあると、原本のコピーをしろと、申請書類で必要だということで。ここで、原本は誰に見せてもらいましたか。

田並証人

新井機械に到着したんで、新井機械だったと思います。

田村委員

だったかと思いませんじゃなくて、新井機械さんなんですか。それと新井機械の誰で、個人名といたしましては、多分、川田常務か新井社長かどちらかだと思うんですが。

田並証人

多分、川田常務だと思います。

田村委員

先般の新井機械さんの証言では、両者の社長も常務もこの原本を見たときないとおっしゃっているんです。なのに、今この答弁の食い違いが出てきているので、これはこれでまたこちらのほうで精査をさせていただきたいと思しますので、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

この農転の転用代理人を田並さんの名前でやられております。なぜこの転用代理人は、何か幾らかもらって転用代理人をやられているのか、それとも全くのボランティアでやられているのか、ちょっと教えてください。

田並証人

先ほど申し上げたように、私もかつて議員をやったことがあるものですから、いろんな方からいろんな相談を受けます。いろんな相談を。新井機械さんもそうです。どっちかという、よし、やろうという感じでやっちゃうんですね、すぐね。人から相談を受けると、よしというんでやっちゃって。

田村委員

そうしたら、先ほど東北地方整備局に出向いたと。交通費もかかりますよね。大里農林に行く交通費もかかりますよね。全て実費で、ボランティアでやられたという我々の認識でよろしいんですか。

田並証人

原則はそうですね。ただ、先ほど言った株式会社リオノの中村さんが一番最初、相談を持ってきたものですから、仙台へ行くときの旅費とか何かは彼の会社の方からの費用弁償、お金はもらわずに向こうで切符買ったりということでやりました。

田村委員

その先へ進みますけれども、土地の売買契約書を結んで、金銭売買で土地を田並さんを經由してヤオコーに売られています。この中にこの転用代理人の費用が含まれているというふうな認識でよろしいでしょうか。

田並証人

それはありませんですね。

よろしいですか。委員長、ちょっと聞きたいんですが、民民の問題も答えなくちゃいけないんですか。民民の問題も。

委員長

質問に答えてください。

田並証人

いやいや、はっきり教えてください。これは収用とか開発に係る質問なんですか。ないでしょう。

田村委員

すみません、関係するからお聞きしていて、この転用代理人を務めているということは、もし金銭の授受があって転用代理人をしていたら、行政書士法違反とか、そういったものになりますので、ですから聞いているんです。よろしいでしょうか。

田並証人

はい、ございません、それは。

田村委員

それで、この土地売買契約で金銭の授受がある中で、内包してこの代理人を引き受けているというこちらの認識は間違っているのでしょうか。

田並証人

全然そういう気持ちはこちらにありませんから。

田村委員

そうしたら、この転用代理人はあくまでも、あくまでも知り合いからの依頼に基づいたもう奉仕だということによろしいでしょうか。

田並証人

まあ、お手伝いということです。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

質問させていただきます。長時間にわたり御協力ありがとうございます。

先ほど板橋委員の質問のときに御覧にいたしました、ヤオコーさんと第三者からの情報提供による契約書であります。これも先ほどの田村委員と同じように、宅建業の資格を持つ方に依頼をさせていただいて、ちょっと中の契約の関連性を分析をさせていただきましたので御答弁を頂きたいと思っておりますけれども、先ほどはんこがついてあるので自

分で署名をしたということでありますので、お聞きをさせていただきますけれども、第三者から情報提供を頂いた契約書の中には、開地補償の残地、権利、あとは地主の土地売買契約の同意書の権利を田並さんが1億6,000万円で新井機械から買っていると、買ったという契約が交わされておりまして、そして先ほどヤオコーさんの方から提出がありました土地の売買契約書を拝見しますと、登記名義人の新井機械さんからヤオコーさんへのお金の授受じゃなくて、田並さんへお金を払うとヤオコーさんへ新井機械から名義が変わるという契約が交わされておるといことが、宅建業の資格を持つ方々の参考意見を聞いて分析ができました。

この中で拝見をしますと、この1億6,000万円と、もう一方、第三者の情報提供者からいうと地代は2億円だということを知っておりますので、3億6,000万円を支払って8億6,000万円、田並さんのところに行っているということなんですけれども、じゃ残りの5億円が先ほどの手数料とか業務代行の対価なんですか。

田並証人

そうですね、今ここで聞かれてもちょっと記憶がないんですよ。それに書いてあるのは書いてあるんですけども、実際にそういう取引だったかどうかというのは、ちょっと分かりませんね、申し訳ないけど。いろんな情報が流れ飛んでるんですよ、変な情報が、非常に迷惑な情報が。

小島委員

先ほどですね、ヤオコーさんから正規の手続を頂いて情報提供を頂いた資料と、先ほど御本人さんに御確認を頂いて、新井機械さんもこの書類はあるということを確認しております。この署名がですね、新井さんと田並さんと中村さんの署名があって、新井さんも確認をしておりますので、あるということで、別に全く根拠もないでたための資料を持ってきたわけじゃないということを確認しておきます。

続きまして、前回、新井機械の社長さんと部長さんにおいでいただいたときにお話を頂いたんですけども、米沢の工場はみちのく機械さんから競売で購入をしてしばらくやらせていたんですけども、21年から22年にかけては新井さんでやったと。23年10月に、国土交通省の買収に当たって買収に応じたというお話を聞きましたけれども、新井機械さんの証言も、この時点ではスーパーの建設など全く考えていなかったようなお話なんですけれども、その後、今、田並さんが相談いただいたのは平成26年になってから、やっぱりスーパーをやりたいから前の公共移転の補償をやり直せというような、ちょっと順序としてはいかなものかなと思いますけれども、新井機械さんは、聞いている範囲で結構なんですけれども、平成23年の時点、買収に応じた時点でスーパーの計画とかあったんでしょうか。御本人たちはそういうお話は全くありませんでしたけれども。

田並証人

これは新井機械から直接ではなくて、先ほど言ったように株式会社リオノの中村さんのほうから、新井機械からこういう相談を受けましたという話でした。それで、それじゃということで現地を見させてもらったり何なりをしたわけです。ですから、私は直接、新井さんから頼まれた覚えはないですが、ただ、中村さんから言われたので、それじゃということで動き出したという経過です。

小島委員

先ほど来、残地の件もありますので、ちょっとお話をさせていただきますけれども、公共移転のときになかった条件をしばらくして後から、3年もしてからあそこにスーパーつくるんだから、この間の補償をもう一回やり直せというのは、ちょっと行政手続としてはあり得ないんじゃないかなと思っておりますし、また、残地補償に関しては、実はやはりこれも資格のある補償コンサルタントの方々からも御意見をお聞きをしました。例えば、入り口がないのであれば、入り口がなくなるのであればトンネルをつくってでも、あるいは様々な方法を考えてでもその補償をして奥の残地は生かす、税金が少しでも少なくなるように考えるというような御見解がありましたし、また、地上権とかそういう部分に関しては、分割してお金で精算をして残地補償をすると、これが通常の補償の在り方だということをお聞きをしておりますので、これは参考でありますけれども、残地補償というのは本来、損失部分をお金にかえる部分、あるいは小さくなって使えなくなった部分を買取ると、そういうことが本来の残地補償という意味でありますので、各委員、あるいは報道機関の方々や傍聴者の方は、残地補償という言葉で混同しないように意見を申し添えさせていただきますたいと思います。

以上です。

委員長

中川浩委員。

中川委員

農地転用に向けた一連の動きについて確認をさせていただきますけれども、代理人として目標達成に向けて、どうすれば目標を達成できるかというふうなことの中に計画というものが当然イメージをされると思うんですけれども、先ほどの代理人からのお話だと、計画書を見た記憶がないと。本当にそうなんでしょうか。

田並証人

これについて、ちょっと見た覚えがなかったもんですからそう言ったんですが、ほかの同じようなこういう種類のものというのは、多分ほかにもあったような気がするんですよ。これは恐らくつくったのが、さっきも言ったように私ではなくて、どこでつくったんですか、ちょっと出どころははっきりしないんですが、まあこれがある以上は確かにあったんだと思います。ただ、私がちょっと記憶がないんですよ。見たような気もするし、見なかったような気もするし、本当に年数たっちゃってるもんですからね、これはもう正直な話、ということですみません、本当に。

中川委員

ほかのものだったらあるんですか。

田並証人

恐らくこれは2015年の6月から12月ぐらいまでのですから、これ以降のもあるような気がしますし。これは農振除外と農地転用と開発行為の全般的な日程が書いてありますんで、そうですね、これもいずれにしてもプロじゃないとできないと思うんですよ、この内容は。この時期をですね、時期的なものとしてはこれで合っているのかなという気はするんですけども、ちょっと私にはこういうものはできませんですね。これはどこか役所がつくったか、業者の方がつくったか、一応、下打合せをした内容を元にして工程表をつ

くっていただいたのかなという気はするんですけども。

中川委員

証人としてお越しになっている上で、ある程度、御自身の心証として今日答えないと、代理人だけじゃなくてほかの関係者やこの農地転用を許可した側のことも関係してくると思うので、今日ある程度きっちりとお答えいただいたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが。

田並証人

ありがとうございます。何て答えたらいいんでしょうね。まあ冒頭申し上げたのは、見た覚えもあると言ったんですけども、見た覚えもあるんですけどもね、確たるあれがないもんですから。ただ、まあ客観的に見て、私もこういう内容でいくよというふうに見せていただいたのかなという気もするんですよ。これが最後は上に年月日が、平成じゃなくて2015年7月までは入っているんですが、その後が入ってなくて、これでいくと2015年の12月に全て完了という、熊谷市が完了ということになってますですね、地位承継、雇用協定の変更、前言を翻して申し訳ない、見たかもしれません。

中川委員

私は市議会のときに100条委員会を経験しているんですけども、やはり発言は110条委員会よりも重いことは重々御承知だと思う上で、証人として虚勢を張りたくなる気持ち分かってはいるんですが、ただ、先ほどの発言の中でフローチャートをつくる必要がないとか発言なさっているんですけども、それでよろしいんですか。

田並証人

フローチャートをつくる必要がないというんじゃなくて、私自身がつくれないと、私自身はこういうのはつくれないという、そういう意味で言ったんで、誤解のないようにひとつ。

中川委員

その上で、先ほどつくらせた覚えはないと、この資料かどうかは分かりませんよ、何らかの計画書並びにフローチャートと思われるようなことについて、事を達成したいと思ったら行政機関に対して予定を立ててもらいたいというふうな御発言も、そのような類する御発言もなさっていませんか。

田並証人

そうですね、その辺は、当然物事を始めるわけですから、完成するまでの日程を考えながら、こういう日程でやってほしいということは、多分関係者というのが業者でしょうか、お願いをした覚えはあります。ですから、それを元にしてこれができたのかなという気もするんですけども、ということでもよろしゅうございますか。

委員長

木村勇夫委員。

木村委員

長時間お疲れさまです。私から1問だけ質問させていただきます。

いろいろと資料も見させていただきまして、今回の案件で平成26年から田並さん、いろんな形で大変精力的に行動をされていることが分かりました。失礼ですけれども、80を超えた高齢の方でここまで、例えば仙台へ行ったりとか、役所にいろいろ足を運んだりとかということで、個人的には非常にその精力的な動きに感服をしているんですけども。

それで聞きたいことは、先ほど田並さんから日常活動であるとか、ボランティアという言葉も出ましたけれども、今回のいろんな動きの、田並さんが今回の動きの源泉となっているもの、何でここまでいろいろ動いているのかということを知りたいと思います。

田並証人

冒頭申し上げたと思うんですが、この道路ができてよかったと思ったのが国土交通省でしょうし、それを利用するドライバーの皆さんもいい道路ができた、米沢から米沢北までの新しい高速道路ですからよかったというふうに思っていますし、さらに市民の方もですね、ああ、いい道路ができたんでどんどんお客さんが来るようになってよかったと、こういうふうに喜んでいらっしゃる。ところが、実際に土地を提供したところが泣いているというのはちょっと不合理じゃないかというふうに実は思っていますね、県議の皆さん方もそういう相談いっぱい受けると思うんですが、いろいろ受けると、それじゃちょっとこれは気の毒だから、ほかの人並みに結果が喜べるような状況をつくらうじゃないかというふうに自分自身思っていますね。これが世話焼きなんかもかもしれません、ちょっと度が過ぎるのかもしれませんが、ただ、昔からそういう性格なものですから、いろんな相談事を受けて弁護士さんにそれを向けたり、あるいは行政書士さんに向けたり、司法書士さんに向けたり、そういうことでいろいろ解決をしてくれてますが、そういうことで私自身は日常活動の一環として実はこれを受けちゃったんですね。

まあ、だけどもこんなに大きな問題になるとは思わなかったものですから、国土交通省は理解を示して収用証明を出してくれる、熊谷市は公共移転を引き受けてくれる、1種農地も不許可の例外というのを教えていただく、それで農振除外も終わった、農転も終わった、開発許可も終わった、建築確認も終わった、全部完了検査も終わった。最後にですね、本当に私自身が知識の間違いで、新井さんからヤオコーさんに転売をしたということについては本当に、そういう意味では知識の足りなさを痛感しておりますが、これも県の方からの指導によって直ちに新井機械に戻して、現在は新井機械が所有しているという格好ですから、いろいろと県の御指導、あるいは市の指導、大変よく適切に御指導いただいたことも感謝していますが、そういう意味では、これからは私は命の続く限り、もしできるんならば世のため、人のために尽くしてみたいと、こういう思いしております。ただ、こういうことは二度とないようにですね、皆さんに大変な御迷惑をかけないように、もっともっと真剣にやりたいとこのように思っておりますが、いずれにしても困った人を助けるのは私の使命だと思ってこれからもやっていきたいと、このように思っております。それが私の日常活動だと、長生きの秘訣だと、このように思っています。すみません。

委員長

新井豪委員。

新井委員

3点ほど確認をさせていただきます。

前回の委員会で、新井機械の新井社長が従業員募集をしたが、応募がゼロだったので田

並先生に相談したという証言がありました。さらには、先ほどたばたプランニングさんの答弁では、雇用協定書は田並先生から頂いたという証言もありました。雇用協定の相手先である熊谷市へはいつ相談をされましたか。

田並証人

雇用協定を締結をしたのが28年の7月1日付けだったと思うんです。ですから、その前ですから、そうですね、1種農地の不許可の例外を見せていただいたのがその前ですから、平成27年の1月13日に大里農林振興センターから1種農地の不許可の例外としてという文書を読ませていただきました。その中に1種農地の不許可の例外として、農業従事者の就業機会の拡大に寄与する施設ならば、1種農地の不許可の例外として取り扱われるというものがあって、その中にいわゆる3割以上の雇用、農業経営者若しくはその家庭員がその事業所に3割以上雇用すれば不許可の例外になるという、こういう文書を見せていただいたので、それ以降ですから平成27年の1月か2月以降だと思います。それで、実際に締結したのが28年の7月1日締結と、雇用協定をという運びになっていると思います。

新井委員

いや、そうではなくて、応募が実際にゼロだったということで雇用協定というものがあります。まず最初に、もう応募がない、従業員がないということで、その雇用協定の相手先である熊谷市にはその件については相談をされましたか。

田並証人

あれですか、新井機械が29年の12月と30年の1月か2月に広告を、新聞広告だとか何か出して従業員の募集をしたわけですね。それで2回やったけどもゼロだったと。これは弱ったという相談を受けました。田並さん、これはもうどうしても断念せざるを得ないと思うと。これは一般の職員の募集ですから。それに対して3割以上の農業経営者若しくはその家族の人を雇うという、それから実はやろうと思っていたんだそうです。やろうと思っていたんだけど、一般の募集をかけたけども応募者がゼロだったと。要するに新井機械製作所では人が集まらないということで、これはもう田並さん、断念せざるを得ないんじゃないだろうかという相談はありました。

新井委員

ですから、そのゼロだったことで、雇用協定というのは熊谷市と結んでいるわけですから、全く応募者がいないということに関して熊谷市には相談に行かれなかったんでしょうか。

田並証人

すみません、私はしておりません。ただ、新井機械がやったかどうかは分かりません。そこまで私は代理人になってませんから、その部分は。

新井委員

いや、その件もお任せしてあるという話ですし、何よりもこの件についてはヤオコーさんに話をつないでますよね。つまり、市にも連絡も何も、この応募が一人もいなかったということに対して、市に何の連絡もせずにヤオコーさんとだけ話を進めていたということ。

田並証人

申し訳ありません。市の農業委員会、それから県の大里農林事務所ということで、断念せざるを得ないのでという話はしました。断念せざるを得ないと。

新井委員

分かりました。

田並証人

いいですか。やんごとなき理由がないとだめだよと、権利の継承は、農政サイドは、こう言われたものですから、もう一所懸命募集したけどもゼロなんで、これは断念する理由になりませんかという断念書を出そうとしました。新井機械のほうで。人が集まらないんでこれはどうしようもないということで。すみません、そんなことでした。

新井委員

誰に確認したか、確認を誰に、その断念したということ。

田並証人

大里農林の方に言いました。断念したいんだけど、どうだろうか。

新井委員

大里農林の誰でしょうか。

田並証人

ちょっとすみません、名前はもう忘れまして。もう大分、だって年数たってますしね、異動されてるでしょうから分かりません。

新井委員

分かりました。

ちょっと次の質問になるんですが、先ほど収用証明の件でちょっと中途半端に終わってしまったんですが、山形河川国道事務所の回答があります。これを踏まえて、さらに小島委員が今御指摘されたことも踏まえて、今回の収用証明に関しては残地補償といったものは全く関係がありません。つまりは、今回の件に関しては公共移転が成立しません。それにもかかわらず、あたかも米沢市の土地全体が収用されたように見える、この非常に都合のいい証明書を手に入れて、そして熊谷市に虚偽の申請を行って開発許可を得たということは、これ明白です。つまりはこれ、田並さんがこの都合のいい証明書を最大限に利用してこの計画を進めていったということで間違いはないでしょうか。

田並証人

そんなことは絶対ありません。収用証明というのは私は、それこそ公文書ですからそれなりに信頼をします。ですから、だまそうとか何とか、そんな悪意を持ってそんなことをやるはずがありません。とにかく新井機械が持っていた土地をですね、有効活用できる方法はないかということをお願いをして書いてもらったわけですから。それはどういう返事があったか分かりませんが、それだったら収用証明出す必要がなかったんじゃないでしょうかね、全体のね。私は、はっきり言って残地補償の対象になるんじゃないですか

という、そういう話はしましたけどもね、こういうふうには書けなんてことは一言も言ってませんし、向こうで書いていただいたものをそのまま受けとめて熊谷市の方と協議をしたと、打合せをしたと、こういうことです。

新井委員

先ほどから収用証明書とおっしゃってますが、これは公共事業による土地収用等証明書ということで、物件の土地全体を表したもので、これは実際に収用された土地を証明するものではないということを最後にコメントさせていただいて、最後の質問ですが、今回のこの案件に対して、田並さん自身以外に関与した政治家というのはいらっしゃいますか。

田並証人

記憶にありません。

新井委員

相談した方はいらっしゃいますか。

田並証人

ございません。

【執行部職員の出席及び証人の出頭に関する動議についての説明】

田村委員

本日及びこれまでの委員会の審査を通して、疑問点の解消が十分でない点があるため、その解明に向け、調査を進める必要があると考えます。奥野副知事の出席及び大里農林振興センターにおける農地転用許可時及び事前相談時の職員の証人としての出頭を次のとおり求める案を提案したいと思います。

まず、配布の案には記載していませんが、奥野立副知事について、様々な問題点が明らかとなった本案件に関し、初の3割雇用適用の農地転用許可であったこと、田並代議士からは事前相談があったことなども踏まえ、また、先ほどの答弁では田並元代議士から関係する政治家には会っていないという答弁もありましたけれども、昨年7月13日に、記録から田並元代議士が上田清司知事と会っていることなどの記録を見ますと、事案の報告や関係者からの訪問を受けていることが確認されております。それらの点についてただすために、農林部を所管している副知事として出席要求を行いたいと思います。

もう一つ、大里農林振興センターにつきましては、11月29日の委員会で証人喚問を行いましたが、その後の委員会における証人喚問などにより、所有権移転ありきで一連の進められた見込みが強くなったことを受けまして、農地転用許可の決裁時の所長である奈良原元所長、事前相談時に本案件を中心に取り扱っていたと見込まれる田部井元担当部長をそれぞれ法第100条に基づく証人として出頭・証言を求めたいと思います。

いずれもこれまでの委員会審査を通じて生じた疑義を解消し、調査を進めて真相を解明する上で重要な件であることから、各位におかれては理解と賛同を賜りたいと思います。

【執行部に対する質問（奥野立副知事）】

委員長

私から、これまでに行われた委員会審査の論点整理をした上で、何点かお聞きいたします。

これまでの委員会審査における論点は、3点あります。

まず、1点目は、優良農地を守る観点から、農地転用と密接に関わる開発許可の手續についての問題であります。具体的には、市条例で認められていない第1種農地の開発が認められた点と、開発許可の根拠が不適当な公共移転に基づくものであるという点です。

2点目は、農地転用許可された事業の開始前に第三者へ所有権が移転されてしまったこと、及びその後の指導が遅かった点です。

3点目は、農地転用許可の条件である3割雇用について、その確認及び指導が不十分であり、申請者の新井機械製作所による条件の達成が困難であったことが見込まれる点です。では、質問に移ります。

論点1として、熊谷市上之地内における開発行為が熊谷市の事務に関することとはいえ、市条例上は第1種農地の開発が認められない点と、開発の根拠となった収用等証明書が公共移転の対象面積を記載していない不適当なものであった点について、貴重な農地の保全という観点からは、熊谷市とも十分に連携して慎重に確認する必要があったのではないのでしょうか、副知事の見解をお答えください。

奥野立副知事。

奥野副知事

1点目の農地転用の許可に当たりまして、都市計画法の開発の許可と整合させる必要がある点についてですね、熊谷市の条例には、第1種農地がその開発の許可の対象にならないのではないかとのお話でございます。

私ども、農地転用の許可に当たって、こうした場合につきましては、都市計画法の許可の見込みがあるのかどうかということ、今回の場合は熊谷市ですけれども、熊谷市とすり合わせを行っております。条例の適用につきましても、この開発許可の見込みの中に含まれているものというふうに考えておるところでございます。

続きまして、転用の許可に当たって、その収用等証明書に開発の面積が記載されていないことについてということですが、これは、収用等証明書を必要とするのは、主に熊谷市の事務として開発の許可を行う際でございます。

翻りまして、私ども農地転用の許可というのは、転用面積が申請目的、今回はスーパーの開設ということでございますけれども、申請目的に沿って適正であるかどうか、必要最小限であるかという観点を、主に審査をしているものでございます。

したがいまして、確かに、県の農地転用許可に当たっての申請の際に、この収用等証明書は付けられておりましたけれども、私ども、あくまでも転用の許可の申請に至る経緯ということでこれを受け止めておりまして、主たる添付書類というふうには受け止めてないものでございます。

委員長

論点2として、本事案については、許可を得た新井機械製作所が、事業計画どおり事業を行う必要があり、第三者への所有権移転は認められていなかったにも関わらず、そのことが十分に周知されず、関係者は認知していませんでした。現実に所有権移転は実行され、そのことを早期に認識していた県の担当者は、所長へ速やかに報告せず、その後の指導は後手に回りました。

これらのことをどう捉えているのか、副知事に見解をお尋ねします。

奥野立副知事。

奥野副知事

農地転用の許可制度は、農地を転用して事業を行う、今回はスーパーの開設でございますけれども、行うために、土地に権利を設定しようとする者に対して与える許可制度でございます。

したがって、その許可後に、土地が事業目的が達成されぬままに権利移転されるということは、全く想定しておりませんでした。この点につきましては、当時の所長も、新井機械製作所が事業を行うという理解で決裁した旨を、この委員会で証言をさせていただいているところでございます。

ただ、現実に権利移転を受けて、その報告がですね、所内でも、また本庁に対しても遅れて、結局、3月に所有権移転したものが、その是正措置がとられたものが9月になったということに関しましては、私も非常に残念に思っております。今後、この委員会の検討結果も踏まえつつですね、改善する点があれば速やかに改善してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

委員長

論点3、第1種農地の転用を例外的に認めるため、雇用者の3割以上を農業従事者とするを条件とした本案件は、県内初の重要な事案でありました。農業従事者の就業機会の増大に寄与し、地域の農業の振興に資する施設の実現のためには、許可後についても、新井機械製作所や熊谷市への状況確認や助言・指導を十分に行うべきではなかったか、その点について、副知事としてはどのように捉えているか、お答えください。

奥野立副知事。

奥野副知事

現在、新井機械製作所に所有権が戻されてですね、新井機械製作所によるスーパーの開設という事業が達成できるように、私も是正の指導を行っております。この中において、3割雇用についてもしっかりと達成をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません。ちょっと何点か、補足で質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、ちょっと私理解ができなかったんですけども、委員長の質問の中で、熊谷市の開発行為が熊谷市の事務に関することとはいえ、市条例上は第1種農地の開発が認められる点について、開発の方で協議をして見込みが、開発の見込みが含まれているみたいな言い方を副知事がおっしゃっていましたが、ちょっともう一回、この点について、どういう認識で県が農振除外の許可に至ったのかということ、また……

< 「第1種農地」と言う人あり >

田村委員

第1種農地の開発の根拠となったこのものが、手続になったのか、もう一度、ちょっと今、もう一度詳しく、ちょっと今のところ答弁ください。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

先ほど申し上げましたように、私ども、農地転用の許可が都市計画法上の開発の許可を伴うものについては、両者をすり合わせるという立場から、都市計画法上の開発の許可の見込みがあるのかどうかというのを担当市に確認をしております。

今回の場合は、熊谷市に対して確認をしたわけですが、その見込みの確認の中にお話の条例の適用についても含まれていると。市条例においてもですね、熊谷市とすれば、第1種農地であってもこの市条例でこの開発が可能であるという結論を得ているというふうに、その見込みの回答の中で頂いているというふうに受け止めておる次第でございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません。ちょっと待ってください。これ、すり合わせの中で、第1種農地の開発が熊谷市で可能だというふうな認識に至った理由を教えてください、そしたら。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

その見込みの確認の中で熊谷市の回答がですね、そういう開発の許可が可能だという回答があったということでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すいません。これね、ここで一番重要なポイントなんです。県が関わる事務の中で、この農振除外申請というのはすごく、物すごく重要で、県が関わってくると、この開発行為が一番の原点なんです。一番最初にやるものなんです。県のセンターがつくったフローチャートでも分かるように、一番最初に出てくるんです。

これ、実はですね、農林振興センターは、熊谷市は条例で第1種農地は開発できないようになっていますよというふうな、それでも大丈夫なんですかと、問合せをしているんですね、聞いているんですね。それなのに県は、今の副知事の答弁だと、見込みに含まれているという回答を頂いたからそれは許可したんですと言ったら、法律上の整合性が全くとれなくなってしまうじゃないですか。

これ、全く3割雇用とか、不許可の例外のですね、3割雇用とかなんとなか出てくる前の段階の一番起点となる、一番重要なポイントで、熊谷市は条例上、1種農地は原則も何もなく開発ができないってなっているんですね、熊谷市の条例で。それを指摘もしているのに、何でそれが見込みに含まれていることになるのかって、ちょっと分からないんです

けれども、私、今、副知事が言っていること全く分からないんですけども、ちょっとその辺の行政手続上というか、法律解釈上の問題点、ちょっと副知事、御回答いただけますか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

開発許可制度は熊谷市の自治事務でありまして、それに関する条例の適用については、一義的に熊谷市が判断するものでございます。私どもは、それについてですね、県としてとやかく言う立場にはないというふうに考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

今のちょっと、副知事の認識はちょっと、私がこれまで認識していた認識と全くちょっと違うんですけども、この開発に伴うものを全てクリアしているから農振除外を許可するんでしょ、そうでしょう。その、その大前提の開発の基になる、その対象地域の土地が条例上、開発ができないことになっているのに、しかもそれを、センターはその条例があることを知っているのに、第1種農地は開発できないっていうことを知っているのに、それを飛び越えて開発をできますと言ったら、何、市が言うことは何でも県は言うことを聞いて、認めちゃうことになりますよ。そしたら、審査要らないじゃないですか。

これ、あれですよ、許可制ですよ、届出制じゃないですよ。審査要らなくなっちゃいますよ。副知事、ちょっと答弁もう一度お願いします。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

繰り返しになりますけれども、市の条例の適用については熊谷市が判断すべきことだと考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

熊谷市が市の条例のどういう判断をするか、熊谷市の自治事務ですよ、確かに。熊谷市内でやっていけば、でも、県に対して、これを申請をしてくる段階は、全部法律的な整合性が全て整わなきゃいけないじゃないですか。

副知事、これね、多分条例知らないんで、ちょっと、委員長、時間ください。ちょっと条例読みますから、ちょっと探します。

委員長

この際、お諮りいたします。

県政記者クラブ加盟者の録音について、さきに許可した6社に加えて朝日新聞の録音を、さきに述べた3つの条件を付した上で許可することによろしいでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

それでは、許可いたします。

田村委員

今、読みますね、副知事。

都市計画法34条の第12号って多分、副知事御存じだと思いますけれども、その運用規定があつて、施行令があつて、その上にですね、熊谷市は上乘せ条例で「開発許可等の基準に関する条例」というのを制定して、その4条に「法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域については、この限りでない」ということで記載がしてあつて、このことは何をいっているかということ、第1種農地は開発してはならないというふうに、熊谷市は上乘せで条例制定しているんですよ。

そのことを農林振興センターも指摘をしているんです。にも関わらず、今、副知事の答弁は、自治事務だからこれでオーケーだったらオーケーだよ、何でも申請上オーケーだっていったら、じゃあ、市が勝手に判断したことを、県はただただ受けるだけじゃないですか。申請じゃないじゃないですか、許可制じゃないじゃないですか、届出制になっちゃうじゃないですか、今の副知事の答弁だと。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今のような、委員から御指摘のあった条例の適用の点も含めてですね。確かに、経緯として、振興センターから指摘をさせていただいたことございましたけれども、最終的にすり合わせた結果、それを先ほど私、見込みと申し上げました。熊谷市から最終的に頂いた結果は、それでも開発が可能だということでございますので、そのように受け止めさせていただいたということでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

そしたらね、市がね、何でもかんでもね、じゃ、これは可能だ、可能だと言ったら、県はね、法律も条例も何も整合性をとらないで許可することになっちゃういますよ。副知事、今の答弁でいいんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

大変申し訳ございません。その市の条例の適用をどういうふうに解釈するかということにつきましては、一義的に熊谷市が考えるべきことだというふうに考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

これ、条例解釈権の問題じゃないんですよ。明確に開発しないって書いてあるんですよ、熊谷市は。僕はね、これ、熊谷市が条例改正をして、この申請をしてきたら文句言えないです、何にもこの問題について。上乘せで条例を制定しているにも関わらず、じゃ、これ、政令を打ち消しているにも関わらずこの条例を制定をしていて、これがこれで運用されていて、この運用されていることを農林振興センターも指摘をしているのに、それで申請を上げてきたものが何、何だっけ、さっき言っていた「見込みに含まれている」って、これはおかしいよ、どう考えたって今の副知事の答弁は。これ、僕がおかしいんですか。

< 「じゃあ、委員長」と言う人あり >

田村委員

じゃあ、補足でやってください。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

その点はね、当初の委員会の中で私も疑問に感じたんですが、議事録等を読んで、今日に至るまでの証人の審議をやってですね、平成27年6月2日の大里行政センター2階第2会議室での会議ですね、ここでこういうやり取りがしてあるわけですよ。大里農林振興センターの方が、開発サイドでは「これは熊谷の開発審査のことですね。「開発サイドでは、なぜ今回、許可の見込みがあるのか、説明してもらいたい」と。これ、県の大里農振センターの田部井部長は聞いているわけです、熊谷の開発課に。そのとき、熊谷のモリタ課長ですけども、開発審査課はこう答えているんですね。「1月の会議のときから、都市計画法第34条12号の公共移転で行うということは承知していたはずである」というふうに述べているんです。つまり、当該の開発をおろす熊谷の担当者が、公共移転でおろせるというふうに、もう判断しちゃっているんです、これね。

だから、なぜそういう判断したかは、これはあれですよ、あるけれども、県の立場としては、そうやって開発許可が熊谷はおろせると。それから、農振除外区域は、3割雇用でおろせるということを前提で熊谷の農転が進んで、県がそれを受けてやるという流れから見ると、これはやむを得ないことでしょうね。僕は、副知事が言っているのはそれだと思いますよ。

< 発言する人あり >

村岡委員

いや、だから、熊谷の開発課がそう言っているんだよ。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ちょっと邪魔しないでください、人の質問を途中で。補足だったらいいですけども...

...

< 「補足している」と言う人あり >

田村委員

補足だったらいいですけども、邪魔しないでください。

< 「補足しているんだ」「邪魔だよ」と言う人あり >

田村委員

邪魔だよ、本当。邪魔ですからやめてください。

そしたらね、だから、申請の段階で指導するわけでしょう。許可制だから、届出制じゃないから。その段階で指摘をしていることがクリアをされてないのに、クリアをされてないのにですよ。クリアをされてないのに、なぜこれが開発が、手続が進んでいくのか、疑問なんですよ。

今、副知事の解釈だと、じゃ、これから市が解釈するのは全部オーケーになっちゃいますよ、今のだったら。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今、村岡委員から、経緯についてもお話しいただきましたけれども、私どもとしても、事前協議の段階ですけども、熊谷市に対してそういう点を指摘し、その中で、熊谷市から、はっきりこれは適用するんだという回答を頂いた上です。さらに、最終的な見込みの回答でも、条例を適用した上で開発を許可するという回答を頂いて、それを受けての農地転用の許可の事務を進めたということでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ちょっと副知事に確認をさせていただきたいというふうに思います。

通常、法律があって、法律ができたときに法律があって、各省庁で施行令というのがで

きて、それでそれに基づいて条例をつくったり、つくらなかつたりするものもありますし、つくるものもありますね。そこで、施行令より厳しい規定を設ける条例がつけられるときもあります、各自治体です。その場合に、この手順の中でいくと、通常は上乘せでつくった条例が一番厳しい規則となっていた場合は、そういうふうに取り取れる場合はそういう運用するのでしょうか、それとも逆って、逆に施行令が上位法だから、そっちが正しくなるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今のお話で、施行条例の性格によるものかと思います。お話のように、上乘せして、明らかに国の基準を上回るような形で基準を設定するものと、それから国の法律なり、それに基づく施行令を単に施行するものと、それは両方の性格 条例によってその性格が異なってくるものかと思います。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

私が聞いているのは、上乘せ、その場合に施行条例で上乘せで厳しくした場合に、独自に各自治体が行った場合は、どちらが優先されるものなんですか、確認します。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

上乘せを趣旨とした条例の場合には、その条例で決めた基準が適用されるべきだと考えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

今回の事案は、正にその事案なんですね。都市計画法34条というのがあって、その中で都市計画法施行令があって、それに上乘せして熊谷市で条例が制定され、第1種農地は開発できないってなっているんですね。それを、熊谷市の自治事務だからということで、県の審査過程で関わってくる重要な条例案文であるにも関わらず、しかもそれを県の農林振興センターが指摘しているにも関わらず、それがないがしろになって、許可が、申請が着々と進んでいったということが、この議案の私が問題点としているものの一番のポイントであります。

私は、もう何回やっても答弁が一緒だと思いますので、ここでやめますけれども、ここを起点としていろんな問題点が、この今回の熊谷の上之地内の開発に関して起点ですよ。起点、ここが一番起点となっているような問題が起こっていることを、指摘をさせていただ

きたいというふうに思います。

次の質問にいきます。

それで、その中で、開発に関することは、手続は、それは熊谷市がやりますよね。その開発内容とかいろんなものを含めて、農振除外の申請がなされて、県が審査しますよね。そのときに、一番、熊谷市がここで持ってきて、ここの委員会でもいろんな議論になって、ポイントとなったのが公共移転によるものと。そして、対象地が1種農地だから、本当は1種農地だからできないにも関わらず、県の指導で3割雇用という例外規定を持ってきて、ここの開発に至っているんですね。

私は物すごく不思議だったのが、今回の委員会審査を通じて不思議なのが、これだけいっぱい資料提供を受けて、どのページにもこの開発の根拠となる公共移転の原本が見当たらない、また、原本を見たときある人が田並さんしかいない、証人でですね。

< 「収用証明」と言う人あり >

田村委員

収用証明です。収用証明について、非常に疑問でしようがないんです。

県の立場として、お伺いします。手続上、この開発が収用証明によって行われ、収用証明書を、コピーを見て、その確認作業というのは全くしないもんなんではないでしょうか、ちょっとお伺いします。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

先ほど委員長の御質問にも御答弁いたしましたとおり、農地転用の許可は、転用面積が申請目的に沿って必要最小限なものかどうか、適正なものかどうかというのを判断するというのが趣旨でございます。

そういった意味からすれば、お話の収用等証明書について、県が積極的に確認することはなく、これは公共的な機関から出ておりますので、真正なものという前提で判断したものであるというふうに考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

であるならば、私は疑問でしようがないのが、本当に原本が出てこないんです。ということは、収用等証明書というのは他県をまたいで使われている可能性もありますよね。確認とらないんですから、これがどこで使われたか分からないんですから。

私の言っていること分かりますか。例えば、北海道で使われているかもしれない、例えば九州で使われているかもしれない、確認とらないんですから、何回でもこの収用証明書がひとり歩きする可能性もある。

そういったことを鑑みて、我々、駐車券、例えばホテルでもらった駐車券にはんこ押されますよね。あなた、駐車券の無料券配布しましたというの、そういった手続がなされない、原本に。原本を確認してない、農林振興センターさんも。これって、手続上、今、私

の話を聞いて、どう思いますか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

繰り返しになりますけれども、農地転用許可の趣旨に沿って、この収用等証明書、これ、開発の許可に当たっては、これは必要不可欠な書類ですけれども、農地転用許可に当たっては、これは必要不可欠な、必ず付けないといけないという書類ではございません。そういった意味から、確認をしていなかったものだというふうに考えております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

もうそう言ったらね、繰り返しになっちゃうんですよ。さっきの条例の件もそうです。さっきのこの書類の件もそうです。そしたら、審査要らないじゃないですか。

私は、農林サイドとある件で相談したときに、「市の都市計画マスタープランが直ってないから駄目です。農業振興計画、市の農業基本計画が直ってないから駄目です」。物すごく細かく指導されるんですよ、県は。なのに、今回は条例の指導をしていても、その先はもううやむや、どんな理由で理解したんだか全く分からない。

今回の収用証明書等も、どれだけ収用されているんだかも確認もしない、原本も出てこない。これって、正当な行政手続の申請なんですか。

< 「これだけか」と言う人あり >

田村委員

これだけで、これだけもってもね、もう疑問でしょうがないんですよ。だから、この委員会できて、いろんな人にお話し聞いたけれども、分からないんです。この状況をもって、副知事、どう思いますか。それでも正しい、我々は正しい事務手続をとったんだと思いますか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

農地転用許可の処分自体は、農地法の趣旨に照らして適正に行われたというふうに考えておりますが、それに至る手続の面においてですね。今日も御指摘いただきました熊谷市との調整であるとか、あるいは本庁と地域機関である大里農林振興センターとの連携であるとか、そういった事務手続については、この委員会でもこれまでもいろいろ御指摘いただいております。また、この委員会の御報告の中でも、いろいろ御指摘いただくことになろうかと思っております。

そういったものにつきましては、その調査結果も踏まえて、必要な検証をして、速やかに改善措置につなげていきたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

私の質問に答えてないですね。私が今聞いたことは、私が今発言したことをどう思いますかって聞いただけであって、それを、委員会の調査を待って回答します、手続とっていきますっていうんじゃ、全く回答になっていません。どうなんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今もお答えいたしましたように、農地転用の許可の処分自体は、農地法なり、その関連の法令に基づいて、適正に行われたものと考えております。ただ、その過程に至る手続については、先ほど申し述べたとおり、県としても検証の上、改善を重ねていく事柄が多々あるかというふうに捉えておるところでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

農地転用の手続でも怠っている部分がたくさんあります。そのことを指摘させていただいているんです。改善の見込みがありません。ということは、今回の事例をもって、埼玉県ではこの農地転用の審査の段階で、市が判断したものについて、丸のみで全部やっていくということで解釈させていただいてよろしいでしょうか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

農地転用の許可の処分において、市との協議が、調整が整わずに断念をさせていただいている例は多々ありますので、それは個別個別のケースによるものかと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

じゃ、何でこれ、今回特別なんですか。全く、全然法的整合性もなく、手続もずさんで、しかもおまけに、当初計画していた所有権移転を目的として相談に行って、所有権移転がされていて、それすらも見過ごして半年間も、全部つじつまが合うじゃないですか、見過ごしていた。自分たちがこれをやらせたい方向に全部進んでいるじゃないですか、外形上はですよ、外形上。だから、こうやって委員会ができちゃうんじゃないですか、100条委員会。

手続がおかしい、書類審査がおかしい、この件は、今回は、だから、今回の手続で、副知事がおっしゃいましたよね、先ほど。市の開発が判断したものについて、それが整ったから県は口挟むことないんだって。じゃ、そのとおり、これからやってください。

私はいいです、これで。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

参考人にお聞きをいたします。

今、田村委員から……

< 「参考人じゃない」と言う人あり >

小島委員

参考人じゃなくて、何だっけ。

< 「執行部に対する質疑」と言う人あり >

小島委員

執行部に対する質疑ということで、田村委員の方から、条例の切り口から質疑させていただきました。

私も、自民党県議団の方は、その条例を最初に認めて、一緒になって開発を推進した県にも責任あると、終始そういうような考えでありますけれども、ここに来て証人喚問を繰り返す中、積み重ねる中、みんな善意の第三者なんですね。私は悪いことだとは思わなかったとか、ありがたい証明書をもらったとか、そういう証言に終始しておりますけれども。

条例の解釈も重要な問題なんですけど、もう一つ、根幹となる 先ほど副知事の委員長質疑の中の答弁の中では、公共移転の収用証明は関係ないと言っておりましたけれども、実はそこが起点なわけなんだから、これだけ社会問題化している中で、何が原因だったのか、行政手続の瑕疵も、もちろん我々は100条委員会で追及していかなきゃならないけれども、そういうふうな瑕疵を起こさせた原因であると思われる収用証明の確認は、行政としてしっかり確認すべきじゃないでしょうか。公の国の機関と県と、県がしっかり、この原因となっている収用証明についてどういう証明だったのかということを、事実関係を明らかにしなければ何の問題解決にならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

すいません。今の御質問で、その確認というのは国に対する確認でしょうか、それとも原本の確認と、そういう意味なんでしょうか、すいません。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

原本の方も確認しなければいけないですし、もともと原本がありがたい証明書なわけですよ。実際に収用された人は全然違う収用証明に見えるものなんですから、この証明がどのように発行されたものか、確認すべきだと思います。それによって行政手続がゆがめられたという可能性もありますよね、いかがでしょうか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

収用等証明書につきましては、先ほど来お答えいたしましたとおり、開発許可を行うに当たってそれが可能かどうかとか、その面積を確定するものだというふうに、基本的にはそういう性格のものだと考えております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

冒頭申し上げたとおり、社会の役所の信頼が地に落ちるか、落ちないか、それぐらいの大問題だと思っております、この問題はね。ですから、開発の許可に使ったとか使わないとかじゃなくて、それが原因によってこれだけ大問題になっているわけですから、その問題の根幹を調べる、調査する必要があるんじゃないですか、証明を確認する必要があるんじゃないですか、収用証明の真偽を確認する必要があるんじゃないですか。開発のじゃないですよ、県庁として、副知事としてどうなんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今の御趣旨は、収用証明書を出した国に対して、その収用等証明書がどういう趣旨で出されたのかを確認しろというお話だというふうに受け止めました。どういう対応が可能か、ちょっと検討させていただきたいと存じます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

ですから、先ほどから繰り返しますけれども、ちゃんと審査したと言っているけれども、審査の中でその基準となるものが違うものが出ているんじゃない、審査になってないじゃないですか。だから、その審査の基準になるものを確認する必要がある。埼玉県として確認する必要があると申し上げておりますけれども、いかがでしょうか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

基本的には国から真正な証明書が出されたものと考えておりますが、どういう経緯で国がその収用等証明書を出したかについて、どういう確認のやり方があるのか、検討させていただきたいと存じます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

休憩前の議論を今のうちにしておかないと、ほかにもテーマがおありになるんでしょうから。市町村の事務である都市計画のその開発許可について、今回のことで、もちろん市の権限ではあるけれども、県の農林振興センターが、その市の条例だとクリアになりませんが大丈夫なんですかというふうに言ったことは、現在取り下げてはいないんですよ。それを確認させてください。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

事前打合せの27年段階で、大里農林振興センターの職員からそういう疑問を出させていただいたと。そういう疑問も踏まえて、熊谷市の方で最終的に判断して、転用可能だという判断が29年の4月に県に対して来たというふうに考えております。

委員長

中川浩委員。

中川委員

今お尋ねしたのは、責任の所在というのが今の副知事の答弁なんですけれども、そうではなくて、こういう許認可というのは県だけで判断ができないので、市町村の部分で、言うことを聞いてくれないケースも今後もあり得ると思うんですよ、今後ですよ。

今回のケースで考えると、県の立場としては、再度の質問になりますが、市の条例でそれはまずいですよねっていうふうに言ったことは取り下げないんですよ、それとも取り下げているんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

県として、27年当時、そういう指摘をさせていただいた、そういう疑問があったという、これはそういう経過がございますので、それは取り消す、取り消さないの問題ではないかと思えます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

取り消す、取り消さない問題じゃなくて、市と県は今回のケースでいうと作業は別、条例だとか許可だとかの作業は別だということは認識した上で、一連の流れを農林振興センターは心配をしてやってきたということで、取り下げたとか取り下げてないという問題ではないと言われてしまうと、現場の施設機関の職員の努力というのが水泡に帰してしまいませんか、どうですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

そういう熊谷市の条例適用に対して、県の職員として疑問があるという指摘はさせていただいたという事実でございます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

できれば最後にしたいんですが。ということで、取り下げてはいないんですね。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

取り下げるような話ではないと思います。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

今の話で、国による公共事業に土地収用等証明書というコピーがありますけれども、ここに「土地収用対象事業により対象となった敷地及び敷地に存する物件等」というところで、種類と数量ってあるんですけども、非常にこの場合の対象となった敷地と言われると、普通はそれが収用されたと思って、普通だと思うんですね、普通は。

ところが、この件について、田並前代議士に前回来ていただいて確認したら、決して数値は言わなかったと、ただ、残地の補償を見てくれということを求めたと。国の方は、求めに応じて書いたという言い方しているんですね。

ですから、国の方が、求めた中身をどういうふうに見てこの数字を書き込んだかは、これは国に聞かないと分からないところなんですけれども、この調査委員会じゃ及ばないところかもしれませんが、そもそも事前の、開発の場合は事前の協議というのがあるのは、フラットの場でいろいろ意見交換するという場ですね。そういう意味ですか

ら、頭の委員会でも出ましたけれども、県の方も一貫して、当初は特例で認められるのかという疑問を呈して、協議をしてきたんです。あるところから認められるって変わるんですね。私はそれを質問で聞いたんですけれども、分からないという答えだったんです。ですから、それは、私あえてさっきは繰り返さなかつただけの話なんですけれども。

確かに、一般的には、国が出した証明書だから、これを疑ってかかるということはあつちやならないし、ましては都市開発は、開発許可は熊谷市がやりますから、熊谷市のおろした開発許可があることをもって、開発許可と、それから農振除外できるということで農転が成り立つということで、一般論で分かるんです。ただ、今回の場合は非常にレアなケースだということで、公共移転、第1種農地の開発を認めるという非常にレアなケースで、その根拠がこの土地収用にあるということは、もう事前の協議の段階で分かっていたわけですから、そういう意味では、先ほど指摘があつたように、私は、丁寧さがね、慎重さが欠けたのは僕は事実だと思うんです、思うんですね。

それで、その当時のときに、開発許可の根拠にあるこの土地収用証明等の数字についてね、事前協議の段階で、少なくともきちっとこれを確認する、今となつては必要があつたと思うんですけれども、今となつてはという言い方あえてしますけれども、それについて、是非、副知事の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

先ほど来お答えさせていただいてありますとおり、基本的にはこの収用等証明書は、まずお話にもございました開発の許可の妥当性、あるいはその必要面積、認められる面積に使うものでございます。そういう意味では多分、県はその後に農地転用というのがあるので、ある意味、ちょっと歩引いた立場にはあつたのかなと。

ただ、この委員会でいろいろ事務手続等について、あるいは熊谷市との調整なんかについて御指摘いただいておりますが、そうした中で、先ほど田村委員からもお話しございましたように、国に対して、この収用証明書の趣旨についてどういう確認ができるのか、検討をしていってみたいというふうに考えているところでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、2点、質問させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、本件につきまして、所有権移転が発覚する前に、知事、副知事等に対して報告されていないということでありましたが、これは3割雇用のことも含めまして、間違いがないかという点を確認させてください。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

全く私も知らなかつたですし、知事も全く知らなかつたというふうに確認をしております

す。ちなみに、農林部から知事にこの件が初めて上がったのは、昨年の6月29日、この席には私も同席をさせていただいております。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それは、報・連・相という意味から、非常に問題があるのではないかなというふうに言わざるを得ないんですけども。

それからもう一つ、先般、田並証人がお越しになりまして、そのときに、政治家に会ったことはないという証言がありました。実際、知事、副知事等に対しまして、本件の関係者が、面会等を含めて働き掛けを行ったことがないかという点を確認させてください。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

知事あるいは農林部から確認をしている限り、知事に対しての働き掛けもございませんし、私に対しても全くございません。

委員長

木下高志委員。

木下委員

働き掛け、その前に面会等ということで申し上げましたが、それもありませんか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

昨年7月13日に短時間、田並氏が知事に面会をしている事実がございます。これは、資料としても提出をさせていただいているとおりでございます。当日は5分程度の面会で、ただ単に何というか、時候の挨拶があっただけだというふうに伺っております。

委員長

木下高志委員。

木下委員

このような時期に時候の挨拶に5分程度来るといふ、この自体が少し不自然さを感じるわけではありますが、これは本当に時候の挨拶で終わったということが事実なんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

この席には、秘書課に確認いたしましたところ、田並氏との面会には知事の随行の秘書も立ち会っております。その者の証言からも、そういうヤオコー、失礼しました、熊谷の土地に関する話は一切出てないというふうに確認をしております。

委員長

武内政文委員。

武内委員

私、ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけども、今までの答弁等を聞いておりますと、県側は正当にというか、特に落ち度なくやったように印象があるんですけども、ただね、それはやはり、今回の案件についてはやはり問題があると思うんですけども、その辺が認識がちょっと違うような気もするんですが、全体を通してどの点が問題だったのか、あるいは問題でなかったのか。それから、県の責任というのはどういうふうに考えているのか、そこを聞きたいんですけども。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

先ほど来お答えさせていただいておりますとおり、その農地転用の許可処分については、農地法なり、関係法令の趣旨に照らして、適正に行われたものだというふうに考えております。

ただ、今も多々御指摘ございましたように、その許可に至る手続については、熊谷市との調整の問題、あるいは本庁と地域機関の連携の問題など、反省すべき点が多々あるのかなというふうに思っております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、本特別委員会の調査結果も踏まえて、しっかり調整し、速やかに改善に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長

武内政文委員。

武内委員

そうしますと、委員会の審査結果も踏まえてと言うんですけども、県独自でやはりその検証なりするつもりはあるんですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今、問題点について、この調査特別委員会で御審議を頂いております。その調査結果も踏まえて、行うのがよろしいのかなと。ただ、先ほどございました国への収用等証明書その趣旨の確認につきましては、これはどういう方法が可能か、時期も含めて検討してまいりたいと考えております。

委員長

武内政文委員。

武内委員

一応確認ですけれども、そうするとやはり、私聞いたのは、やはり二度とこういうことが起こらないようにするには、問題点がきちんと県の方でも把握しなければ改善できないわけですから、そういう意味でお聞きしたんですけれども、よろしいですか。やるということではよろしいんですね。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

この委員会の御指摘もしっかり受け止めて、改善をしてみたいというふうに考えております。

委員長

中川浩委員。

中川委員

先ほど、7月13日に田並さんが知事に会ったというふうなことなんですけれども、その農林部の資料があると思いますので、資料要求を、委員に配るための資料要求をお願いしたいのですが、御用意いただけているのであれば、今、配布をお願いできないでしょうか。

委員長

ただ今、中川委員から提案のあったとおり、資料要求することに御異議ございませんか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
手続の詳細については、正副委員長に御一任願います。

< 発言する人あり >

委員長

今すぐ出せますか。

< 「御用意はしております」と言う人あり >

委員長

じゃあ、用意ができていますので、事務方、配布をお願いします。

< 資料配布 >

委員長

中川浩委員。

中川委員

資料配布の御配慮、ありがとうございます。

その上で、7月13日という日付が書いてありますので、知事が……

< 発言する人あり >

中川委員

(2)はともかく、(1)あるいは問題点について重要なことだと思いますので、この資料を作った経緯について御説明を頂きたいのが1つと、(2)を除いてですよ。

それから、3番の「今後の指導方針」というのは、口頭であれば御説明いただけたと思うので、口頭で御説明を頂きたいのですが、いかがでしょうか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

この資料は、先ほど申しあげました6月29日に勝手に所有権が移転されているという報告を知事に上げまして、第2弾として、7月13日当時の状況について知事に報告するとともに、一番下、3にございます「今後の指導方針」についても、知事の了解をとったものでございます。

今後の指導方針につきましては、趣旨といたしましては、農地転用の許可の趣旨に沿って新井製作所に事業を行ってもらおうよう今後、是正指導していくという内容でございます。

委員長

中川浩委員。

中川委員

7月13日というのは、見方を変えると、そのお話をしていなくても、そのお話をしたんではないかというふうに推察されることは否めなかったと思います。その上で、今回のことを教訓といたすとすれば、私は開発の許可だとか、何というんでしょう、生臭いことで県庁の許認可が疑われるようなことにならないために、例えばの話ですが、今回の案件でいえば、田並さんが知事に会うのではなくて、別な方法を、知事、執行部の幹部が判断するというふうことはやった方がよかったのではないかなと思うのですが、今回の教訓について、副知事はどのようにお考えですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今のお話、今後の事務対応の参考にさせていただきたいと思います。

委員長

中川浩委員。

中川委員

ごめんなさい。一般論でお答えになっても、参考にというのがよく分からないので。

要は、県庁でこの問題はまずいと思っていることがあったとすると、知事に会わせるかどうかのフィルターというのは、今後強まりますか、それとも今のまんまですか。副知事が対応するとか、部長が対応するとか、知事が対応しなくてもいい問題が、県庁の許認可等の影響を推察されないようにするようなことというのは、今、どのようにお考えですか。

委員長

奥野立副知事。

奥野副知事

今、委員からアドバイスいただきました点も踏まえて、今後、対応するように努めてまいりたいと考えております。

【証人に対する質問（埼玉県大里農林振興センター）】

委員長

それでは、私から、お二方に何点かお聞きいたします。

まず、田部井さんお一人に、幾つかお伺いします。

熊谷市上之地区内における農地転用案件について、いつからいつまで、どのような、担当として関わっていたのか、お伺いします。

田部井証人

私からでいいでしょうか。

委員長

はい、田部井さん。

田部井証人

じゃあ、私はですね、平成26年のですね、中旬頃からですね、平成28年の3月31日まででございます。私は、平成28年の3月31日で県職を1回退職いたしまして、そこまで一応農地の関係の事務を行っておりました。それ以降はですね、同じ農林振興センターで地域支援担当の方で、米・麦・大豆の生産振興と米のですね、生産調整を行っておまして、農地の関係の事務はその間は行っておりません。

それで、昨年3月にですね、一応、再任用の方もですね、全て県の方を退職いたしました。

以上です。

委員長

ただ今、平成26年中旬とおっしゃいましたが、何月ですか。

田部井証人

そこまでちょっと覚えていません。

委員長

覚えてない。

田部井証人

はい。

委員長

次に、所内で作成している農地調整相談記録書は、どの職位まで回覧するものなのでしょうか。本件については、当時、所内でどのように扱われていましたか。

田部井証人

すいませんが、ちょっと覚えておりません。

委員長

これは、一般的でもいいんですけれども、覚えありませんか。一般的にどうなんですか。

田部井証人

一般的にはですね、基本的には所長まで回していたと思います。ただ、そのときの記録をですね、どこまで回したかについてはですね、これだという確実な記憶はございません。

委員長

次にいきます。

新井機械製作所の土地と建物をヤオコーが取得し、スーパーマーケットを運営する計画だという話を、いつ頃、どなたから聞きましたか。

田部井証人

その内容については、特に聞いたことはございません。覚えていません。

委員長

もう一度お聞きしますけれども、新井機械製作所の土地と建物をヤオコーが取得し、スーパーマーケットを運営する計画だという話を、いつごろ、どなたから聞きましたか。

田部井証人

覚えておりません。

委員長

覚えてない。

田部井証人

はい。

委員長

次に、県と市と、田並氏などの関係者との事前の相談や打合せに、あなたも担当として出席していたことを記録で確認しています。これらの打合せは、あくまで仮定の話であって、農地転用許可申請時には全てリセットされ、なかったことになるのでしょうか。

田部井証人

ちょっとそこまで分かりませんが、その仮定での話はですね、仮定というか、その関係者等の話につきましてはですね、ちょっと具体的なですね、内容等については覚えてございません。

委員長

ちょっともう一度聞きますね。

田部井証人

はい。

委員長

県と市と、田並氏などの関係者との事前の相談や打合せに、あなたも担当として出席していたことを記録で確認しています。いいですか。

田部井証人

はい。

委員長

これらの打合せは、あくまで仮定の話であって、農地転用許可申請時には全てリセットされ、なかったことになるのでしょうか。

田部井証人

そういう、ちょっと……、事前のですね、打合せのときのですね、内容につきましては、具体的にはですね、ちょっと私の記憶の中にはないです。

委員長

打合せをされますよね。

田部井証人

はい。

委員長

これは、要するに農地転用許可申請時には、あくまで、今までのことは仮定の話で、全

て新しくリセットされたことになるのでしょうかという質問なんです。そんなに難しいことじゃないのかなと思うんですけども。

田部井証人

まあ、そういうことになると思います。

委員長

そういうことになるということによろしいですね。

田部井証人

はい。

委員長

事前の相談の中で、どうすれば形式上は法的にクリアできるかということを考え、申請受け付け後は、事前の相談内容は聞いていなかったことにして、形式上整っていれば許可する、それが実態ということでしょうか。あなたがいらした当時はどうだったか、お答えください。

田部井証人

私のときはですね、そのようなことまで、細かい話まではしたような記憶はございません。ちょっと見せてもらっていいですか。

委員長

じゃ、もう一度申し上げますね。

田部井証人

はい、いいですよ、はい。

委員長

ゆっくり申し上げますから。事前の相談の中で、どうすれば形式上は法的にクリアできるかということを考え、いいですか、ここまで。申請受付後は、事前の相談内容は聞いていなかったことにして、形式上整っていれば許可する、それが実態ということによろしいでしょうか。あなたがいらした当時はどうだったか、お答えください。

田部井証人

そのときはですね、私もちょっと、大分前の話なので、具体的なですね、内容とか定款の中身についてはですね、ちょっと覚えておりません。申し訳ないんですけど。

委員長

細かいことではなくて。それでは、申請がありますよね。

田部井証人

はい。

委員長

申請して、受け付け後は、事前の相談内容は聞いていなかったと。

田部井証人

いや、申請は受け付けてはいいです。私の中には、事前協議の前の相談でございましたので、具体的にはですね、相談者の方からこのような話があるんでということを知って、それをですね、代理人なり、又はですね、あと関係機関とちょっと打合せをしたような話でございますので、申請内容がどうのこうのという話ではございません。

委員長

形式上ですね、形式上。

田部井証人

形式上はですね、私は平成28年の3月31日まででございますので、農振の事前協議の中での前の話なんで、具体的にはですね、いわゆる農地転用許可とか、その前の前のぐらゐの話なんです。

委員長

もう一度、じゃ、簡単に伺いますね。

田部井証人

はい、いいです。すいません。

委員長

書類で、形式上整ってれば許可するということでもいいのですかということを知っているんです。形式上、書類が整ってればいいんですかということを知っているんです。

田部井証人

そういうことはないです。基本的には、申請者が目的どおり、事業計画どおりですね、物をつくるかどうかをですね、一応申請者から確認して、それでないと許可はできませんよという話はですね、事前の相談のときにも申請者に話してあります。

委員長

そうすると、事前相談も重視するということによろしいんですね。

田部井証人

事前相談のときも、そうです、はい。

委員長

じゃ、次にいきますね。

記録によれば、田並元代議士は、関係者を伴って相談に来ていましたが、計画の中心になっていたのは田並氏でしたか。

田部井証人

相談の中心は田並さんでございました。あと、随行者が何人かいましたけど、基本的には田並さんと相談をしました。

委員長

その随行者というのはどなたですか。

田部井証人

名前までは覚えていません。

委員長

じゃ、次いきます。

農地転用許可の申請者である新井機械製作所の社員と、電話や窓口でやり取りをしたことはありましたか。

田部井証人

恐縮でございますけど、私は平成28年の3月まで、農地関係の事務を行っておりまして、それ以後、いわゆる転用の関係については、私はですね、農地の関係からもう離れておりますので、具体的なそういう話は私の方にはないです。

委員長

次にいきます。

申請者本人に伝える必要のあること、例えば事業計画どおりに事業を行う必要があることや、農業従事者の雇用を3割以上とすること、所有権移転はできないことなどについて、全て田並氏を経由して伝えていたということなんでしょうか。

田部井証人

まあ、それは伝えてはありますけど、私はあくまでもですね、何回も言うように恐縮でございますけど、平成28年の3月までが私の農地関係の事務を行っておりまして、それ以後ですね、いわゆる私のときもですね、相談では、いわゆる農業従事者が3割以上の雇用が必要であるという話は、田並さんの方には話をしまして、了解得ておりますけど、農地転用の許可のときには、私は農地事務の方担当しておりませんでしたので、そこら辺については、具体的な話までではないです。基本的には私もですね、事前の事前の相談ぐらいのときにはですね、田並さんの方に、先ほど委員長が言ったような旨について話をしております。

また、農地転用許可のときは、私は農地転用の担当ではなくて、実務はしてなかったんで、それについてはちょっと、どこら辺までしたかは分かりません。

委員長

じゃ、次にいきます。

平成27年6月に、あなたは田並氏や熊谷市に対し、都市計画法34条の12号では第1種農地の開発はできないのではないかと指摘している記録があります。あなた以外には指摘した職員はいなかったのでしょうか。また、このほかに、市の開発許可に関して疑問に感じたことはありましたか。

田部井証人

そのころ何度かですね、市の関係者とかも相談しましたけど、その内容についてはですね、すいませんけど、具体的な内容まではちょっと覚えてないです。

< 発言する人あり >

田部井証人

いや、本当に言うと、もう3年前の話なんで、申し訳ないんですけど、関係者と具体的にどのようなですね、お話をしたかまでについてはちょっと覚えてはないんで、恐縮でございます。

委員長

あなた以外に、一緒とか別で、この件について指摘した職員は周りにいたわけですよ、思い出しませんか。

田部井証人

いや、いたかもしれませんが、具体的にはちょっと私も、でも、申し訳ないんですけど、もう3年前で、この案件があったんで、関係者ちょっと集まって話をしようという形になったことは覚えておりますけど、その中身について具体的なですね、どのような話をしたかということまでについてはですね、ちょっと覚えてないです。

委員長

この市の開発許可に関して、疑問に感じたことは思い出せませんか、疑問に感じたこと。

田部井証人

あ、疑問には.....ですね、開発許可の方は、基本的にはですね、基本的には熊谷市の開発審査課の方でやっている事務でございますので、私もですね、この案件が開発の方の許可を得られるかどうかの見込みについて、開発担当の方にですね、何回か確認しましたけど、開発の方が、大丈夫、許可ができる見込みであるということですね、言っていましたんで、一応それ以上はですね、私どもの権限を超える話でございますので、突っ込むことはできませんでした。

委員長

次に、熊谷市都市整備部長は、市条例で引用している都市計画法施行令の優良な集団農地や長期的に保全すべき農地について、どのような農地が該当するかの判断は、農業サイドと協議したと証言しています。どのような協議をし、回答したのでしょうか。

田部井証人

それについて、覚えてないです。覚えてないです。

委員長

覚えてない。

次に、第1種農地の開発許可について、農業政策課に文書で確認しましたか。確認した

のであれば、どのような回答だったのでしょうか。

田部井証人

特に、文書で確認等はしてないと、してございません。

委員長

じゃ、口頭でしましたか。

田部井証人

それも覚えていません。

委員長

もう一回繰り返しのような、ダブるところもあるんですけども。

田部井証人

はい、いいです、はい。

委員長

あなたが示した疑問に対する開発審査課からの回答は、納得のいくものでしたか、疑問や心配はなくなりましたか。

田部井証人

すいませんが、よく覚えていません。

委員長

では、次に、奈良原さんに伺います。

農振除外に当たっては、開発と農地転用の事前調整があることを踏まえると、県としては農地転用と開発、双方の要件について確認した上で同意するというところでよろしいですか。

奈良原証人

はい。通常ですと、それぞれまず担当者の打合せで、どんな形で開発をしていくのか、それに対して農地法上どんなふうに進めていくのか、まず概略の打合せがあらうかと思えます。その後にはですね、担当者会議みたいな形で、一応開発の見込みを確認をしてございます。最終的にはですね、熊谷市の方から、いわゆる開発の許可と農転の許可を、許可日を合わせるというんですかね、そんな形のものがあるもんですから、文書でのやり取りしている、そんな状況がございます。

委員長

じゃ、次に伺います。

奈良原さん、本件の開発の要件については、どのように確認したのでしょうか。

奈良原証人

開発の要件は、私としては直接は確認をしてございません。ただですね、当初、除外か

ら入るわけでございますけども、そのときに、市の農業振興課さんの方が同じ市内の開発サイドの方へどんな形でというのは確認していますし、また、何て言うんですかね、農地転用の申請の段階につきましても、熊谷市の農業委員会さんが同じく市の開発サイドの方には確認をしています。ちょっと私の方では、当然それが前段で終わっているというふう
に考えておるもんですから、私の方からは特に確認はしてございません。

委員長

奈良原さん、あなたは、都市計画法34条の12号で第1種農地を開発できるのかということについて、どのように確認したのですか。

奈良原証人

先ほど、何て言うんですかね、話が出ております相談記録の中でこんなやり取りがあったんだということで承知はしていますけども、当時いなかったもんですから、あえて私が所長のときには、そういうやり取りあったということは報告では聞いておりますけども、直接都市計画法の方の確認というのは私はしてございません。

委員長

次にですね、田部井さんに伺います。

相談地は第1種農地であり、原則転用許可できないが、例外的に3割雇用を条件に許可は可能である。しかし、許可を受けた事業者から第三者への転売はできない。このことを田並氏側に伝えたのでしょうか。

田部井証人

それは話したと記憶しております。

委員長

伝えた。

田部井証人

はい。

委員長

次に、田部井さんに伺います。

平成27年6月19日の大里農林作成の記録によると、あなたは田並氏側に、許可を受けた新井機械製作所が数年間運営し、その後ヤオコーに所有権移転することはできないのかと提案し、田並氏側から、難しいと断られています。

また、27年6月26日の県と市の打合せで、あなたはこう発言しています。「『所有権移転目的での同時許可後、新井機械製作所が土地の所有権を取得して造成・建築工事に着手する。この工事の途中で地目変更を行い、ヤオコーに地位承継する』というフローになるように訂正してもらう。」

あなたは、あるいはあなたの部下は、当時、地目が農地から宅地に変更されれば所有権移転できるという趣旨の説明をしたことはありましたか。

田部井証人

すいませんけど、そのことについては覚えておりません。

委員長

次、じゃ、奈良原さん一人に伺います。

行政を含めた関係者が、農振除外の申請の直前まで所有権移転ありきで打合せをしていたわけですが、農振除外本協議の決裁時にフローチャートで部下から説明を受けた際、フローどおりにはできない、所有権移転はできないと、相手側にいつ説明したのかについて、あなたは部下に確認したのですか。

奈良原証人

それぞれ除外段階で、これは申請者が市の農業振興課で、除外の申出をしておられるし、するわけでございますけれども、そのときも農業振興課さんの方が、申請者が自ら事業を行う。私どもも、本協議の回答のときにも、あくまでも申請者が行うもんだ、決して、相談の中では所有権移転みたいな話があったけども、それはもうそういうことはやらないで、申請者が確実に事業をやっていたと、そんな形でですね、それぞれ話をしております。

委員長

確認したならば、なぜその内容を記録に残すような指導をしなかったのですか、本当に確認したのですか。

奈良原証人

記録に残さなかったと言えればそれまでなんですけども、特に除外の回答、また、農転許可時 許可というんですかね、そのときに当然、担当の方で公文でそれぞれ、除外であれば熊谷市の農業振興課さん、農転の許可であれば熊谷市の農業委員会さんを通じて、それぞれ申請者に許可書を渡す、そんな流れになっているものですから、その辺は特に文書で残さず、通常の流れの中で、何て言うんですかね、進んでいった、そのように考えています。

委員長

次にいきます。

あなたは以前、本案件は非常に珍しい案件という認識だったと言いました。そのような案件で、かつ所有権移転ありきの協議を行っていたと報告されていたならば、リスク管理として許可指令書を発行する際には、再度、所有権移転できないことを伝えるなどの配慮が必要に思います。あなたは当時、どのようになさったのですか。

奈良原証人

例外規定と言うんですかね、その中で幾つか、農地法どおりだったと思います。その中の一つが、今回の農業従事者の就業機会の増大、そんな項目で、3割雇用も含めてですね、申請が上がってきました。当然、事前相談の中でいろんな議論、検討を行ったことは担当から報告を受けておりましたけども、特に許可を出すときですね、私の方で決裁をして、それを担当ベースで公印を頂き、市の農業委員会へ直接交付、市の農業委員会さんから申請者の方へ交付をする、そんな流れになっておりまして、ちょっとその段階でですね、担当の方に、じゃ、今回特別だからとか、ちょっとその辺の記憶、ちょっと言ったか、言わなかったかもちょっと定かじゃないというか、よく覚えてないというのが、そういうのが実態でございます。

委員長

次に、農業委員会事務局に対して、申請者に交付する際には、所有権移転できないことを必ず申し添えるよう伝えたのですか。

奈良原証人

はい。多分、通常であれば、何と云うんですかね、農地担当の方から市の農業委員会の方へ交付をするときに、そんなに、また、それぞれ毎月何十件という数があるものですから、その中で渡しておると思いますんで、私としても直に担当に、これが特別なんだとちょっと言った記憶もないんですけども、担当から市の農業委員会へ許可書を交付するときも、どこまで担当として述べたかというのは、申し訳ない、ちょっと私は確認をしてございません。

委員長

じゃ、次にいきます。

代理人の田並氏は、平成30年1月に、従業員が集まらず新井機械で事業を行うことを断念せざるを得ないと、大里農林に相談したと証言しました。この際、どのように対応したのでしょうか。第三者への所有権移転はできないことを確実に伝えたのでしょうか。

奈良原証人

すいません。30年の1月ってお話でございましょうか。

委員長

もう一回言いますね。

奈良原証人

はい。

委員長

代理人の田並氏は、平成30年1月に、従業員が集まらず新井機械で事業を行うことを断念せざるを得ないと、大里農林に相談したと証言しました。この際、どのように対応したのでしょうか。第三者への所有権移転はできないことを確実に伝えたのでしょうか。

奈良原証人

何て云うんですかね、多分、所内でそういう話が多分出たこともないですし、私も田並さんから相談があったということはないです。

委員長

職員からも聞いたことはないんですか。

奈良原証人

はい。職員からも聞いたことないし、担当内でそういう話が出たということも聞いたこともないです。

委員長

じゃ、次いきますね。

これまでの調査の中で、公共移転による開発許可の根拠である収用等証明書が、収用の実態を表していなかったことが判明しました。当時の許可権者として、審査は十分だったという認識は変わりませんか。

奈良原証人

ちょっと新聞等でも見させていただきましたが、収用証明書の記載の面積と言うんですかね、前回で証言に立ったときも、収用証明書を見せていただきました。ただ、決裁当時ですね、それぞれ申請された書類というものは不備も認められず、また、担当ベースですね、農業委員会等とやり取りする中でも、新井機械さんが自ら計画書どおり事業を行うんだという形であったもんですから、私としては特に問題があったというふうには考えてございません。

委員長

次いきます。

新井機械製作所、田並氏、ヤオコー、たばたプランニング、申請者本人及び関係者は、誰一人として、「所有権移転ができないことを知らなかった」と証言しました。理解していなかった相手側だけに非があるのでしょうか。相手側が理解できるように伝える工夫や努力を続けていたと言えますか、あなたの認識を伺います。

奈良原証人

どう言ったらいいんでしょうか。農地法上、所有権移転というのが、地権者から、いわゆる事業計画者、いわゆる申請者の方に通常は移るわけでございます。今回のお話のように、その第三者と言うんですかね、に移るということは、全く農地法上は想定をしてないんだと思うんです。

もう一つはですね、ちょっと多分、前回のお話のときに出たんですけども、事前相談の中で地位の承継みたいな話がありました。それぞれ開発サイドから提案をして、農林サイドとしても検討した経過という形になるかと思うんですけども、やはり農地法上はそういったこと、いわゆる第三者への所有権移転というのは厳しいという反応してございまして、その辺については、それぞれの段階ですね。私は、新井機械さんとか、ほか代理人とか会ったことないもんですから、それぞれの段階で、それぞれ市の農業振興課又は市の農業委員会、私ども農林振興センターの中でですね、いわゆる第三者への所有権移転はできないみたいな話はされていることと思います。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

証人のお二人は、本当にありがとうございます。また、奈良原さんにおかれましては、二度もお越しいたしまして、本当にありがとうございます。ちょっと確認したいことがありますので、すいませんけれども、よろしく願いいたします。

まずですね、田部井さんにお伺いをさせていただきます。

田部井さんはですね、27年6月の2日に農地調整相談をやっております。そのときに

はですね、熊谷市の都市計画課、農業振興課、農業委員会が来て、出席者は田部井さんと当時の課長、当時の主事が、3人が同席をしている中で、田部井部長はですね、開発許可の根拠条文は都市計画法34条12号であるが、熊谷市条例では1種農地は対象外になっているが問題はないかと、6月の2日の時点で聞いています。

それで、次回6月5日の打合せまでには課題を整理してほしいというふうに、問い掛けています。この6月5日のあれを見るとですね、もう突然ですね、もう熊谷市がですね、12号区域の原則を含めないものの何のって、政令を持ち出してですね、「あ、それじゃ問題ないですね」って答えているんですね、田部井さんは。

何でこの1種農地が条例で対象外になっていることを指摘をしながら、政令を持ってくる回答に問題ないって回答しているのか、ちょっと教えてください。

田部井証人

すいませんけど、3年以上前のお話で、各都市計画法の条文等についての質疑応答があった話だと思いますけど、それについては、恐縮でございますけど、今覚えてございません。

田村委員

ここに、これ農林振興センターから出てきている書類なので、記録なので、ちょっと見てもらって、記憶をよみがえらせてもらってもよろしいでしょうか。

委員長

ただ今、田村委員から、提出を受けた記録を証人に閲覧させたい旨の発言がございました。これを認めることとし、事務局に閲覧させます。よろしいでしょうか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

じゃあ、お願いします。

< 記録閲覧 >

田部井証人

すみませんけれども、都市計画の条文も現時点は覚えておりませんし、当時ですね、こういう問答をしたことについても覚えておりません。

田村委員

そうしたら聞き方を変えます。

要はですね、今までの委員会での審議において、その部分については、実は県側は熊谷市の解釈権に委ねて、熊谷市の解釈権にのっとってやったというような答弁なんですね。それで、なのに、6月の2日の時点で田部井さんは、何で熊谷市の条例は、これがあるんだということを指摘されているのでしょうか、お伺いします。

田部井証人

恐縮でございますけれども、当時のことはちょっと覚えてございません。

田村委員

そこに書いてあるじゃん。

田部井証人

失礼しました。書いてありますけれども、現時点としては、当時このようなことを述べたことは記憶にございません。

田村委員

じゃ、基本的なことを聞きます。

開発申請とか 開発申請じゃないや、農振除外の申請、農業開発の申請に関しまして、田部井さんが御指摘をしているとおり、当該の県に申請を上げてくる段階で、開発とかいろんな書類を見ますよね。その段階で不適合が市の条例等々であるときは指摘をしているというのが今までの流れでしょうか。それとも、そこは指摘をしないものなんでしょうか、いかがでしょうか。

田部井証人

先ほど何回も申し上げて恐縮でございますけれども、農地の事務をやっておりましたのは、平成28年の3月31日までです。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

私の聞いているのは全く違って、あなたが県の農林申請の許可を、じゃ、していたときに、事務をやっていたときに、これだけじゃないですよ。これだけじゃなくて、事務をやっていたときにそういう申請があって、当該市の条例等々、規則等々に触れるものがあったときには指摘をするんですかしないんですかということを知っているんです。

田部井証人

申し訳ないけども、ちょっとその当時、そういう指摘をしたかどうかについてもですね
.....

田村委員

これじゃなくて、通常の話ですよ。一般論。

田部井証人

一般論の話も、ちょっとすみません。農地の運営の事務については、3年間ずっと農地の関係の事務を行っておりませんので、一般論として、当時はですね、当然農地担当でございましたから、田村委員が言うように、一般論としてね、これはこういう判断とか、こういう判断をして適正な事務を行ってございましたけど、現時点ではですね、そのような事務についても長く行っておりませんし、私も、農地担当については、何回も申し述べて恐縮でございますけれども、平成28年の3月31日.....

田村委員

じゃ、証言拒否とって受け止めさせていただきたいというふうに思います。

そうすると、その時点のことは一切覚えていなくて、全く答えられないと。覚えていないからということによろしいでしょうか。

田部井証人

その時点の内容については、現時点については、ちょっと答弁は忘れた、覚えていないとしか答弁のしようがないです。

田村委員

そうしましたら、すみません、田部井さんにお越しいただいても全く無意味だったなというふうに今自己反省に陥っているところでございますが、そうしたら、奈良原証人にお伺いをさせていただきます。

これまでの委員会で、いろんな膨大な資料を頂いて、いろんなところのお話を聞いたりなんかしている中で、先ほどですね、農林部から出てきた資料にも記載をされているんですけども、そもそも代理者である田並さんもヤオコーも新井さんも 新井機械もですね、全て事業承継はできるものだ、所有権移転ができるものだと思って、そうやって説明して、農林振興センターに許可もらったよって言っちゃっているんですよ。このことについて、どういうふうに思いますか。

奈良原証人

すみません、私はそれは変な話だと思います。先ほどちょっと申しましたけども、いわゆる農転許可の場合に、地権者から事業申請者の方に、これは所有権が動くわけですけども、その先ということはある得ない話なものですから、いわゆる新井機械さんだったりヤオコーさんだったり、先ほどお名前挙げていた方々ですよ。その方たちが振興センターで、第三者への所有権移転ができるというのは、そういうふうに説明受けたというのは、私はちょっとそれはおかしいのかなというふうに思います。

田村委員

これね、ポイントがありまして、この間、太幡さんにお話をお伺いしたときに、僕もよく分かったんですけども、許可までの時点までは、この紙は所有権移転できませんよみたいな捉え方なんですね。民民の土地の開発許可等々が出た後は、もう民民の関係だから、行政が介入できなくなるから所有権移転ができますって認識なんです、皆さん。許可の時点ではできないと思っているんです。その後はできるってみんな思っているんです。そのとおりに進んでいるんです、全てが。

フローチャートを振興センターの方で作った、この間おっしゃってましたね。所長が、こちらの方で作ったんじゃないですかねっておっしゃっていた、あのフローチャートどおり動いているんです、全てが。この結果について、率直な感想をちょっと聞かせてください。

奈良原証人

すみません、その許可がおりてからは民民なので、いわゆる自由だみたいなお話なんでしょうか。

田村委員

そういうふうに皆さん言っていますよ。

奈良原証人

それは、農地法の趣旨からいうと違うと思います。あくまでも、事業者が事業計画をつくって、申請をして、このとおり事業計画をやるんだという形のもので、それを許可して実現をしていくんだという、これが大筋の流れでございますので、それを許可後だからといって……

田村委員

申し訳ないですけども、私はそのこと分かっているんです。この許可申請に、手続きに携わった皆さんが分かっているんです。

今の委員長の質疑の中でも、大里農林振興センターがそのことを明確に伝えていたり確認をしている書類がないんです。そこが問題点だと思うんです、この勘違いをさせちゃっている。もともと勘違いをさせるようにというか、このとおりに動くように、フローチャートのおりに動くように指導していたとしか見えないんです、そういうものがないから。そのことについてはいかがですか。

奈良原証人

すみません、確かに資料というか、私もそういうふうに指導した資料というんですかね、第三者への所有権を移転、注意等は部下、要するに職員等に、担当等にしていましたけれども、特にそれを資料化しろみたいな話はしていませんでしたので、確かにその辺では明確に残っていないというのは、大変これは申し訳ないというふうに考えます。

田村委員

そこですよ。県側も、事務としてはそのきっちりとした所有権移転ができないという文書もなければ、指摘をした、したと言っても口頭上だけで、きちっと明確な文書が出てこない。熊谷の開発の資料を見ると、熊谷の開発の方から 熊谷の農業委員会だけ、文字が消えちゃったのは。

< 「開発」と言う人あり >

田村委員

開発から出ている資料には、その文言があるものとなないものと2種類出てきている。ないものを申請者側が持っている、書いてあるものが開発側が持っているという不思議な現象が出てきている。全くもって、この案件は調べれば調べるほどおかしいんですね。これは、きっちりとして県が指導していれば、文書で明確にしていれば、こんな問題も起こらなかったし、まずもって第1種農地について、きちっと指導していれば、ここスタート起点ですよ。一番最初に田部井さんが6月の2日に指摘しているんです。第1種農地だから熊谷市は開発できませんよと。その開発の根拠をきちっと出してくださいと言っているんです。開発の根拠が条例改正しますというんだったら私は分かりますよ。でも、条例改正もしてこないで、いきなり上位の施行規則持ってきて、これでできますとやって、それを認めちゃっている手続って、すごいですよと思うんですよ、私は。指摘しているのにですよ、県側が。その根本的なところが、事務的に落ち度があったことが今回の100条につな

がっている全ての原点だと思うんですね。そのことについて、今、私がお聞きしたことについて、これ、行政上、手続事務を怠ったかなというふうに感じますか、感じないですか。

奈良原証人

どう言ったらいいんですかね。先ほど施行規則というお話がございました。その中に、いわゆる第1種農地の例外規定という形で、それぞれ項目が並んでいると思います。基本的には、農地を守るというのが農林振興センター、農地をうまく使って農業施策というんですかね、そのことが第一に考えないといけないんですけども、例えば、自己用住宅だとか、もしくは加工施設だとか畜産施設だとか、あくまでも守らなくちゃいけないんですけども、そう言った中でも、いわゆる例外的に認められている部分があるものですから、それについては国の規則で定まったといえ、そのとおりでございますので、非常に文書として残していないというのは申し訳ない部分ですけども、特に施行規則を出されると、じゃ、それも、ちょっと怖いんですけど蹴飛ばしてね、市の条例が優先だよというのは、なかなか言えないんだと思います。施行規則を蹴飛ばして、いわゆる市の条例というのはなかなか...

田村委員

すごいですね、私は、びっくりしてしようがないですね。これ、熊谷市の制定している条例は上乗せ条例なんです、施行規則に関する上乗せ条例なんです。じゃ、上乗せ条例を守らないでいいですという指導をしているんですか。

奈良原証人

すみません、市の条例というのが どう言ったらいいんだろう.....

田村委員

多分御存じなかったらいいんですけど、熊谷市の条例では、1種農地は開発できないことになっているんです。原則ないんです。施行規則は原則があります。そのことを指摘されているんです、田部井さんは、当時優秀だったんでしょう、今忘れちゃっていますけど。それを御指摘しておいて、突然3日後に、そのことがなくなって施行規則で運用を始めちゃうんです、県も施行規則で。

< 「政令」と言う人あり >

田村委員

政令だ、政令で運用を始めちゃうんです。これがおかしいって御指摘をさせていただいて、それについてどう思いますかって聞いているんです。

奈良原証人

すみません、ちょっと私が今の話、理解不足だったところがあります。

政令であったり施行規則であったり、そういう市の条例につきましても、当然それぞれありますので、それはもっと調整というんですかね、詰めるべきだったろうというふうに思います。

田村委員

詰めるんじゃないくて、ここはきっちりと指導しななくちゃいけないことですよ。あなたの

ところはこういう条例を制定して指摘しているんですから、さっきの文書で田部井さんが指摘をしているんですから、そのとおりに指摘をして、これが直らない限り前には進めませんよというのが普通で、通常で、通常の法律の運用ですよ。このことは、私の認識は間違いないですよ、お伺いします。

奈良原証人

先ほどの相談記録で、そういうふうに田部井の方で指摘をしたのであれば、それに対する回答としてですね、通常であれば、いわゆる市の条例と施行規則、こうなっているんだけど、その条例も条例、施行規則も施行規則、ただ、そこでどんな形で調整という言葉は変ですけども、済んでいるのか、そこはよく当時議論すべきだったろうというふうに思います。

田村委員

これ、議論することじゃないんですね。法律の運用の問題なんです、運用。でも、行政マン、長年やられていたら分かりますよね、条例が優先で。

これね、いいですか、九都京市で排ガス規制やっていますけれども、いいんだ、そんなもの関係ないんだよ、そんなもの条例だから関係ないんだよ、法律はもっと数値が高くて大丈夫なんだよって排ガスばらまいているのと一緒なんですよ。俺は政令にのっとしてやっているんだからって発言をするのと一緒ですよ。東京都がたばこで上乘せ条例やって、いいんだよ、これ、法律は違うんだから、俺は政令にのっとしてたばこ吸うんだよ、ここでって、言っているのと一緒なんです。上乘せで条例を制定しているんだから、それについて県が気付いているんです、指摘をして。気付いているんだったら、その指導どおりに運用されていないとおかしいんじゃないですかって私は聞いているんです。一般論を聞いているんですよ。

奈良原証人

一般論であれば、当然市の条例のとおり、今、市の方も考えていただくというのが普通だろうというふうに思います。

田村委員

そうなんですよ。これが一般論なんです。でも、一般論を無視して今回運用がされている事実について　これ事実です、についてはどう思いますか。

奈良原証人

なかなか、どう言ったらいいんですかね。本来であれば開発の方で、いわゆる市の条例若しくはそういったものでできないよという話が多分筋なんだろうと思います。ただ、そこで開発サイドで、ちょっとそれは私も開発の議論に加わっていませんので答えようがないんですけども、開発サイドの内部の議論というんですかね、検討で施行規則の方をみたいなことしか、私はちょっと分からないです。

田村委員

ちょっと行き違いになっちゃうので余り聞きませんけども、いいんです、ここが指摘がなく、田部井さんが指摘をしていなくて、そういう条例を県が知らなくて、申請手続に入っちゃったというなら分かるんです。でも、御指摘をしていて、これからは進めませんよ、

回答くださいと言っていて、全然違うものを持ってきて回答して、あぁいいですか、3日後に変わっちゃうんです、考え方が。これは明らかに、行政手続上、法運用上、まずいと思いませんか聞いています、今、私は。いかがですか。

奈良原証人

ちょっと答えづらい質問ですね。どう答えたらいいんでしょう。確かに法解釈みたいなのがついてくると田村委員のおっしゃるとおりなのかなということも言えますし、また、それぞれ開発サイドでですね、どんな形で議論したのかも、ちょっと分かりませんので、ちょっと……

田村委員

すみません、開発の考え方関係ないんです。県がこういうふうには指導していて、回答を持ってきてくださいと。それについては ごめんなさい、長くなっちゃって。さっきのどこ……、これか。6月だ。分かりました。6月の、これ、今、私が言ったのは、6月2日の時点のお話で、田部井さんが第1種農地の指摘をされているんです。その回答くださいと言っているんです。6月の5日に、先ほど説明したとおり、全然違う回答を、政令運用の回答を熊谷の開発課が持ってきて、それを問題ないですと言っちゃったんですね。3日で変わっているんです。その前の6月1日の段階でも、田部井さんは、開発当局から都市計画法34条の12号で公共移転するということは何ったと。でも、問題があるということ、農林調整とれない可能性があるということも指摘しているんですね、もうその前の日にも。前の日にも指摘していて、田部井さんはそのときに、農業政策課にも確認して調整します、回答しますと言っているんです。その結果が2日なんです。2日に課題をちゃんと整理して欲しいと言って、その3日後に中身が変わっちゃうんです。この一連のあれ、私が疑問に思うことがおかしいのか、行政の手続上がおかしいのか、率直にどうでしょう、どっちなんですか。私がおかしいんですか。

奈良原証人

話を聞いている限りですね、一般論としては、私もちょっとおかしいかなと。ただ、当時のやり取りを私もどんな形で、例えば田部井さんの方で、それだったらという返事をしたのが、ちょっと経緯分かりませんので、一般論としてはちょっとと思いますけども、その件のときはそのときもいませんでしたし、田部井さんがどういうふうには判断したかも、当時分かりませんので、ちょっと御勘弁を頂きたいと思います。

田村委員

じゃ、その件に関しては、証言拒否ということで受け取らせていただきます。

もう1点伺います。

今回の案件で、これね、今さっき私のお話した段階で、条例の段階で、熊谷市の条例に抵触するよというところで切っていれば、前に進まないんです。ここに不許可の例外というものを持ってきて、いろいろ始まってくるんですね。そこをクリアされないと、本当は後ろに進まないんですけれども、クリアできないから、でも、進んじゃったので、開発が。ちょっとお聞きしますけれども、通常手続をしちゃっているときに、開発のものとかいっぱい出てきますよね、熊谷市からですね。出てくる中で、これ、原点が公共移転ですよ。公共移転の証明が収用証明書ですよ。収用証明書をこの委員会で参考人招致等々をしていて、誰も原本を見ていないんです、田並さんしか。それ以外の人は原本を見たときない。

みんなコピー見ているんです。農林振興センターは、原本見たときありますか。

奈良原証人

その除外なり農転についている添付書類しか見たことないと思います。ですので、当然コピーなんだろうと思います。

田村委員

それで、これね、県の開発手続として、元所長ですけど、振り返って、原本を確認する必要があると思いませんか。

奈良原証人

確かに添付されていたのはコピーでございます。あの収用証明書というのは、いわゆる法的に添付をされる書類ではないんですね。どうも少しあの後、関係者にも話を聞いてみたんですけども、農業委員会が開発サイドに求めて添付した、そんな形になっているものですから、まして、なかなか本物というのは、そんな関係もあって添付されなかったんだろうというふうに思いました。

田村委員

これ、申請上に、このコピーは確認されているんですよ。確認されているということは、一連の県の事務の手続の流れで、まあまあこんなものについているんだということは確認したんですよ。その原本がどこにあるか、今、疑わしい状況が発生しているんです。それについて、県として確認、再度原本をする必要が私はあると思うんですけども、確認してみたいと思いませんか。

奈良原証人

すみません、同じ農林振興センターの所長という立場では必要性は高いだろうと思うんですけども、今、大分県という形のものですから……

田村委員

そうしたらですね、私が危惧しているのはですね、この原本を誰も見たときないことというのはすごい問題で、実は、公共移転による開発が、埼玉県じゃなくて違うところでやっていた、手続を。県をまたいで、また山形に戻っているかもしれない、この利用して農地転用されている可能性も出てくるんですね。誰も原本見ていないから、確認のしようがないし、これを行政手続上、一回使ったら終わりですよという、駐車券のはんこみたいな、そういったものが全くなされてないんですね。こういう手続をしっかりと踏む必要があると思うんですけども、今の御認識をお伺いしたいと思います。

奈良原証人

確かに証明書、公印を押してありますけれども、あれもコピーですから、確かに言われれば本当に本物かというところ、うんというところはあるんですけども、そういった意味でいえば、個人的にですよ、個人的には本物を見たいという気はします。

田村委員

本物を見て、その本物に対して、これは一回埼玉県で公共移転で使いましたよという証

明なりはんこなりを押す必要が、そういうものには必要なんじゃないですかと私は思うんですけど、そういうのはいかがで、そういう事務手続が必要だったんじゃないかということについてはいかがですか。

奈良原証人

すみません、何ていうんですかね、例えば、公文書でいうと収受印というものを押しまします。いつその文書を受けましたよと。今の話ですと、最初に多分都市開発サイドさんがいわゆるコピーを頂いたんだろうと思います。そのときに、都市開発サイドさんで、コピーとはいえ、いつ、この書類を受けましたみたいな形で収受印みたいなものがあるとよかったのかな、そういうふうに考えます。

田村委員

そうですね。そういうものですね。それが原本に押されるべきであって、それがもし不可能であるならば、コピーしか添付されていないのであれば、確認の必要がありましたよね、山形河川国道事務所に。

奈良原証人

すみません、それは農林としての確認という意味合いですか。それにつきましては、前回でも申し上げたかと思うんですけども、公共移転という話でいきますと、やはり第一の確認というのは都市開発サイドだと思いますので、そちらに確認を委ねていました。

田村委員

それは分かっているんです。私が言いたいのは、先ほどから言っているように、県の手続上で添付されてついで来た、コピーがついてきた。これについて、そういう懸念が、私が抱いているような懸念が、行政手続上の懸念があるものだから、確認する必要が当時あったのではないかということをお聞きさせていただいているんです。

奈良原証人

すみません、当時、どの農転申請でも同じなんですけども、書類を頂いて、最初に100%書類が整ってくるというのは通常ないんですね。担当ベースでそれぞれ農業委員会とやり取りして、こういう書類が足りない、若しくはこの辺をどう考えるのかという、通常ですと幾つかやり取りをして、書類が整備されるものですから、そういった中では確認というのは本当にこれでいいのか。ただ、除外時で、それでも一応通ってきます。併せて今度は、農業委員会から農転の書類として上がってきたものですから、当然もう除外時にきっちりやっているんだという、多分そういう、仕切るんですかね。そんなものがあったかもしれないです。

田村委員

最後にします。それが、事務がちょっと、何ですかね、しっかりしていなかった、県としてですね。反省点じゃないかなというふうに私は思うんです。いかがでしょうか。

奈良原証人

多分そこまで確認をしていない。確かに、多分ちょっと担当ベースでね、書類をどこまでやりとりをしたかというのは私も知りませんが、そういった意味では、所長の確認

がしっかりしていなかったというふうに思います。

田村委員

いいです。

委員長

まだありますか。

武内政文委員。

武内委員

田部井さんにお聞きしたいんですが、大分前のことで覚えていないというあれもあったので、念のためお聞きします。

27年の1月なんですけど、9日にですね、その前にいろいろ農地の分断とかの話相談されていて、1月5日に田並さんに回答すると。本庁の方から川村部長と農政課長というあれが、記録があるんですけども、その後、1月9日にセンターの所長さんから田並さんに1種農地の不許可の例外の話をしたというふうに、田並さん自身が出しているわけです。そういう書類があるんですけども、これはあれですか、3割雇用という内容だったんでしょうか。覚えていますか。

田部井証人

すみませんが、そのことについては覚えておりません。

武内委員

分かりました。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

すぐ終わりますから、すみません。質疑させてもらいます。

奈良原証人にお聞きいたします。

先ほど所有権移転目的、所有権移転のことで質疑したけど、覚えていないと。議事録も覚えていないということなんですけれども、実際に新井機械とヤオコーはこのとおり実行しましたよね。それで、ここに証言に来て、知らなかったと言っておりますけれども、下手すればね、このままもめて開店ができなくて損失を与えられた、企業が損失を与えられたと。それで通知を、営業ができないから損失を与えられたと。だけれども、覚えていないという発言等もあって、県に損失を与えられ ちょっと頭が整理できないな。県が訴えられることもあるわけ、通知されていないと。

実際、先ほど資料提供を頂いた中の、7月の5日に大里農林に田並さんが、読み上げますけども、事前に大里農林振興センターに申請に係る相談をしている段階で、新井からヤオコーに事業承継を行い、所有権を移転する予定であることを説明しており、許可の要件も、要件の一つである地元農業者の3割雇用もヤオコーは実現するというのを田並さんが大里農林振興センターに行って発言しているわけですよ。発言しているんです。だけれども、先ほどの証言だと覚えていないということなんだよね。お話をしたが覚えていな

い。みんな善意の第三者で、覚えていない、覚えていないだけでも、もしこれが精査をした上で許可がなくなった場合に、あるいは事業が運営できないとなった場合に、そのとき申し伝えられなかった。そういうことは、所有権移転、事業継承はできないということをお申し伝えられなかったということで県が訴えられたらどうするんですか。

奈良原証人

ちょっと今、考えがまとまらないです。ちょっと答えが今できない状況です。

小島委員

それともう一つね、先ほど副知事あるいはお二人に、奈良原さんに聞いてもそうなんですけれども、公共移転の収用証明を取り扱うのは市だから、一線を置いて関係ないという話だけでも、先ほど奈良原さんは、優良な農地を許可するに当たっては、厳正な審査をやって、最小限ね、開発の許可は最小限にするべきだというようなお話があったかと思うんですけれども、そういう方向にのっとりながら許可をしているんだということで理解をしておりますけれども、そうしたら、面積を確認したり、事前にどのような目的で使われていたかということを確認すべきではないですか。

奈良原証人

すみません、ちょっとその辺、行き違いがあろうかと思うんですよね。確かに開発サイドですと公共移転みたいな話になってくるんですけれども、なかなか農地法ですと、公共移転みたいなルールがないものですから、それは当然事業計画、今回スーパーの建設という形ですけれども.....

小島委員

いやいや、だから、今回のケースのお話、流れはいいですよ。だけれども、本来はその根拠となるもの、今270平米しか、新井さんは売っていないという、そこに書類があるから、本来だったら最大の2倍だって540平米ぐらいで済んだわけだね、最初に確認していれば。どうですか、そこら辺は。

奈良原証人

すみません、それについては、まず頭の中に、一つは開発サイドが第一に行く、もう一つはですね.....

すみません、収用証明書が、確かに数字は今非常に大きなかい離がある形になってますけれども、当時、しっかりと公印も押されていて、公文書という形で添付されたものですから、そういうふうに、そのまま、ああこういうものだという形で見させていただきました。

小島委員

ですから、今、当時の所長だったら、そういう、どうでしょうか、確認しますか。

奈良原証人

何ていうんですかね、これからの話については、今回のこういった形のものを、体験というんですかね、実際あったについて、より慎重な審査というんですか、確認をだと思うんですけれども、ちょっと今の時点で、当時そこまでどうだったかというのは、難しかった

んだろうなと、こんな感じがします。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

ちょっと証人お二人に確認をしたいんです。我が党の質問の流れの中で疑義が解明されないので、先ほど休憩前に質疑したんですが、頭の中、まとまらなかったなので、それを今まとめてきましたので、御質問させていただきます。

まずは田部井さんなんですけれども、平成27年の6月1日と6月2日に、市の条例に適合しないからやめた方がいいんだよ、やめた方がいいんじゃないかというようなお話をした議事録、先ほど拝見してもらいました。だけど、5日になったら、今度進められるというような展開になりました。なりましたよね、さっき。覚えていないけど、政令を読んで、政令を読み込んで、だったら可能だということに解釈が変更になりました。そして、その後の6月19日、先ほど委員長からの質疑にありますけど、7ページでもこの発言があったわけです。6月19日、田並さんに許可を受けた新井機械製作所が数年間運営し、その後、ヤオコーに所有権移転することはできないのかと提案し、田並さん側から、難しいと断られている。そして、その次のページの6月26日には、所有権移転目的での同時許可後、新井機械製作所が土地の所有権を取得して造成、建築工事に着手する。工事の途中で地目変更を行い、ヤオコーに地位継承するというフローになるように訂正してもらう。あなたが、田部井さんがそういうふうに発言をされておる記録が残っておりますけれども、終始、先ほど来記憶にないということなんですけれども、全く記憶にないということでしょうか。少し思い出したことが、今までの議論や質疑の中で思い出したことがあるとか、ないでしょうか。なかなかこういうケースは、一般の農転と違って、ないケースだから、覚えて、思い出したんじゃないかなと思ひまして、ちょっとその点お伺いしたいんですけれども。

田部井証人

恐縮でございますけれども、ちょっと思い出せない状況でございます。

小島委員

全く思い出せないということですか。その全てじゃ、克明じゃなくても、流れとか、何だろな、こんな話したかなとかでも覚えていないということですか。

田部井証人

恐縮ですけれども、大分前のことなので、思い出せないんですけど。

小島委員

それでは、奈良原さんにお伺いいたしますけれども、奈良原さんは終始、フローチャートどおりにやらないと指導したと言っておりますけれども、実際には書類として、記録として、県が指導して、ヤオコー、新井機械が、先ほどの指導に覚えていないとおっしゃっていますけれども、その記録のとおり、関係者もいるわけですからね。これは県としてだけでやっているわけじゃなくて、相手方もいるわけですから、指導のとおり実行したとい

うことになるんじゃないでしょうか、結果。

奈良原証人

すみません、そのフローチャート、私が農転許可の決裁時に、過去のいきさつという形で説明を頂いたものです。先ほど県が作成してみたみたいな話があったんですけども、それはないということで、はっきりと言わせていただきます。

あくまで私の考えというか、感じた点ですけども、事前相談で、いわゆるいろいろな議論が出た。その一環としてそういったものがつくられた話だったものですから、確かに所有権移転がなされたという事実はありますけども、それは非常に変な話ですね、何ていうんですか、適正に行うもの、いわゆる事業申請者、新井さんが事業計画どおりにスーパーを運営する、それが第一義、まず必要だろうと。所有権移転されたというのは、非常に残念としか言いようがありません。

小島委員

先ほど来お聞きしているのはですね、みんな、私は知らなかったとか善意の第三者が多いんですけども、ただ、こういう記録を見ながらやっていくと、県が指導のとおり、客観的に見てくださいよ。指導のとおり、結果としてはフローチャートのとおり実行した。それが結果なんじゃないんでしょうか。

奈良原証人

すみませんが、決して県が指導したということはないと思います。

小島委員

いや、だからね、先ほど来お話ししていますけど、6月1日、2日には、条例に合わないですよ。そして、5日の日に態度が変更していますよね。だけど、19日には県と市と事業者含めて協議をして、じゃ、一時期やってどうですかと指導していますよね。一時期やって、新井機械さんからヤオコーさんに代えたらどうですか、でも、田並さんは「だめですよ」。週明けで26日になったら、今度は、今お話ししたとおり、「ヤオコーさんに地位承継するよ」ということでフローを作成してもらおうよ、フローになるように訂正してもらおう」とお話ししていますよね。そういう記録に残っているポイント、ポイントを合わせていくと、みんな私は知らない、やっていないと言いながら、指導した結果どおりになっているということを考えると、彼らは聞いていないと言っているわけだから、この事業がうまくなくなって損失が出た場合、これは県の指導に基づいてやったものだから、これは損失の原因は県にあるということで訴えられかねないと思うんですけども、いかがでしょうか。

奈良原証人

すみません、私の認識では、事前相談の中で、先ほども発言があったにしろ、例えば地位承継等、それに合わせた農転の変更許可みたいな話もあったかと思います。それは、事前相談の中での可能性の議論であって、あくまでも、農転の申請時には新井機械さんが自らやるという形で考えていました。

損害云々というのにはお答えしにくいと思います。

小島委員

先ほども田部井さんに聞いて、委員長が、形式が整っていれば許可するのかしないのかって、いや、分からないという答えだったけれども、正にお答えを今、奈良原さんがされたのかな。形式が整って、申請時に形式を整えていけば、その後のことまで指導していたのに、指導していたけれども、そのときだけ合っていればよかったんじゃないかということで、この事業は推し進められたものと我々は断定せざるを得ないですけれども。

奈良原証人

すみません、いわゆる最初に申請書が上がってくるときに、決して100%の申請書ではないんですね、通常の場合。それぞれ担当と農業委員会さん、又は代理人さん等で、こういう点はどうですかっているんな質問をぶつけてですね、その中で許可に向けて書類の整備をされるものですから、そのやり取りの中で、所有権移転じゃなくて、新井機械さんがスーパーをやるんだ、そんな形で確認ができたものですから、私どもとしては許可をさせていただいた、そんな形になります。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

補足でちょっとお伺いします。

これ今言っているのは、27年6月26日に田部井さんが指導しているんですね。これは所有権移転目的での同時許可後、株式会社新井製作所が土地の所有権を取得して、造成、建築工事に着手する。工事の途中で地目変更を行い、株式会社ヤオコーに地位継承するというフローになるよう訂正してもらうというふうに田部井さんが指導しているんですね。指導しているんです、田部井さんがこのように。

それで、この先ですね。7月2日の日には、田部井さんは、工程表の手続の流れを再度整理して記載してほしいというふうにも依頼しているんですね、このことについて。全てですね、地位継承があることを前提で、また、7月の2日に田部井さんは、地権者からヤオコーに直接土地の所有権を移転する計画であると伺った。農転許可後に新井製作所が土地所有権を取得して、建物工事に着手し、地目変更を行った後に株式会社ヤオコーに地位継承するという計画ではだめなのかって、逆にまた質問しているんですね。県の指導の中で、このように導くように指導していて、しかも、結果がそのとおりになっているんです。明らかに県の指導、事前協議の段階でストーリーが書かれていて、そのとおりにやっているというふうにしか読み取れないんです。

そのことを指摘させていただき、これ以上聞いても禅問答になっちゃうので、我々は指摘させていただいて、私の質問は終わりにします。

【熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議案に関する動議についての説明】

板橋委員

ただ今、配付いたしました案文の朗読をもって説明にかえたいと思います。

熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議（案）。

熊谷市上之地内における農地転用許可等については、本日までの委員会審査を通じ、次に述べるとおり疑義が生じている。

熊谷市開発許可等の基準に関する条例第4条ただし書では、「優良な集団農地、その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域」については、開発許可が認められてい

ない。この点については、平成27年6月に大里農林振興センター担当部長から熊谷市開発審査会に対して指摘していることが、本委員会の求めにより提出された記録及び本委員会の審査の結果から明らかとなっている。

当該指摘に対する熊谷市開発審査課からの回答について、条例の解釈についての精査を怠った上、同課からの開発許可の見通しのみをもって農地転用許可等を進めたことは、県民の貴重な財産である第1種農地の保存という観点からは極めて不適切である。

また、県と関係者の事前相談で、第三者に転売する前提での不適切な指導が県から継続して行われた結果、農用地利用計画変更の本協議の同意の起案に添付されていたフローチャートのとおり、実際に所有権が移転するに至っている。

さらに、開発許可の根拠となった公共移転について、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所から発行された「公共事業による土地収用等証明書」には、敷地面積全体の面積である6,540.38平方メートルが記載されていたが、実際に買収された土地の面積は226.21平方メートルであることが本委員会の審査で明らかになった。行政手続上、熊谷市の開発許可と本県の農地転用許可は密接に関連していることから、県として、公共移転の根幹となる収用等証明書の確認が不十分であったと言わざるを得ない。

よって、県は、本件農地転用許可等の手続が適正に行われたか、再度慎重に精査すべきである。

以上、決議する。

以上です。

【熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議案に対する質疑】

なし

【熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議案に対する討論】

並木委員

この決議に対して反対討論を行います。

これまで数多くの時間を割き、そして予算を割き、証人の宣誓の下に証言が行われてきました。この決議の文を読みますと、再度慎重に精査すべきであるということは、一体、この100条委員会で調査すべきことは何だったのかという、その根本が崩れてしまうと思います。

よって、この決議に対しては反対をいたします。

【熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議案の検討のための休憩動議についての説明】

木村委員

先ほど板橋委員から、熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する決議案が出されましたけれども、私は、この決議案に対して休憩を求める動議を提出させていただきます。

大変急に出てきた決議案でございまして、私としましては、持ち帰りまして会派で諮らないとですね、賛否を表明できません。

よって、採決を延ばしていただきたい。休憩の動議を求めるところであります。